

## 商 品 分 類 表

	ページ
説明	1
製造品及び賃加工品分類表	3
09 食料品	3
10 飲料・たばこ・飼料	7
11 繊維工業品	8
12 衣服・その他の繊維製品	12
13 木材・木製品	15
14 家具・装備品	17
15 パルプ・紙・紙加工品	19
16 印刷・同関連品	21
17 化学工業製品	22
18 石油製品・石炭製品	27
19 プラスチック製品	28
20 ゴム製品	31
21 なめし革・同製品・毛皮	33
22 窯業・土石製品	35
23 鉄鋼	40
24 非鉄金属	42
25 金属製品	44
26 一般機械器具	48
27 電気機械器具	56
28 情報通信機械器具	61
29 電子部品・デバイス	63
30 輸送用機械器具	65
31 精密機械器具	68
32 その他製品	71

平成17年12月

経 済 産 業 省



(2) 調査票甲「13 ウ 加工賃収入額 (年間)」の記入について

ウ 加工賃収入額 (年間)		他の企業の所有する原材料又は製品に賃加工して平成 17 年中に引き渡したものに対して、受け取った加工賃又は受け取るべき加工賃を記入してください。(消費税額を含む。)														
	番 号						賃 加 工 品 名	金 額								
	兆	千億	百億	十億	億	千万		百万	十万	万円						
⊗	2	8	1	3	9	1	ラジオ受信機・テレビジョン受信機					3	9	8	8	8
	2	8	1	4	9	1	電気音響機械器具 同部分品・取付具・附属品					6	7	7	7	

注1：「⊗」欄は、市区町村又は都道府県で使用しますので、記入の必要はありません。

2：「番号」欄は、分類表にある賃加工品名の左側についている6桁番号を記入してください。

3：「賃加工品名」欄は、分類表の賃加工品名のあとに（賃加工）とついている品名を1品目1行を用いて記入してください。

4：該当欄の記入については、「工業統計調査のお願い」の工業調査票甲の記入の仕方の説明に準じてください。

(3) 調査票乙「9 製造品出荷額等」の記入について

9 製造品出荷額等																	
(1) 製造品とは、自己の所有する原材料によって製造された製品をいい、製造品には副産物、製造工程から出たくず、廃物も記入してください。																	
(2) 製造品には、原材料を他に支給して製造させたものを含め、仕入れてそのまま販売するものは含めないでください。																	
(3) 同じ企業の他へ引き渡したのもも製造品出荷額に含めてください。																	
(4) 製造品名、賃加工品名、番号、数量単位名などの記入に当たっては、商品分類表を参照してください。																	
(5) 出荷額は、工場出荷価額によって記入してください。																	
ア 品目別製造品出荷額 (年間) (消費税等内国消費税額を含む。)																	
	番 号						製 造 品 名	数 量 単位名	数 量	金 額							
	千億	百億	十億	億	千万	百万				十万	万円						
⊗	1	2	1	2	1	3	成人女子・少女用ブラウス	ダース	2,350					5	2	0	0
	1	2	1	5	1	2	スポーツ用衣服						3	2	2	8	
	1	2	2	9	1	1	ニット製スポーツ上衣	デカ	1,486					1	8	2	6
	1	2	3	1	1	1	綿織物製下着	ダース	5,945					2	4	1	4

注1：「⊗」欄は、市区町村又は都道府県で使用しますので、記入の必要はありません。

2：該当欄の記入については、「工業統計調査のお願い」の工業調査票乙の記入の仕方の説明に準じて記入してください。

(4) 調査票乙「9 イ 加工賃収入額 (年間)」の記入について

イ 加工賃収入額 (年間)		他の企業の所有する原材料又は製品に賃加工して平成 17 年中に引き渡したものに対して、受け取った加工賃又は受け取るべき加工賃を記入してください。(消費税額を含む。)														
	番 号						賃 加 工 品 名	金 額								
	千億	百億	十億	億	千万	百万		十万	万円							
⊗	1	2	3	2	9	1	ニット製下着							8	2	6

注1：「⊗」欄は、市区町村又は都道府県で使用しますので、記入の必要はありません。

2：該当欄の記入については、「工業統計調査のお願い」の工業調査票乙の記入の仕方の説明に準じて記入してください。



中分類09 - 食料品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	
0931	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品(野菜漬物を除く)		0945 91	食酢(賃加工)	-	
0931 11	野菜缶詰(瓶詰・つぼ詰を含む) きのこ、たけのこ、アスパラガス、トマト等	-	0949	その他の調味料		
0931 12	果実缶詰(瓶詰・つぼ詰を含む)	-	0949 11	香辛料(練製のものを含む) カレー粉、からし粉、こしょう粉、わさび粉、七味とうがらし、にんにく粉、につけい粉、とうがらし粉等	-	
0931 19	その他の缶詰(瓶詰・つぼ詰を含む) みつ豆缶詰、ジャム缶詰、ゆであずき缶詰等	-	0949 12	ルウ類 カレールウ、シチュールウ、固形カレー等	-	
0931 21	冷凍野菜・果実	-	0949 19	その他の調味料 スープ類、だしの素、エキス、タレ、濃縮そば汁等	-	
0931 29	その他の農産保存食料品 ゼリー(果実加工品)、ピーナッツバター、ジャム、マーマレード、乾燥野菜、乾燥果実、野菜の水煮、果実のシロップ漬、乾燥きのこ、ジュース原液、乾燥いも、干柿、かんぴょう、マッシュポテト等	-	[注: 粉味そは094111に、粉しょうゆ、固形しょうゆは094211に分類される。]	0949 91	その他の調味料(賃加工)	-
0931 91	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品(賃加工)	-		0951	砂糖(国内産の甘味資源作物を原料とするもの)	
0932	野菜漬物(缶詰・瓶詰・つぼ詰を除く)		0951 11	粗糖(糖みつ、黒糖を含む)	-	
0932 11	野菜漬物(果実漬物を含む) たくあん、梅干、らっきょう漬、わさび漬、かす漬、からし漬等	-	0951 12	精製糖	t	
			0951 91	砂糖(賃加工)	-	
0932 91	野菜漬物(賃加工)	-	0952	砂糖		
0941	味 ぞ		[注: 購入した粗糖から精製したもの及び購入した精製糖から製造加工したものを含む。]	0952 11	精製糖(購入した粗糖・精製糖から製造加工したもの)	t
0941 11	味ぞ(粉味ぞを含む)	t		0952 91	精製糖(賃加工)	-
0941 91	味ぞ(賃加工)	-	0953	ぶどう糖・水あめ・異性化糖		
0942	しょう油・食用アミノ酸 しょう油、食用アミノ酸(粉しょう油、固形しょう油を含む)	k l	0953 11	ぶどう糖、グルコース	t	
			0953 12	水あめ、麦芽糖	t	
0942 91	しょう油・食用アミノ酸(賃加工)	-	0953 13	異性化糖	-	
0943	うま味調味料		0953 91	ぶどう糖・水あめ・異性化糖(賃加工)	-	
0943 11	グルタミン酸ソーダ	t	0961	精 米		
0943 19	その他のうま味調味料	-	0961 11	精米(砕精米を含む)	t	
0944	ソ ー ス		0961 12	精米かす ぬか、はい芽等	-	
0944 11	ウスター・中濃・濃厚ソース	k l	0961 91	精米(賃加工)	-	
0944 19	その他のソース類 トマトケチャップ、マヨネーズ、トマトピュレ、トマトソース、ドレッシング等	-	0962	精 麦		
0944 91	ソース(賃加工)	-	0962 11	精麦 压榨麦、ひき割麦等	t	
0945	食 酢		0962 12	精麦かす	-	
0945 11	食酢	k l	0962 91	精麦(賃加工)	-	
			0963	小 麦 粉		
			0963 11	小麦粉	t	
			0963 12	小麦製粉かす ふすま等	-	
			0963 91	小麦粉(賃加工)	-	

中分類09 - 食料品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
0969	その他の精穀・製粉品		0981	植 物 油 脂	
0969 11	こんにやく粉	k g	0981 11	大豆油	t
0969 19	その他の精穀・製粉品	-	0981 12	混合植物油脂	t
	あわ、ひえ、そば粉、きな粉、白玉粉、み じん粉、とうもろこし粉、豆粉、はったい 粉、米粉、香せん(煎)等			サラダ油等	
0969 91	その他の精穀・製粉品(賃加工)	-	0981 13	植物油搾かす	-
			0981 19	その他の植物油脂	-
0971	パ ン			やし油、綿実油、ごま・えごま油、菜種油、 米ぬか油、あまに油、ひまし油、パーム油、 パーム核油、カポック油、落花生油、つば き油、きり油、オリーブ油、麻実油、とう もろこし油、しょうゆ油等	
	[注: サンドイッチ、ホットドック等は099935に 分類される。]		0981 91	植物油脂(賃加工)	-
0971 11	食パン	-	0982	動 物 油 脂	
0971 12	菓子パン(イースト・ーナッツを含む) アンパン、ジャムパン、チョコレートパン 等	-	0982 11	牛脂	t
0971 91	パン(賃加工)	-		ヘット	
0972	生 菓 子		0982 12	豚脂	t
0972 11	洋生菓子	-		ラード	
	ケーキ、ケーキ・ーナッツ、カステラ、パ イ、プリン、パームケーキ、マロングラ ッセ、ホットケーキ、ゼリー等		0982 19	その他の動物油脂	-
0972 12	和生菓子	-		にしん油、さめ油、いわし油、さなぎ油、 さんま油、鯨油、たら油、いか油、内臓油、 グリース、タロー、ミール、骨油等	
	最中、ようかん、まんじゅう、団子、大福 餅、おはぎ、生八つ橋等		0982 91	動物油脂(賃加工)	-
0972 91	生菓子(賃加工)	-	0983	食 用 油 脂	
0973	ビスケット類・干菓子			[注: 購入した動植物油脂をさらに加工したもの に限る。]	
0973 11	ビスケット類、干菓子	-	0983 11	ショートニング油	t
	クラッカー、乾パン、せんべい(小麦粉、 でんぷんを原料としたもの)、クッキー、 えびせんべい(油菓を除く)、らくがん(落 雁)等		0983 12	マーガリン	t
0973 91	ビスケット類・干菓子(賃加工)	-	0983 19	その他の食用油脂	-
				精製ラード、精製ヘット等	
0974	米 菓		0983 91	食用油脂(賃加工)	-
0974 11	米菓	-	0991	で ん ぷ ん	
	あられ、せんべい、うるちせんべい、おこ し、おかき、八つ橋等			[注: 可溶性でんぷんは179911に分類される。]	
0974 91	米菓(賃加工)	-	0991 11	でんぷん	t
				さつまいもでんぷん、馬鈴しょでんぷん、 コーンスターチ等	
0979	その他のパン・菓子		0991 12	でんぷんかす	-
0979 11	あめ菓子	-	0991 91	でんぷん(賃加工)	-
	キャラメル、あめ玉等		0992	め ん 類	
0979 12	チョコレート類	-	0992 11	即席めん類	-
0979 19	その他の菓子	-		即席中華めん、即席和風めん、スナックめ ん等	
	かりん糖、ポテトチップ、チューインガム、 甘納豆、味付豆、乾燥ゼリー菓子、ウエハ ース、砂糖菓子、ザボン漬、アイスクラン デー、ポップコーン、ピーナッツ菓子、ス ナック菓子、コーンフレーク等		0992 12	和風めん	-
0979 91	その他のパン・菓子(賃加工)	-		うどん、きしめん、そば、そうめん等	
			0992 13	洋風めん	-
				スパゲッティ、マカロニ等	
			0992 14	中華めん	-
				中華そば、ラーメン、チャンポンめん等	
			0992 91	めん類(賃加工)	-

中分類09 - 食料品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品番号		
製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
0993	豆腐・油揚		0999 19	その他の酵母剤	-
0993 11	豆腐、しみ豆腐、油揚げ類	-		ふくらし粉、しいたけ種駒、きのこ種菌、 クロレラ、酵素等	
0993 91	豆腐・しみ豆腐・油揚げ類(賃加工)	-	0999 21	こうじ、種こうじ、麦芽	-
0994	あん類		0999 31	ふ、焼ふ	-
0994 11	あん類	-	0999 32	バナナ熟成加工	-
	生あん、練あん、乾燥あん等		0999 33	すし、弁当	-
0994 91	あん類(賃加工)	-	0999 34	切餅、包装餅(和生菓子を除く)	-
0995	冷凍調理食品		0999 35	調理パン、サンドイッチ	-
0995 11	冷凍調理食品	-	0999 36	レトルト食品	-
	魚類フライ、スティック、コロッケ、し ゅうまい、ぎょうざ、ハンバーグ(冷凍)、 米飯(冷凍)等		0999 39	その他の製造食料品	-
0995 91	冷凍調理食品(賃加工)	-		いり豆、こんにゃく、納豆、エッセンス、 パン粉、人造米、ゆば、春さめ、こぶ茶、 玄米茶、はぶ茶、せんべい生地、ところ てん、育児食、プレミックス食品、粉末 ジュース、玄米乳、甘酒、即席ココア、 最中のかわ、野菜つくだ煮、食品添加物、 豆乳、ホップ、中華まんじゅう、カレー 缶詰、麦茶、植物性蛋白、オブラート、 鉄火味そ、ピーナッツ味そ、タイ味そ、 ゆず味そ、食用ゼリー粉末、ハンバーグ (生)、米飯、健康食品等	
0996	そう(惣)菜		0999 91	他に分類されない食料品(賃加工)	-
0996 11	そう(惣)菜	-			
	煮豆、うま煮、焼魚、卵焼、野菜いため、 きんぴら、コロッケ、カツレツ、天ぷら、 フライ、しゅうまい、ぎょうざ、酢れん こん、サラダ、グラタン、卵豆腐、ハン バーグ(火通し)等		5964 00	販売電力	千kWh
0996 91	そう(惣)菜(賃加工)	-	5966 00	製造工程からでたくず・廃物	-
0999	他に分類されない食料品				
0999 11	イースト	t			

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

## 中分類 10 - 飲料・たばこ・飼料

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
1011	清涼飲料		1031 11	荒茶	kg
	〔注：乳飲料、乳酸菌飲料、コーヒー入り牛乳は 091217に分類される。〕		1031 12	緑茶（仕上茶） せん茶、まっ茶、番茶等	kg
1011 11	炭酸飲料 サイダー、コーラ、炭酸水等	-	1031 13	紅茶（仕上茶）	kg
1011 12	ジュース オレンジジュース、トマトジュース、パイ ンジュース、果汁（原液以外のもの）等	-	1031 91	製茶（賃加工）	-
1011 13	コーヒー飲料（ミルク入りを含む） コーヒー缶詰、コーヒーシロップ、ミルク 入りコーヒー飲料等	-	1032	コ－ヒ－	
1011 14	茶飲料 緑茶、紅茶（ミルク入りを含む）、ウーロ ン茶等	-	1032 11	コーヒー 粗びきコーヒー、インスタントコーヒー等	-
1011 15	ミネラルウォーター	-	1032 91	コーヒー（賃加工）	-
1011 19	その他の清涼飲料 シロップ、滋養飲料、豆乳飲料等	-	1041	製 氷	
1011 91	清涼飲料（賃加工）	-	1041 11	人造氷	t
1021	果 実 酒		6041 00	冷蔵保管料	-
1021 11	果実酒 ぶどう酒、りんご酒、みかん酒、いちご酒 等	kl	1051	た ば こ（葉たばこ処理を除く）	
1021 91	果実酒（賃加工）	-	1051 11	たばこ 紙巻たばこ、葉巻たばこ、刻みたばこ、パ イプたばこ等	-
1022	ビ－ル		1051 91	たばこ（賃加工）	-
1022 11	ビール	kl	1052	葉 た ば こ	
1023	清 酒		1052 11	葉たばこ（処理したものに限る）	-
1023 11	清酒（濁酒を含む）	kl	1052 91	葉たばこ（処理したものに限る）（賃加工）	-
1023 12	清酒かす	-	1061	配 合 飼 料	
1023 91	清酒（賃加工）	-	1061 11	配合飼料 動物性・植物性たん白質混合飼料、フィッ シュソリュブル吸着飼料等	-
1024	蒸留酒・混成酒		1061 12	ペット用飼料 愛がん動物用飼料、観賞魚用飼料、ドッグ フード、キャットフード等	-
1024 11	添加用アルコール（飲料用アルコール） （95%換算）	kl	1061 91	配合飼料（賃加工）	-
1024 12	焼酎	kl	1062	単 体 飼 料	
1024 13	合成清酒	kl	1062 11	単体飼料 貝殻粉飼料、酵母飼料、魚粉飼料、羽毛粉 飼料等	-
1024 14	ウイスキー	kl	1062 91	単体飼料（賃加工）	-
1024 15	味りん（本直しを含む）	kl	1063	有 機 質 肥 料	
1024 16	発泡酒	kl	1063 11	有機質肥料 骨粉肥料、魚肥、海産肥料、植物かす、バ ーク堆肥等	-
1024 19	その他の蒸留酒・混成酒 ジン、ウオッカ、ブランデー、薬味酒、リ キュール、ラム、老酒、梅酒等	-	1063 91	有機質肥料（賃加工）	-
1024 91	蒸留酒・混成酒（賃加工）	-	6064 00	販売電力	千kWh
1031	製 茶		6066 00	製造工程からでたくず・廃物	-
	〔注：こぶ茶、玄米茶、はぶ茶等は099939に分類 される。〕				



数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

## 中分類 11 - 繊維工業品

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
1111 製 糸			1129 91	その他の紡績糸（賃加工）	-
1111 11	器械生糸、座繰生糸、玉糸	t	1131	ねん糸（かさ高加工系製造業を除く）	
1111 19	その他の生糸 野蚕糸、副蚕糸、天蚕糸、さく蚕糸、きび そ、びす、揚り繭、のし糸等	t	1131 11	綿縫糸、綿ねん糸 編織糸、漁網糸、漁具糸、レース糸、刺し ゆう糸等	t
1111 91	製糸（賃加工） 〔注：製糸副産さなぎは616600に分類される。〕	-	1131 12	絹（生糸）縫糸	t
1121 綿 紡 績 糸			1131 13	その他の絹（生糸）ねん糸	t
1121 11	純綿糸（落綿糸を含む）	t	1131 14	合成繊維縫糸	t
1121 12	混紡綿糸（落綿糸を含む） 〔注：コンデンサ綿糸は112111又は112112に 類される。〕	t	1131 15	その他の合成繊維ねん糸 編織糸、漁網糸、漁具糸等	t
1121 13	落綿（紡績工程からでたもの）	-	1131 19	その他のねん糸 ビスコース・スフねん糸、人絹ねん糸（ア セテートを含む）、毛ねん糸等	-
1121 91	綿紡績糸（賃加工）	-	1131 91	ねん糸（賃加工）	-
1122 化学繊維紡績糸			1132	かさ高加工系	
1122 11	純ビスコース・スフ糸 〔注：長繊維又は短繊維は174に分類される。〕	t	1132 11	かさ高加工系 クリンプ加工系、ストレッチヤーン等	-
1122 12	混紡ビスコース・スフ糸 〔注：コンデンサビスコース・スフ糸は112211 又は112212に分類される。〕	t	1132 91	かさ高加工系（賃加工）	-
1122 13	ビニロン紡績糸（混紡を含む）	t	1141	綿・スフ織物（合成繊維紡績糸織物を含む）（幅 13cm以上） 〔注：広幅織物（幅51cm以上のもの） 小幅織物（幅13cm以上、51cm未満のもの）〕	
1122 14	純アクリル紡績糸	t	1141 11	ポプリン、ブロードクロス	千㎡
1122 15	混紡アクリル紡績糸	t	1141 12	かなぎん、粗布、てんじく、細布、ネル	-
1122 16	純ポリエステル紡績糸	t	1141 13	別珍、コールテン	千㎡
1122 17	混紡ポリエステル紡績糸	t	1141 14	クレープ	千㎡
1122 19	その他の合成繊維紡績糸 キュプラスフ糸、アセテート紡績糸、純ナイ ロン紡績糸、混紡ナイロン紡績糸、ポリ プロピレン紡績糸、塩化ビニル紡績糸等 〔注：コンデンサ合成繊維糸は112213～ 112219に分類される。〕	-	1141 19	その他の綿広幅生地織物	千㎡
1122 91	化学繊維紡績糸（賃加工）	-	1141 21	タオル地	t
1123 毛 紡 績 糸			1141 29	その他の綿広幅糸染織物	千㎡
1123 11	純羊毛糸	t	1141 31	白もめん（さらし地、手ぬぐい地、ゆかた地）	千㎡
1123 12	混紡羊毛糸	t	1141 39	その他の綿小幅織物 和紡織物等	千㎡
1123 13	純紡毛糸	t	1141 41	ビスコース・スフ生地織物	千㎡
1123 14	混紡紡毛糸	t	1141 42	ビスコース・スフ先染織物	千㎡
1123 15	落毛（紡績工程からでたもの）	-	1141 43	アクリル紡績糸織物	千㎡
1123 91	毛紡績糸（賃加工）	-	1141 44	ポリエステル紡績糸織物・ポプリン、ブロー ドクロス	千㎡
1129 その他の紡績糸			1141 45	その他のポリエステル紡績糸織物	千㎡
1129 11	その他の紡績糸 絹紡糸、さく紡糸、絹紡ちゅう糸、亜麻糸 （混紡を含む）、ちよ麻糸（混紡を含む）、 黄麻糸、和紡糸、ガラ紡糸、くず（葛）紡 績糸、水車紡績糸、ばしょう（芭蕉）紡績 糸、三河紡績糸等	-	1141 49	その他の化学繊維紡績糸織物 ナイロン紡績糸織物、ビニロン紡績糸織 物、ポリプロピレン紡績糸織物、アセテ ート紡績糸織物、キュプラ紡績糸織物、ポリ エチレン紡績糸織物、ポリ塩化ビニル紡績 糸織物等	千㎡
			1141 51	綿・スフ・合成繊維毛布地	千㎡
			1141 91	綿・スフ織物（合成繊維織物を含む）（賃加 工）	-

中分類 1 1 - 繊維工業品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品番号		
製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
1142	絹・人絹織物(合成繊維長繊維織物を含む)(幅13cm以上)		1151 91	丸編ニット生地(賃加工)	-
	注: 広幅織物(幅51cm以上のもの) 小幅織物(幅13cm以上、51cm未満のもの)		1152	たて編ニット生地	
1142 11	羽二重類(交織を含む)(広幅のもの)	千m <sup>2</sup>	1152 11	合成繊維たて編ニット生地	t
1142 12	クレープ類(絹)(広幅のもの)	千m <sup>2</sup>	1152 19	その他の繊維製たて編ニット生地 綿たて編ニット生地等	t
1142 19	その他の絹広幅織物	千m <sup>2</sup>	1152 91	たて編ニット生地(賃加工)	-
1142 21	ちりめん類(小幅のもの)	千m <sup>2</sup>	1153	横編ニット生地	
1142 22	その他の絹先染小幅織物	千m <sup>2</sup>	1153 11	横編ニット生地(半製品を含む)	t
1142 23	その他の絹後染小幅織物	千m <sup>2</sup>	1153 91	横編ニット生地(半製品を含む)(賃加工)	-
1142 31	絹紡織物	千m <sup>2</sup>	1161	綿・スフ・麻織物機械染色(タオル地染色を含む)	
1142 41	ビスコース人絹織物	千m <sup>2</sup>	1161 11	綿・スフ・麻織物精練・漂白・染色	-
1142 42	キュブラ長繊維織物	千m <sup>2</sup>	1161 12	合成繊維紡績系織物精練・漂白・染色、麻風 合成繊維織物機械整理仕上	-
1142 43	アセテート長繊維織物	千m <sup>2</sup>		注: 毛風合成繊維織物は116311に分類される。 キュブラ・アセテート紡績系織物は116111 に分類される。	
1142 44	ナイロン長繊維織物	千m <sup>2</sup>	1161 91	綿・スフ・麻織物機械染色(賃加工)	-
1142 45	ポリエステル長繊維織物	千m <sup>2</sup>	1161 92	合成繊維紡績系織物機械染色(賃加工)	-
1142 49	その他の合成繊維長繊維織物 ビニロン長繊維織物、ポリプロピレン長繊維織物等	千m <sup>2</sup>	1162	絹・人絹織物機械染色	
1142 51	化学繊維タイヤコード	t		注: キュブラ・アセテート長繊維織物は116211 に分類される。	
1142 91	絹織物(賃加工)	-	1162 11	絹・人絹織物精練・漂白・染色	-
1142 92	ビスコース人絹・キュブラ・アセテート長繊維織物(賃加工)	-	1162 12	合成繊維長繊維織物精練・漂白・染色、レー ヨン風合成繊維織物機械整理仕上	-
1142 93	合成繊維長繊維織物(賃加工)	-	1162 91	絹・人絹織物機械染色(賃加工)	-
1143	毛織物(幅13cm以上)		1162 92	合成繊維長繊維織物機械染色(賃加工)	-
1143 11	そ毛洋服地	千m <sup>2</sup>	1163	毛織物機械染色整理	
1143 19	その他のそ毛織物 そ毛和服地、しん地、ネクタイ地等	-	1163 11	毛織物機械染色・整理	-
1143 21	紡毛服地	千m <sup>2</sup>	1163 91	毛織物機械染色・整理(賃加工)	-
1143 29	その他の紡毛織物 しん地、ネクタイ地、毛布地、肩掛地等	千m <sup>2</sup>	1163 92	毛風合成繊維織物機械染色・整理(賃加工)	-
1143 39	その他の毛織物 毛風合成繊維織物、織フェルト等	-	1164	織物整理	
1143 91	毛織物(賃加工)	-		注: 毛織物、毛風合成繊維織物を除くその他の 織物機械整理専業(織物幅出、乾燥等)を いう。毛織物、毛風合成繊維織物機械整理 は1163に分類される。整理仕上げ工程が機 械化されていても、精練、染色等を人力で 行う場合は1165に分類される。	
1144	麻織物(幅13cm以上)		1164 11	織物機械整理	-
1144 11	麻織物 亜麻織物(リネン織物)、ちよ麻織物(ラ ミー織物)、黄麻織物(ジュート織物)等	千m <sup>2</sup>	1164 91	綿織物機械整理(賃加工)	-
1144 12	繊維製ホース、麻風合成繊維織物	-	1164 92	絹織物機械整理(賃加工)	-
1144 91	麻織物(賃加工)	-	1164 93	その他の織物機械整理(賃加工)	-
1149	その他の織物(幅13cm以上)		1165	織物手加工染色整理(織物手加工修整を含む)	
1149 11	モケット	千m <sup>2</sup>	1165 11	綿織物手加工染色・整理	-
1149 19	その他の織物 抄織織物、ばしょう(芭蕉)布等	-	1165 12	絹織物手加工染色・整理	-
1149 91	その他の織物(賃加工)	-	1165 19	その他の織物手加工染色・整理	-
1151	丸編ニット生地		1165 91	綿織物手加工染色・整理(賃加工)	-
1151 11	綿丸編ニット生地	t			
1151 12	合成繊維丸編ニット生地	t			
1151 19	その他の繊維製丸編ニット生地	t			

中分類 1 1 - 繊維工業品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			製造品及び賃加工品名	数量単位名
1165	92		絹織物手加工染色・整理（賃加工）	-	1181	91	刺しゅうレース生地（賃加工）	-	
1165	93		その他の織物手加工染色・整理（賃加工）	-					
1166			綿状繊維・糸染色整理		1182		編 レ ー ス		
1166	11		綿状繊維染色・整理 原綿染色、ウールトップ染色等	-	1182	11	編レース生地 ラッセルレース、きっこうしゃ（亀甲紗） レース等	千㎡	
1166	12		綿糸染	-	1182	91	編レース生地（賃加工）	-	
1166	13		合成繊維糸染	-					
1166	19		その他の糸染	-	1183		ボビンレース		
1166	91		綿状繊維染色・整理（賃加工）	-	1183	11	ボビンレース生地 リバーレース、ボビーカーテンレース、ト ーションレース、ブレンネットレース等	千㎡	
1166	92		綿糸染・整理（賃加工）	-	1183	91	ボビンレース生地（賃加工）	-	
1166	93		合成繊維糸染・整理（賃加工）	-					
1166	94		その他の糸染・整理（賃加工）	-	1184		組 ひ も		
1167			ニット・レース染色整理		1184	11	組ひも 靴ひも、麻さなだひも、ゴムひも、とじひ も等	-	
1167	11		ニット・レース染色・整理	-	1184	91	組ひも（賃加工）	-	
1167	91		ニット・レース染色・整理（賃加工）	-	1185		細幅織物（幅13cm未満のもの）		
1168			繊維雑品染色整理		1185	11	細幅織物 リボン、織マーク、綿テープ、エンドレス ベルト、畳縁、ゴム入り織物（織幅に関係 なし）、弾性糸織物等	-	
1168	11		繊維雑品染色・整理（起毛を含む） タオル染色整理（タオル地を除く）、細幅 織物染色整理、組ひも染色整理、綱網染色 整理等	-	1185	91	細幅織物（賃加工）	-	
1168	91		繊維雑品染色・整理（賃加工）	-	1189		その他のレース・繊維雑品		
1168	92		起毛（専門のもの）（賃加工）	-	1189	19	その他の繊維雑品 リリヤン、モール、ふさ、巻ひも、よりひ も（繊維製）、編ひも等	-	
1171			網		1189	91	その他の繊維雑品（賃加工）	-	
1171	11		合成繊維ロープ・コード・トワイン	t	1191		整 毛		
1171	12		麻ロープ・コード・トワイン	t	1191	11	毛紡織半製品 洗上羊毛、トップ（合成繊維トップを含む） 等	t	
1171	19		その他の繊維製ロープ・コード・トワイン	-	1191	19	その他の繊維反毛 毛反毛、綿反毛、人絹反毛、スフ反毛、合 成繊維反毛等	-	
1171	91		ロープ・コード・トワイン（賃加工）	-	1191	91	整毛（賃加工）	-	
1172			漁 網		1192		製 綿		
			〔注：漁網地を含む。〕		1192	11	綿製ふとん綿（中入綿を含む）	t	
1172	11		ナイロン漁網	t	1192	19	その他の繊維製ふとん綿（中入綿を含む）	t	
1172	12		ポリエチレン漁網	t	1192	91	製綿（賃加工）	-	
1172	19		その他の漁網	-					
1172	91		漁網（賃加工）	-	1193		フェルト・不織布		
1179			その他の網地		1193	11	プレスフェルト生地（ニードルを含む）、不 織布（乾式）	t	
			〔注：製品は除く。スポーツ用ネットは3234の 各々、安全ネットは329913に分類される。 （いずれも器具等を取り付けた場合）〕		1193	12	プレスフェルト製品	-	
1179	11		漁網以外の網地 運動用、たな網用、運搬用等の網地	-	1193	91	フェルト・不織布（賃加工）	-	
1179	91		その他の網地（賃加工）	-					
1181			刺しゅうレース						
			〔注：刺しゅう製品は129511に分類される。〕						
1181	11		刺しゅうレース生地 エンブroidグリレース、ケミカルレース、 ギュピャーレース等	千㎡					

中分類 1 1 - 繊維工業品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品番号		
製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
1194	じゅうたん・その他の繊維製床敷物		1196 12	脱脂綿	-
	[ 注：電着植毛製床敷物は119919に分類される。 ]		1196 19	その他の衛生医療用繊維製品	-
1194 11	じゅうたん、だん通	千m <sup>2</sup>		ばんそうこう(布製)、衛生マスク、三角	
1194 12	タフテッドカーペット	千m <sup>2</sup>		きん、眼帯、繊維製生理用品、綿棒等	
1194 19	その他の繊維製床敷物、同類似品	-	1196 91	繊維製衛生材料(賃加工)	-
	しゆるマット、床マット、フックド・ラッ		1199	他に分類されない繊維工業製品(電着植毛を含	
	グ、フェルトマット、麻マット、くず繊維			む)	
	マット、やしマット等		1199 11	紋紙(ジャカードカード)	-
1194 91	じゅうたん・その他の繊維製床敷物(賃加工)	-		模様形染色型、染スクリーン写真型等	
1195	上塗りした織物・防水した織物		1199 19	他に分類されないその他の繊維工業製品	-
	[ 注：ゴム引布は2091に分類される。 ]			せん(剪)毛、別珍せん毛、コールテンせ	
1195 11	上塗りした織物、防水した織物	-		ん毛、精干綿、ペニー、絹ラップ、真綿、	
	ろう引布、油布、絶縁布、ブラインドクロ			絹紡織半製品、麻紡織半製品、金銀糸、整	
	ス、アスファルトフェルト、エンパイヤー			経、そうこう(綜紬)通し、おさ通し、巻	
	クロス、エンパイヤーチューブ、エンパイ			糸、芯縄、スカッチ加工綿、分織糸、総取	
	ヤーテープ、レザークロス、ワックスタフ			(かせとり)、カバーリングヤーン、コー	
	タ、ワニスクロス、ガムテープ(布製)、		1199 91	他に分類されない繊維工業製品(賃加工)	-
	タイプライタリボン(布製)、擬革布等				
1195 91	上塗りした織物・防水した織物(賃加工)	-	6164 00	販売電力	千kWh
1196	繊維製衛生材料		6166 00	製造工程からでたくず・廃物	-
1196 11	医療用ガーゼ、包帯	-			

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

## 中分類 12 - 衣服・その他の繊維製品

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
1211	成人男子・少年服 〔注：ニット製衣服は122、なめし革製衣服は125911に分類される。〕		1214 19	その他のシャツ 開きんシャツ、アロハシャツ等	ダース
1211 11	成人男子・少年用背広服上衣(ブレザー、ジャンパー等を含む)	点	1214 91	シャツ(賃加工)	-
1211 12	成人男子・少年用背広服ズボン(替えズボンを含む)	点	1215	事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服 〔注：ニット製の事務用・作業用・衛生用衣服及びスポーツ用衣服は1229に分類される。〕	
1211 13	成人男子・少年用オーバーコート類 繊維製レインコート・スプリングコート等	着	1215 11	事務用・作業用・衛生用衣服 医務服、白衣、事務服、上張り、割ぼう着、助産着、エプロン、美容衣、看護衣、つなぎ服、Gパン、作業服ズボン、スカート・スラックス、前だれ(よだれ掛を除く)等	-
1211 14	成人男子・少年用制服上衣・オーバーコート類 〔注：会社の制服は121511に分類される。警察職員制服、消防職員制服、自衛隊制服等の官公需用の制服〕	点	1215 12	スポーツ用衣服 スキー服、スケート服、狩猟服、乗馬服、登山服、野球ユニホーム、海水着、海浜着、海水パンツ、ダウンジャケット、スポーツ用ズボン・スカート・スラックス等	-
1211 15	成人男子・少年用制服ズボン	点	1215 91	事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服(賃加工)	-
1211 16	成人男子・少年用ゴム引合羽・レインコート・ビニル合羽 〔注：高周波ミシン加工によるビニル合羽・レインコートについては、材料を購入して加工したものは199819、材料から一貫作業によるものは199719に分類される。〕	着	1216	学 校 服	
1211 91	成人男子・少年服(賃加工)	-	1216 11	成人男子・少年用学校服上衣・オーバーコート類	点
1212	成人女子・少女服		1216 12	成人男子・少年用学校服ズボン	点
1212 11	成人女子・少女用ワンピース・スーツ上衣(ブレザー、ジャンパー等を含む) ドレス等	点	1216 13	成人女子・少女用学校服上衣・オーバーコート類	点
1212 12	成人女子・少女用スカート・スラックス	点	1216 14	成人女子・少女用学校服スカート・スラックス	点
1212 13	成人女子・少女用ブラウス	ダース	1216 91	学校服(賃加工)	-
1212 14	成人女子・少女用オーバー・レインコート トッパーコート、スプリングコート、ママコート等	着	1221	ニット製外衣(アウターシャツ類、セーター類などを除く)	
1212 15	成人女子・少女用制服 警察職員制服、消防職員制服、自衛隊制服等の官公需用の制服 〔注：会社の制服は121511に分類される。〕	点	1221 11	ニット製上衣・コート類(ブレザー、ジャンパー等を含む)	デカ
1212 91	成人女子・少女服(賃加工)	-	1221 12	ニット製ズボン・スカート・スラックス	デカ
1213	乳 幼 児 服 〔注：ニット製乳幼児服は122113に分類される。〕		1221 13	ニット製乳幼児用外衣 上衣、ケープ、セーター、カーディガン、ベスト、ズボン、スカート、レギンス、ロンパース、園児服等	-
1213 11	乳幼児服 上衣、ズボン、スカート、オーバー、レインコート、ロンパース、園児服等	着	1221 91	ニット製外衣(アウターシャツ類、セーター類などを除く)(賃加工)	-
1213 91	乳幼児服(賃加工)	-	1222	ニット製アウターシャツ類	
1214	シ ャ ツ(下着を除く) 〔注：ニット製ワイシャツは122211に分類される。〕		1222 11	ニット製ワイシャツ・ブラウス	デカ
1214 11	ワイシャツ	ダース	1222 12	ニット製スポーツシャツ・Tシャツ ポロシャツ、トレーナ、ランニングシャツ(陸上用)等	デカ
			1222 91	ニット製アウターシャツ類(賃加工)	-

- ・点：数量単位を点にて調査するもので、上下組のものは上衣、下衣別に1点とします。
- ・デカ：10を1単位とするものです。

中分類 1 2 - 衣服・その他の繊維製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			数量単位名
1223	セーター類				コルセット、ガードル、ブラジャー、ウエストニッパ、ニット補正着、ボディスーツ、プラスリップ等		
	[注：スクールセーター類を含む。]						
1223 11	ニット製成人男子・少年用セーター・カーデ イガン・ベスト類	デカ		1235 91	補整着（賃加工）		-
1223 12	ニット製成人女子・少女用セーター・カーデ イガン・ベスト類	デカ		1241	和装製品		
1223 91	セーター類（賃加工）	-		1241 11	既製和服・帯（縫製加工されたもの） 丹前、羽織、はかま、じゅばん、コート、 じんべい、タオルねまき、浴衣、しごき （扱）帯、柔道着、剣道着、はんでん（半 纏）等		-
1229	その他のニット製外衣・シャツ			1241 19	その他の和装製品（ニット製を含む） ショール、帯どめ（おびじめ）、半えり、 帯あげ、羽織ひも、ふるしき、ふくさ等		-
1229 11	ニット製スポーツ上衣 トレーニングウェア上衣、ユニホーム上 衣、スキーウェア上衣、レオタード等	デカ		1241 91	和装製品（賃加工）		-
1229 12	ニット製スポーツ用ズボン・スカート・スラ ックス トレーニングパンツ、スポーツ用短パン 等	デカ		1242	足袋		
1229 13	ニット製海水着・海水パンツ・海浜着	デカ			[注：地下足袋は202111に分類される。]		
1229 19	その他のニット製外衣・シャツ（校服、制 服、作業服等を含む）	-		1242 11	足袋類（類似品、半製品を含む）		-
1229 91	その他のニット製外衣・シャツ（賃加工）	-		1242 91	足袋（賃加工）		-
1231	織物製下着			1251	ネクタイ		
1231 11	綿織物製下着 シャツ、ステテコ、パンツ、シュミーズ、 スリッパ、ペチコート等	ダース		1251 11	ネクタイ（ニット製を含む）		千本
1231 19	その他の繊維織物製下着 シャツ、ステテコ、パンツ、シュミーズ、 スリッパ、ペチコート等	ダース		1251 91	ネクタイ（賃加工）		-
1231 91	織物製下着（賃加工）	-		1252	スカーフ・マフラー		
1232	ニット製下着			1252 11	スカーフ・ネッカチーフ・マフラー類 （ニット製を含む）		千ダース
1232 11	ニット製肌着 ランニングシャツ（下着用）等	デカ		1252 91	スカーフ・ネッカチーフ・マフラー類（賃加 工）		-
1232 12	ニット製ブリーフ・ショーツ類 パンティ、ズボン下等	デカ		1253	ハンカチーフ		
1232 13	ニット製スリッパ・ペチコート類	デカ		1253 11	ハンカチーフ		千ダース
1232 91	ニット製下着（賃加工）	-		1253 91	ハンカチーフ（賃加工）		-
1233	織物製寝着類			1254	靴下		
1233 11	織物製寝着類（和式のものを除く） パジャマ、ナイトガウン等	-		1254 11	ソックス		千足
1233 91	織物製寝着類（賃加工）	-		1254 12	パンティストッキング		千足
1234	ニット製寝着類			1254 19	その他の靴下		-
1234 11	ニット製寝着類 パジャマ、ネグリジェ、ナイトガウン等	-		1254 21	タイツ		千足
1234 91	ニット製寝着類（賃加工）	-		1254 91	靴下（賃加工）		-
1235	補整着			1255	手袋		
	[注：材料の如何を問わない。]				[注：一部革製手袋は125519、革製手袋（合成皮 革製を含む）は2151、ゴム製手袋（医療用、 衛生用）は209211、ゴム製手袋（作業用） は209911に分類される。]		
1235 11	補整着	-		1255 11	衣服用ニット縫手袋		千双
				1255 12	衣服用ニット編手袋		千双
				1255 13	作業用ニット手袋		千双
				1255 19	その他の手袋		-
				1255 91	手袋（賃加工）		-

中分類 1 2 - 衣服・その他の繊維製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
1256	帽子 (帽体を含む)		1292	毛 布	
	[注: 麦わら、パナマ類の帽子は327111、毛皮製帽子は125711、なめし革製帽子は219919に分類される。]		1292 11	毛布	-
			1292 91	毛布 (賃加工)	-
1256 11	フェルト帽子・帽体	-	1293	帆 布	
1256 12	織物製帽子	-		[注: かばんは2161に、袋物は2171に分類される。]	
1256 19	その他の帽子 (ニット製を含む)	-	1293 11	綿帆布製品	-
1256 91	帽子 (帽体を含む) (賃加工)	-		シート、テント、日よけ、幌等	
1257	毛皮製衣服・身の回り品		1293 12	合成繊維帆布製品	-
	[注: なめし革衣服は125911に分類される。]			シート、テント、日よけ、幌等	
1257 11	毛皮製衣服・身の回り品	-	1293 19	その他の繊維製帆布製品	-
	コート、えり巻、チョッキ、マッフ、ジャケット、毛皮装飾品等		1293 91	帆布製品 (賃加工)	-
1257 91	毛皮製衣服・身の回り品 (賃加工)	-	1294	織 維 製 袋	
1259	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品			[注: 身の回り用の袋物は2171に分類される。]	
1259 11	なめし革製衣服 (合成皮革製を含む)	-	1294 11	繊維製袋	-
1259 12	繊維製履物	-		麻袋、ガンニーバック、ヘッシャンバック、南京袋、綿袋、スフ袋、合成繊維袋等	
	繊維製靴、繊維製スリッパ、繊維製ぞうり・同附属品、バレエシューズ等		1294 91	繊維製袋 (賃加工)	-
1259 13	衛生衣服附属品	-	1295	刺 し ゅ う	
	よだれ掛、おしめ、おしめカバー、衛生バンド等			[注: 刺しゅうレース生地は118111に分類される。]	
	[注: 紙おむつは159911、159912に分類される。]		1295 11	刺しゅう製品	-
1259 19	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品 (ニット製を含む)	-	1295 91	刺しゅう製品 (賃加工)	-
	繊維製鼻緒、靴下どめ、衣服用ベルト、ガーター、ズボン吊り、子守りバンド、腕カバー、腕バンド、き章 (布製)、たすき、頭髮ネット、甲被縫製、アームバンド、サポーター、腹巻、膝かけ等		1296	タ オ ル	
	[注: 合成皮革・プラスチック製甲被の縫製は202219に分類される。]			[注: タオル地は114121に分類される。]	
1259 91	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品 (賃加工)	-	1296 11	タオル (ハンカチーフを除く)	-
1291	寝 具		1296 91	タオル (賃加工)	-
	[注: 毛布は129211に分類される。]		1299	他に分類されない繊維製品	
1291 11	ふとん (羊毛ふとんを含む)	-		[注: ハンカチーフは125311に、シーツ、まくらカバー、ベッドカバー等の寝具用カバーは129119に分類される。]	
	掛ふとん、敷ふとん、座ふとん、かいまき等		1299 19	他に分類されない繊維製品 (ニット製を含む)	-
1291 12	羽毛ふとん	-		手ぬぐい、テーブルセンター、旗、のぼり、カーテン、どん帳、張幕類、ナブキン、布きん、ぞうきん、化粧パフ、肩パッド、防災用手袋 (ウエスト手袋)、のれん、はちまき、ハンモック、羽布、縫はく、テーブル掛 (レース製を含む)、自転車サドルカバー (布製)、きゃはん、見本帳 (糸、布つき)、蚊帳等	
1291 19	その他の寝具 (毛布を除く)	-	1299 91	他に分類されない繊維製品 (賃加工)	-
	寝具用カバー、シーツ、タオルケット、座ふとんカバー、マットレス (和室用)、クッション、寝袋、まくら、まくらカバー等		6264 00	販売電力	千KWh
	[注: ベッド用マットレスは141311に分類される。]		6266 00	製造工程からでたくず・廃物	-
1291 91	寝具 (賃加工)	-			

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

### 中分類 13 - 木材・木製品 (家具・装備品を除く)

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
1311 一般製材				屋根板、木毛、たる材、おけ材、げた材料、竹ひご、竹皮、鉛筆軸板、人工着色竹、印材、木管素地、木舞、彫刻用材、車両用材、さらし竹、成形竹、竹・とう・きりゅう・枝づる加工基礎資材等	
1311 11 板類		m <sup>3</sup>			
	〔最小横断面の厚さが7.5cm未満で、幅が厚さの4倍以上のもの〕				
1311 12 ひき割類		m <sup>3</sup>	1319 91	他に分類されない特殊製材(賃加工)	-
	〔最小横断面の厚さが7.5cm未満で、幅が厚さの4倍未満のもの〕				
1311 13 ひき角類		m <sup>3</sup>	1321 造作材(建具を除く)		
	〔厚さ、幅とも7.5cm以上のもの〕			〔注:建具は143111に分類される。〕	
1311 14 箱材、荷造用仕組材		-	1321 11 造作材		-
	梱包用材、パレット用材、コンテナ用床材等			窓枠、戸枠、羽目板、天井板、階段の手摺、敷居、尺枠(ドアの枠)、木製サッシ(窓枠、戸枠)等	
1311 19 その他の製材製品		-	1321 91 造作材(賃加工)		-
	電柱、支柱、坑木、腕木、木ずり、止木、型枠、矢板、ランバーコア用芯板、まくら木等				
	〔注:薬品処理を行ったものは139111に分類される。〕		1322 合板		
1311 21 木材の素材(製材工場からのもの)		-	1322 11 普通合板		-
	丸太、帆柱用材、標柱、パルプ用材等			ベニヤ合板、ベニヤパネル、強化木、積層材、コンクリート型枠用合板等	
	〔注:磨丸太は132611に分類される。〕		1322 12 特殊合板(集成材を除く)		-
1311 22 製材くず		-		化粧合板、溝付合板、表面化粧合板、特殊コア合板、竹合板、有孔合板、ランバーコア合板、軽量コア合板、プリント合板等	
	くずまき、末木、杉皮、のこぎりくず等		1322 91 合板(賃加工)		-
1311 91 一般製材(賃加工)		-			
1312 単板(ベニヤ板)			1323 集成材		
	〔注:ベニヤ合板は132211、132212に分類される。〕		1323 11 集成材		-
1312 11 単板(ベニヤ板)		-		造作用、化粧ばり造作用、化粧ばり構造用、構造用等	
	突板、化粧用単板、竹単板、合板用単板、化粧用突板等		1323 91 集成材(賃加工)		-
1312 91 単板(賃加工)		-			
1313 床板			1324 建築用木製組立材料		
1313 11 床板		-	1324 11 住宅建築用木製組立材料		-
	フローリングボード、フローリングブロック、パネルボード、パーケット、縁甲板、木質複合床板、ボーリングボード等			プレハブ建築用パネル、組立ハウス建築材等	
1313 91 床板(賃加工)		-	1324 12 その他の建築用木製組立材料		-
				電話ボックス用、監視人ボックス用、バンガロー用等	
1314 木材チップ			1324 13 木質系プレハブ住宅		-
1314 11 木材チップ		-		〔注:ユニット住宅は329914に分類される。〕	
1314 91 木材チップ(賃加工)		-	1324 91 建築用木製組立材料(賃加工)		-
1319 他に分類されない特殊製材品			1325 パーティクルボード		
1319 11 経木、同製品		-		〔注:パーティクルボードの切断加工は139919に分類される。〕	
	経木箱仕組材、経木、経木マット、経木さなだ、経木モール、マッチ箱素地等		1325 11 パーティクルボード		-
1319 19 その他の特殊製材品		-	1325 91 パーティクルボード(賃加工)		-
			1326 銘板・銘木		
			1326 11 銘板、銘木、床柱		-



中分類 1 3 - 木材・木製品 (家具・装備品を除く)

量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
1326 91	銘板・銘木・床柱 (賃加工)	-	1393	コルク加工基礎資材・コルク製品	
1331 竹・とう・きりゅう等容器			1393 11	コルク製品	-
1331 11	竹・とう・きりゅう等容器 竹製かご、こうり、ペニヤかご、つる茎製 容器、ざる、ソーイングバスケット、バス ケット等	-		コルクせん、生圧搾コルク板、コルク絶縁 製品、コルク粒、炭化コルク、コルクタイ ル、コルクカーペット、コルク製ガスケッ ト・パッキン等	
1331 91	竹・とう・きりゅう等容器 (賃加工)	-	1393 91	コルク加工基礎資材・コルク製品 (賃加工)	-
1332 折 箱			1399	他に分類されない木製品 (竹、とうを含む)	
1332 11	折箱 食物用、菓子用、弁当用、経木折箱、ささ 折箱、すぎ折箱等	-	1399 11	柄、引手、つまみ、握り、台木、これらの類 似品	-
1332 91	折箱 (賃加工)	-	1399 12	木製台所用品 サラダボール、米びつ、まな板、しゃもじ、 めん棒、すりこぎ、盆、重箱、くり物等	-
1333 木 箱 (折箱を除く)			1399 13	はし (木・竹製) 割りばし、竹ばし等	-
	〔注：折箱は133211に、小物箱でビニルレザーな どで内装しているものは、325113に分類され る。〕		1399 14	機械器具木部 電気こたつ・スタンドの木脚部等	-
1333 11	木箱 輸送用箱、包装箱、工具箱、茶箱、きり(桐) 箱、魚箱、苗箱等	-	1399 15	木製履物 (台を含む) げた、サンダル等	-
1333 12	取枠、巻枠 (木製ドラムを含む)	-	1399 16	曲輪、曲物 ふるい、せいろ、ひつ等	-
1333 91	木箱 (賃加工)	-	1399 19	その他の木・竹・とう・きりゅう等製品 (塗 装を含む)	-
1334 た る				漆器素地、木管 (紡績用を除く)、旗ざお、 ろ、かい、爪楊枝、寄木細工、パネル (木 枠)、洋服かけ、タイル張板、木製ハンガ ー、すのこ、洗濯板、敷物 (とう製)、台 輪、木彫りの置物、よしず、マスト (木製)、 巻芯 (木を主体とするもの)、家具の部分 品・半製品 (木製) 等	
1334 11	たる 酒たる、しょう油たる、味そたる、漬物た る、ビールたる、薬品たる等	-		〔注1：漆器製品は326111～326119に分類される。 注2：木、竹、とうづる、きりゅう製家具は141119 に分類される。 注3：マッチ軸木は327611に分類される。 注4：漆ばしは326112に分類される。 注5：こたつやぐらは141119に分類される。 注6：紡績機械用木管は265411に分類される。 注7：木製がん具は323129、木製スポーツ用品は 323411～323419に分類される。 注8：まずは3112「体積計」に分類される。〕	
1334 91	たる (賃加工)	-	1399 91	他に分類されない木製品 (塗装を含む) (賃 加工)	-
1335 お け			6364 00	販売電力	千KWh
1335 11	おけ類 水おけ、たらい、ふるおけ、飯びつ、醸造 おけ、化学用おけ、肥料用おけ等	-	6366 00	製造工程からでたくず・廃物	-
1335 91	おけ類 (賃加工)	-			
1391 木材薬品処理					
1391 11	薬品処理木材 薬品処理電柱、薬品処理まくら木、薬品処 理合板、合成樹脂注入木材、注入電柱等	-			
1391 91	木材の薬品処理 (賃加工) 防腐、注薬、耐火、乾燥等	-			
1392 靴 型 等					
	〔注：材料のいかに問わない。〕				
1392 11	靴型、靴芯	-			
1392 91	靴型・靴芯 (賃加工)	-			

## 中分類 14 - 家具・装備品

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
<p>木製家具、金属製家具、プラスチック製家具の区分は次による。                      机・テーブル・いす：脚部の材質で区分する。                      流し台・調理台・ガス台：キャビネットの材質で区分する。                      棚・ロッカー：側板・背板の材質で区分する。                      ベッド：フレームの材質で区分する。</p>			1412	金属製家具	
1411	木製家具（漆塗りを除く）		1412 11	金属製机・テーブル・いす 学校用机、事務用机、学習机、ガスクッキングテーブル、回転式いす、折りたたみいす、学校用いす、連絡いす（劇場用、競技用など）、理髪店用いす、ベンチ等	-
	注1：家具の部分品・半製品（木製）は139919に分類される。		注：電動いす（理・美容）は268919に分類される。		
	注2：漆塗り製家具は326111に分類される。		1412 12	金属製ベッド	-
1411 11	木製机・テーブル・いす 和机、座机、ガスクッキングテーブル、座卓、座いす、応接セット（木製）、学校用机、学校用いす、教卓、劇場いす、図書館用机、ベンチ、食堂テーブル・いす等	-	1412 13	金属製電動ベッド	-
1411 12	木製流し台・調理台・ガス台（キャビネットが木製のもの）	-	1412 14	金属製流し台・調理台・ガス台（キャビネットが金属製のもの）	-
1411 13	たんす 洋服たんす、整理たんす、和たんす、ベビーたんす、ロッカーたんす等	-	注：ほうろう製流し台・調理台は229119に分類される。		
1411 14	木製棚・戸棚 食器棚、サイドボード、飾り棚、吊り棚、水屋、茶たんす、本棚、本箱、オーディオラック等	-	1412 15	金属製棚・戸棚 事務用・家庭用書架、移動式書架、保管庫（書庫）、物品棚、台所用戸棚、収納壁、オーディオラック、ロッカー等	-
1411 15	木製音響機器用キャビネット ラジオ・テレビ・ステレオ用キャビネット	-	注：金庫は259111に分類される。		
	注：電気機械器具用のプラスチック製キャビネットは、193113に分類される。		1412 19	その他の金属製家具 ファイリングキャビネット、引出箱、はえ帳（金属製）、ワゴン、コート掛、書類立、傘立、衣裳ケース、マガジンラック、洗面化粧台、車両・船舶・航空機用家具等	-
1411 16	木製ベッド 二段ベッド、ベビーベッド、ソファベッド等	-	1412 91	金属製家具（賃加工）	-
1411 19	その他の木製家具（漆塗りを除く） げた箱、鏡台、傘立、アイロン台、ハンガー掛、張板（洗張用）、こたつ板、こたつやぐら、レコードキャビネット、カラーボックス、火ばち（木製のもの）、電話台、裁縫箱、人形ケース（木枠のもの）、はえ帳（木製）、長持、へら台、育児用家具（ベビーベッドを除く）、コート掛、竹・とうきりゅう製家具、ミシンテーブル（脚を除く）、食堂用取付家具、工場作業台、実験台、洗面化粧台、麻雀台、車両・船舶・航空機用家具等	-	1412 92	金属製家具塗装（賃加工）	-
1411 91	木製家具（賃加工）	-	1413	マットレス・組スプリング	
1411 92	木製家具塗装（賃加工）	-	1413 11	ベッド用マットレス、組スプリング	-
			注：個々のスプリングは259211～259219に分類される。		
			1413 91	マットレス・組スプリング（賃加工）	-
			1421	宗教用具	
			注：貴金属製は321111、すず・アンチモン製は325111、漆器製は326119、陶磁器製は224919に分類される。		
			1421 11	宗教用具 仏壇、神棚、位はい、仏具台、香盤、みこし、木魚、仏像、祭壇、数珠、神仏具、お宮、三方（節句用、ひな祭り用を除く）等	-
			1421 91	宗教用具（賃加工）	-

中分類 1 4 - 家具・装備品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			数量単位名
1431	建 具			1493	日本びょうぶ・衣こう・すだれ		
	注1：プラスチック製を含む。 注2：木製サッシは132111に分類される。 注3：プラスチック製サッシは中分類19に 分類される。			1493 11	びょうぶ、衣こう、すだれ、ついたて（掛軸、 掛地図を含む）等	-	
				1493 91	びょうぶ・衣こう・すだれ（賃加工）	-	
1431 11		建具（金属製を除く）	-	1494	鏡縁・額縁		
	雨戸、格子、障子、ふすま（骨、縁を含む）、 網戸、ドア、欄間（銘板を除く）等		1494 11	鏡縁・額縁	-		
1431 91	建具（塗装を含む）（賃加工）	-	1494 91	画入れ額縁、さお縁、写真入れ額縁等			
1491	事務所用・店舗用装備品			1499	他に分類されない家具・装備品		
1491 11	事務所用・店舗用装備品	-	1499 19	他に分類されない家具・装備品	-		
	事務所用ついたて、陳列台、陳列ケース、 アコーディオンドア、アコーディオンカー テン、間仕切り、事務所用電話ボックス、 バーのスタンド等			黒板、設計図入れ、土石製家具、プラスチ ック製家具、人形ケース（プラスチック製 枠のもの）、ガラス製家具、陶磁器製家具 （火鉢を除く）等			
1491 91	事務所用・店舗用装備品（賃加工）	-	1499 91	他に分類されない家具・装備品（賃加工）	-		
1492	窓用・扉用日よけ		6464 00	販売電力		千kWh	
	注：金属製よろい戸・日よけは254229に分類 される。		6466 00	製造工程からでたくず・廃物		-	
1492 11		窓用・扉用日よけ	-				
		よろい戸、ブラインド、カーテンロッド、 日おい、カーテン部品・附属品等					
1492 91	窓用・扉用日よけ（賃加工）	-					

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

## 中分類 15 - パルプ・紙・紙加工品

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
1511	パルプ		1522 15	白ボール	t
1511 11	溶解パルプ	t	1522 16	黄板紙、チップボール	t
	溶解サルファイトパルプ等		1522 17	色板紙	t
1511 12	製紙クラフトパルプ	t	1522 18	建材原紙	t
1511 19	その他のパルプ	-		防水原紙、石こうボード原紙等	
	製紙サルファイトパルプ、ソーダパルプ、 セミケミカルパルプ、ケミグランドパル プ、砕木パルプ、リファイナードグランドパ ルプ、エスパルトパルプ、リントーパルプ、 古紙パルプ等		1522 19	その他の板紙	-
1511 91	溶解・製紙パルプ(賃加工)	-		抄合包装紙、紙管原紙等	
			1522 91	板紙(賃加工)	-
1521	洋紙・機械すき和紙		1524	手すき和紙	
1521 11	新聞巻取紙	t	1524 11	手すき和紙	-
1521 12	非塗工印刷用紙	t		手すき障子紙、手すき書道用紙、手すきこ ろ紙、手すき改良紙、手すき温床紙、手すき 傘紙、手すき工芸紙、手すきがんび紙等	
	印刷用紙A～D、グラビア用紙、コピー用 紙、カーボン紙原紙、薄葉印刷紙(非塗工) 等		1524 91	手すき和紙(賃加工)	-
1521 13	塗工印刷用紙	t	1531	塗工紙	
	アート紙、コート紙、エンボス紙、キャス トコート紙等		1531 11	絶縁紙、絶縁テープ	-
1521 14	特殊印刷用紙	t	1531 12	アスファルト塗工紙	-
	色上質紙、小切手用紙、証券用紙等			アスファルトルーフィング、砂付ルーフィ ング、タールフェルト等	
1521 15	情報用紙	t	1531 13	浸透加工紙	-
	情報記録紙、複写紙用紙、感光紙用紙、感 熱紙原紙、フォーム用紙等			硫酸紙、ろう紙、油紙、合成樹脂浸透紙、 バルカナイズドファイバー等	
1521 16	筆記・図画用紙	t	1531 14	積層加工紙	-
	ケント紙、便せん用紙、ポント紙等			ターポリン紙、合成樹脂ラミネート紙、金 属はくラミネート紙、ソリッドファイバー (同二次加工品は1599に分類される)、人 造竹皮紙等	
1521 17	未さらし包装紙	t	1531 15	紙製・織物製ブックバインディングクロス	-
	大型紙袋用紙、重袋用両更クラフト紙、片 艶クラフト紙、筋入りクラフト紙等		1531 19	その他の塗工紙	-
1521 18	さらし包装紙	t		ビスコース塗工紙・合成樹脂塗工紙、感熱 紙、カーボン紙、ノーカーボン紙等	
	色クラフト紙、薄口模造紙、さらしクラ フト紙、片艶さらしクラフト紙等		1531 91	塗工紙(賃加工)	-
1521 21	衛生用紙	t	1532	段ボール	
	ティッシュペーパー用紙、トイレトペー パー用紙、ちり紙、生理用紙、タオル用紙等			{ 注:段ボール箱は155311に分類される。 }	
1521 22	障子紙、書道用紙	t	1532 11	段ボール(シート)	千m <sup>2</sup>
	障子紙(機械すき)、画仙紙、パルプ半紙等		1532 91	段ボール(賃加工)	-
1521 23	雑種紙	t	1533	壁紙・ふすま紙	
	コーテッド原紙、各種絶縁紙、コンデンサ ペーパー、加工原紙、組みひも用紙、積層 板原紙、グラシンペーパー、接着紙原紙、 建材用原紙、電気絶縁紙、工業用雑種紙、 ライスペーパー等		1533 11	壁紙、ふすま紙	-
1521 91	洋紙・機械すき和紙(賃加工)	-	1533 91	壁紙・ふすま紙(賃加工)	-
1522	板紙		(紙製品) いわゆる紙製品製造業の方は、154111～154991までの分類に よって記入してください。ただし、紙製品製造業であっても、 注文主の依頼により印刷のみを行ったものについては、印刷物 として1611の分類によって記入してください。		
1522 11	外装用ライナ(段ボール原紙)	t	1541	事務用紙製品	
1522 12	内装用ライナ(段ボール原紙)	t	1541 11	帳簿類	-
1522 13	中しん原紙(段ボール原紙)	t		人名簿、印鑑簿、ルーズリーフ、スクラ ップブック、会計簿等	
1522 14	マニラボール	t			

中分類 15 - パルプ・紙・紙加工品

量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			製造品及び賃加工品名	数量単位名
1541 12	事務用書式類	-	手形用紙、伝票、電報頼信紙、領収書、複写簿、請求書、仕切書等		1553	段ボール箱			
1541 13	事務用紙袋	-	封筒、事務用角底袋等		1553 11	段ボール箱	-		
1541 19	その他の事務用紙製品	-	手帳、事務機械用ロールペーパー、タイプライタ用紙、メモ帳、ファイル、ホルダー、バインダー、フールスカップ、けい紙、その他の事務用箋等		1553 91	段ボール箱（賃加工）	-		
1541 91	事務用紙製品（賃加工）	-	〔注：ブックバインディングクロスは153115に分類される。〕		1554	紙器			
1542	学用紙製品				1554 11	印刷箱	-		
1542 11	ノート類	-	学習帳、レポート用紙等		1554 12	簡易箱	-		
1542 19	その他の学用紙製品	-	原稿用紙、方眼紙、図画用紙、紙ばさみ、学習用カード、工作用紙、手工紙、グラフ用紙等		1554 13	貼箱	-		
1542 91	学用紙製品（賃加工）	-	〔注：画板は324419に分類される。〕		1554 19	その他の紙器	-		
1543	日用紙製品					紙筒、紙コップ、紙パック、紙皿等			
1543 11	祝儀用品	-	祝儀袋、のし紙、元結、水引、結納用品等		1554 91	紙器（賃加工）	-		
1543 12	写真用紙製品	-	アルバム、写真台紙、コーナー等		1591	セロファン			
1543 19	その他の日用紙製品	-	便せん、日記帳、短冊、儀礼用カード、卓上日記等		1591 11	セロファン	千連		
1543 91	日用紙製品（賃加工）	-			1591 91	セロファン（賃加工）	-		
1549	その他の紙製品				1592	繊維板			
1549 19	その他の紙製品	-	正札、名刺台紙、私製はがき、荷札、包装紙、レットル、シール、見本帳等		1592 11	硬質繊維板	千m <sup>2</sup>		
1549 91	その他の紙製品（賃加工）	-	〔注：糸、布製品の見本帳は129919に分類される。〕		1592 19	その他の繊維板	-		
1551	重包装紙袋					軟質繊維板、半硬質繊維板、吸音繊維板等			
1551 11	重包装紙袋	千袋	セメント袋、米麦袋、でんぷん袋、肥料袋、砂糖袋、小麦粉袋、飼料袋、石灰袋等		1592 91	繊維板（賃加工）	-		
1551 91	重包装紙袋（賃加工）	-			1593	紙製衛生材料			
1552	角底紙袋				1593 11	紙製衛生材料			
1552 11	角底紙袋	-	ショッピング手提袋等			衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等			
1552 91	角底紙袋（賃加工）	-			1593 91	紙製衛生材料（賃加工）	-		
					1599	他に分類されないパルプ・紙・紙加工品			
					1599 11	大人用紙おむつ	-		
					1599 12	子供用紙おむつ	-		
					1599 19	その他の紙製衛生用品	-		
						紙タオル、紙ナプキン、生理用品、ティッシューパー、トイレトーパー等			
						〔注：ティッシューパー用等の原紙は152121に分類される。〕			
					1599 21	紙管	-		
					1599 22	ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品	-		
						ソリッドファイバー、バルカナイズドファイバーによる箱、管、筒、ドラム等			
					1599 39	他に分類されないパルプ・紙・紙加工品	-		
						紙ひも、紙テープ、紙ストロー、小型紙袋（事務用は154113、角底紙袋は155211に分類される。）、セロファン袋、セロファンテープ、抄織糸、ファイバーパッキング、紙製レース、型紙、シールパック、巻取紙、ガムテープ（ベースが紙のもの）等			
					1599 91	他に分類されないパルプ・紙・紙加工品（賃加工）	-		
					1599 92	紙裁断（賃加工）	-		
					6564 00	販売電力	千KWh		
					6566 00	製造工程からでたくず・廃物	-		

連：300 番の 500 m<sup>2</sup>が 1 連です。

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

## 中分類 16 - 印刷・同関連品

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
印刷物は1611に分類される。ただし、印刷物でも、不特定多数の者に販売するための印刷物は、紙製品として154111～154991に分類される。			1621 13	活字	-
			1621 14	鉛版 紙型鉛版、電気版、プラスチック版、ゴム版等	-
1611	印刷物		1621 15	銅おう版、木版彫刻製版	-
	〔注：スクリーン印刷の場合、紙に対する印刷は161113に、紙以外のものに対する印刷は161114に分類される。〕		1621 91	写真製版（写真植字業を含む）（賃加工）	-
1611 11	とっ版印刷物（活版印刷物）	-	1621 93	植字（写真植字業を除く）（賃加工）	-
1611 12	平版印刷物（オフセット印刷物）	-	〔注：賃加工の電算植字は162191に分類される。〕		
1611 13	おう版印刷物（グラビア印刷物）	-	1621 94	鉛版（賃加工）	-
1611 14	紙以外のものに対する特殊印刷物 金属、木材、陶磁器、ガラス、セルロイド、セロファン、ビニル等に対する特殊印刷	-	1621 95	銅おう版・木版彫刻製版（賃加工）	-
1611 91	とっ版印刷（活版印刷）（賃加工）	-	1631	製本	
1611 92	平版印刷（オフセット印刷）（賃加工）	-	1631 91	製本（賃加工）	-
1611 93	おう版印刷（グラビア印刷）（賃加工）	-	1632	印刷物加工	
1611 94	紙以外のものに対する特殊印刷（賃加工）	-	1632 91	印刷物加工（賃加工） ミシン掛、裁断、折たたみ、のり付け、表装、装てい、はく押、ラミネート張等	-
1621	製版		1691	印刷関連サービス	
	〔注：写真植字には電算植字、手動植字を含む。〕		1691 91	その他の印刷関連（賃加工） 校正刷り、刷版研磨、印刷物結束等	-
1621 11	写真製版（写真植字業を含む） 線画とっ版、網版、原色版、写真平版、プロセス平版、平とっ版、写真植字等	-	6664 00	販売電力	千kWh
1621 12	フォトマスク	-	6666 00	製造工程からでたくず・廃物	-

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

## 中分類 17 - 化学工業製品

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
1711	窒素質・りん酸質肥料		1722 15	カーボンブラック	t
1711 11	合成・回収硫酸アンモニウム	t	1722 19	その他の無機顔料	-
1711 12	アンモニア、アンモニア水 (NH <sub>3</sub> 100%換算)	t		リサーチ、鉛丹、リトボン、鉄黒、紺青、バライト粉、体質顔料、鉛白、群青、カドミウム顔料、クロム青、ガイグネットグリーン、シェナー、ほう酸鉛、朱、アンチモン朱、黄土、銀朱、亜酸化銅、蛍光顔料、含水微粉けい酸等	
1711 13	硝酸 (98%換算)	t	1722 91	無機顔料 (賃加工)	-
1711 14	硝酸アンモニウム	t			
1711 15	尿素	t			
1711 19	その他のアンモニウム系肥料 硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、硫りん安、りん硝安等	-	1723	圧縮ガス・液化ガス	
1711 21	石灰窒素	t	1723 11	酸素ガス (液化酸素を含む)	千m <sup>3</sup>
1711 22	過りん酸石灰	t	1723 12	水素ガス	千m <sup>3</sup>
1711 23	熔成りん肥	t	1723 13	溶解アセチレン	t
1711 29	その他のりん酸質肥料 重過りん酸石灰、重焼りん (焼成りん肥を含む) 等	-	1723 14	炭酸ガス	t
			1723 15	窒素	-
1712	複 合 肥 料		1723 19	その他の圧縮ガス・液化ガス ネオンガス、アルゴンガス等	-
1712 11	化成肥料 過りん酸系、りん鉱石系、硫りん安系、りん酸液系、りん酸アンモニウム (肥料用) 等	-	1723 21	購入した圧縮ガス・液化ガスの精製	-
1712 12	配合肥料	-	1723 91	圧縮ガス・液化ガス (賃加工)	-
1712 91	複合肥料 (賃加工)	-			
1719	その他の化学肥料		1724	塩	
1719 19	その他の化学肥料 けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料等	-	1724 11	塩	t
1719 91	その他の化学肥料 (賃加工)	-		〔注：副産塩は179919に分類される。〕	
1721	ソーダ工業製品		1724 12	食卓塩 (精製塩を含む)	t
1721 11	か性ソーダ (液体97%換算・固形有姿)	t	1724 13	かん水、にがり	-
1721 12	ソーダ灰	t	1724 91	塩 (賃加工)	-
1721 13	液体塩素	t			
1721 14	塩化アンモニウム	t	1729	その他の無機化学工業製品	
1721 15	塩酸 (35%換算)	t	1729 11	カルシウムカーバイド	t
1721 16	塩素酸ナトリウム	t	1729 12	りん酸 (電炉によるもの)	t
1721 17	次亜塩素酸ナトリウム	t	1729 21	硫酸 (100%換算)	t
1721 19	その他のソーダ工業製品 重炭酸ナトリウム、さらし液、塩化カルシウム、金属ナトリウム、塩素ガス、塩酸ガス、高度さらし粉、亜塩素酸ナトリウム等	-	1729 22	硫酸アルミニウム	t
			1729 23	カリウム塩類 水酸化カリウム、塩化カリウム、塩素酸カリウム、重クロム酸カリウム、過マンガン酸カリウム、硝酸カリウム、シアン化カリウム、炭酸カリウム等	-
1722	無 機 顔 料		1729 24	硝酸銀	t
1722 11	亜鉛華	t	1729 25	過酸化水素	t
1722 12	酸化チタン	t	1729 26	けい酸ナトリウム	t
1722 13	酸化第二鉄 (べんがら)	t	1729 27	りん酸ナトリウム	t
1722 14	黄鉛	t	1729 28	活性炭	t
			1729 31	バリウム塩類 硫酸バリウム、炭酸バリウム、塩化バリウム等	-
			1729 32	触媒	-
			1729 33	塩化第二鉄	t
			1729 34	ふっ化水素酸	t
			1729 35	炭酸カルシウム	t

中分類 17 - 化学工業製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
1729 49	その他の無機化学工業製品 無水クロム酸、硫酸ナトリウム(結晶、副生を含む)、亜硫酸ナトリウム、ハイドロサルファイト、シアン化ナトリウム(青化ソーダ)、二硫化炭素、硫酸ニッケル、よう素(ヨード)、硫化鉍鉍さい、重クロム酸ナトリウム、硫化ナトリウム、炭酸マグネシウム、塩化亜鉛、硫酸亜鉛、臭素、ロンガリット、クロルスルホン酸、明ばん、シリカゲル、重炭酸アンモニウム、酸化クロム、チオ硫酸ナトリウム、塩化りん、黄りん、赤りん、人造黒鉛、海水マグネシア、トリポリりん酸ナトリウム、りん化合物、水酸化ナトリウム、重亜硫酸ナトリウム、けいふっ化ナトリウム、りん酸アンモニウム(工業用)、りん酸カルシウム、塩化第二水銀、酸化第二水銀、プラスチック安定剤(無機系のもの)等	-	1732 39	その他の脂肪族系中間物 アセトアルデヒド、酢酸エステル、テトラクロルエチレン、分解ガソリン、イソプロピルアルコール、ヘプタノール、メチルイソブチルケトン、ポリエチレングリコール、メタクリル酸メチル、塩化ビニリデンモノマー、無水マレイン酸、塩化アリル、プロピレンクロルヒドリン、合成グリセリン、ノネン、ドデセン、石油系高級アルコール、モノクロル酢酸、トリクロルエタン、ペンタエリスリトール、エチレングリコールエーテル、エピクロルヒドリン、石油系グリセリン等	-
1729 91	その他の無機化学工業製品(賃加工)	-	1733 発酵工業		
1731	石油化学系基礎製品(一貫して生産される誘導品を含む)		1733 11	エチルアルコール(95%換算) 〔注:飲料用の添加用アルコールは102411に分類される。〕	k l
1731 11	エチレン	t	1733 19	その他の発酵製品 乳酸、石油たん白、くえん酸(発酵法によるもの)等 〔注:植物性たん白は099939に、くえん酸(石灰からのもの)は173942に分類される。〕	-
1731 12	プロピレン	t	1734 環式中間物・合成染料・有機顔料		
1731 13	ブタン、ブチレン(ナフサ分解によるもの)	t	1734 11	テレフタル酸、ジメチルテレフタレート	t
1731 14	純ベンゾール(石油系)	t	1734 12	スチレンモノマー	t
1731 15	純トルオール(石油系)	t	1734 13	トルイレンジイソシアネート(T.D.I)	t
1731 16	純キシロール(石油系) 〔注:石炭系純ベンゾール・純トルオール・キシロールは173929に分類される。〕	t	1734 14	カプロラクタム	t
1731 17	芳香族混合溶剤	t	1734 15	シクロヘキサン	t
1732 脂肪族系中間物(脂肪族系溶剤を含む)			1734 16	合成石炭酸	t
1732 11	合成ブタノール	t	1734 17	アニリン	t
1732 12	合成オクタノール	t	1734 18	無水フタル酸	t
1732 13	合成アセトン	t	1734 21	ジフェニルメタンジイソシアネート(M.D.I)	t
1732 14	酢酸(合成酢酸を含む)	t	1734 22	ニトロベンゼン	t
1732 15	酸化エチレン	t	1734 29	その他の環式中間物 ベンゼンヘキサクロライド(B.H.C)(原体)、ジクロールベンゾール、塩化ベンジル、ジメチルアニリン、メタキシレンジアミン、トルイジン、クロルベンゼン、D.D.T(原体)、ドデシルベンゼン、アントラセン、シクロヘキサノン、アラトラキノン、合成ピリジン、合成キノリン、チオフェンフルフラール、サルチル酸等	-
1732 16	エチレングリコール	t	1734 31	直接染料 酸性染料、塩基性染料、カチオン染料等	t
1732 17	酸化プロピレン	t	1734 32	分散性染料	t
1732 18	プロピレングリコール	t	1734 39	その他の合成染料 媒染、酸性媒染染料、建染染料、アイソック染料、蛍光染料、硫化染料、硫化建染染料、反応染料、有機溶剤溶解染料、有機顔料等	-
1732 21	ポリプロピレングリコール	t			
1732 22	トリクロルエチレン	t			
1732 23	二塩化エチレン	t			
1732 24	塩化ビニルモノマー	t			
1732 25	アクリロニトリル	t			
1732 26	酢酸ビニルモノマー	t			
1732 27	メラミン	t			
1732 28	ブタジエン	-			
1732 31	無水酢酸	t			



中分類 17 - 化学工業製品

量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
1734 41	ピグメントレジンカラー	t	1739 19	その他のメタン誘導品	-
1734 42	レーキ	t		メタノール、四塩化炭素、塩化メチレン、	
1734 91	環式中間物・合成染料・有機顔料（賃加工）	-		クロロホルム、ふっ化メチル、臭化メチル、	
				ウロトロピン等	
1735	プラスチック		1739 21	クレオソート油	t
	〔注：プラスチック製品は191111～199819に分類される。〕		1739 22	ピッチ	t
1735 11	フェノール樹脂	t	1739 23	副生硫酸アンモニウム	t
1735 12	ユリア樹脂	t	1739 29	その他のコールタール製品	-
1735 13	メラミン樹脂	t		分留石炭酸、Oクレゾール、Mクレゾール	
1735 14	不飽和ポリエステル樹脂	t		酸、クレゾール酸、キシレノール酸、高沸	
1735 15	アルキド樹脂	t		点タール酸、ナフタリン（粗製・精製）、	
1735 16	ポリエチレン	t		キシロール（石炭系）、ソルベントナフサ、	
1735 17	ポリスチレン	t		精製タール、純ベンゾール（石炭系）、純	
	AS樹脂（アクリル・スチレン樹脂）、ABS		1739 31	フタル酸系可塑性	t
	樹脂（アクリル・ブタジエン・スチレン樹			フタル酸ジメチル、フタル酸ジブチル、フ	
	脂）			タル酸ジイソデシル等	
1735 18	ポリプロピレン	t	1739 39	その他の可塑性	-
1735 21	塩化ビニル樹脂	t		脂肪酸系可塑性、りん酸系可塑性、りん酸	
1735 22	メタクリル樹脂	t		トリクレジル、アジピン酸系可塑性、ポリ	
1735 23	ポリビニルアルコール	t		エステル系可塑性、エポキシ系可塑性等	
1735 24	ポリアミド系樹脂	t	1739 41	有機ゴム薬品	t
1735 25	ふっ素樹脂	t		ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤等	
1735 26	ポリエチレンテレフタレート	t	1739 42	くえん酸（発酵法以外のもの）	t
1735 27	エポキシ樹脂	t	1739 43	フタル酸ジ - 2 - エチルヘキシル	t
1735 28	ポリ酢酸ビニル	t	1739 49	その他の有機化学工業製品	-
1735 31	ポリアセタール	t		人工甘味剤、シクロヘキシルスルファミン	
1735 32	ポリカーボネート	t		酸ナトリウム、合成タンニン酸、こはく酸、	
1735 39	その他のプラスチック	-		プラスチック安定剤（有機系のもの）等	
	アセチルセルロース、セルロイド生地、ア		1739 91	その他の有機化学工業製品（賃加工）	-
	セチルセルロースプラスチック、けい素樹				
	脂、エチレン酢酸ビニル共重合樹脂、ポリ		1741	レーヨン・アセテート	
	ブタジエン樹脂、ポリイソブチレン、硝化		1741 11	ビスコース長繊維系	t
	綿、ポリ塩化ビニリデン、スパンデックス		1741 12	ビスコース短繊維	t
	樹脂、ポリブテン、石油樹脂等		1741 13	キュブラ、アセテート長繊維系・短繊維	t
1735 91	プラスチック（賃加工）	-		プロミックス等	
			1741 91	レーヨン・アセテート（賃加工）	-
1736	合成ゴム		1742	合成繊維	
	〔注：フォームラバーは209919に分類される。〕			〔注：化学繊維紡績糸は1122に分類される。〕	
1736 11	合成ゴム（合成ラテックスを含む）	t	1742 11	ナイロン長繊維系・短繊維	t
	ブタジエンラバー（B.R）、ポリブタジエン、		1742 12	ポリエステル長繊維系	t
	ポリクロロブレン、イソブレンラバー		1742 13	ポリエステル短繊維	t
	（I.R）、ポリイソブレン、スチレンブタジ		1742 14	アクリル長繊維系・短繊維	t
	エンラバー（S.B.R）、アクリロニトリルブ		1742 15	ビニロン長繊維系・短繊維	t
	タジエンラバー（N.B.R）、クロロブレン		1742 16	ポリプロピレン長繊維系・短繊維	t
	ラバー（C.R）、エチレンプロピレンラバ		1742 19	その他の合成繊維	-
	ー（E.P.R）、イソブレンイソブチレンラ			ポリ塩化ビニル長繊維系・短繊維、塩化ビ	
	バー（I.I.R）等			ニリデン長繊維系、ポリエチレン長繊維	
				系、スパンデックス長繊維系等	
1739	その他の有機化学工業製品		1742 91	合成繊維長繊維系・短繊維（賃加工）	-
1739 11	ホルマリン	t			
1739 12	クロルフルオルメタン、クロルフルオルエタ	t			
	ン（フロン）				

中分類 17 - 化学工業製品

量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			製造品及び賃加工品名	数量単位名
1751			脂肪酸・硬化油・グリセリン		1755		印刷インキ		
1751	11		脂肪酸（直分、硬分）	t	1755	11	一般インキ	t	
1751	12		精製脂肪酸	t			〔注：筆記用インキは179919に分類される。〕		
1751	13		硬化油（工業用、食料用）	t	1755	12		新聞インキ	t
1751	14		精製グリセリン	t	1755	13	印刷インキ用ワニス	t	
			〔注：石油系グリセリンは173239に分類される。〕		1755	91	印刷インキ（賃加工）	-	
1751	15		高級アルコール（還元、蒸留）	t	1756		洗浄剤・磨剤		
			オクチルアルコール、ラウリルアルコール				〔注：石けん、合成洗剤は175211～175225に分類される。〕		
1751	19		その他の油脂加工製品	-	1756	11		クレンザー	t
			粗製グリセリン等		1756	12	ワックス	t	
1751	91		脂肪酸・硬化油・グリセリン（賃加工）	-			自動車用、家具用等		
1752			石けん・合成洗剤		1756	13	靴クリーム	t	
1752	11		浴用石けん（薬用、液状を含む）	t			靴ずみ、靴磨剤等		
1752	12		洗濯石けん（固型、粉末）	t	1756	19	その他の洗浄剤・磨剤	-	
1752	19		その他の石けん	-			磨粉、金属磨剤等		
			繊維用・伸線用・農業用・工業用石けん、		1756	91	洗浄剤・磨剤（賃加工）	-	
			カリ石けん等		1757		ろうそく		
1752	21		洗濯用合成洗剤	t	1757	11	ろうそく	t	
1752	22		台所用合成洗剤	t	1757	91	ろうそく（賃加工）	-	
			〔注：クレンザーは175611に分類される。〕		1761		医薬品原薬		
1752	23		その他の家庭用合成洗剤	-	1761	11	医薬品原末、原液	-	
1752	24		液状身体洗浄剤（液状石けんを除く）	t	1762		医薬品製剤		
1752	25		工業用合成洗剤	t	1762	11	医薬品製剤（医薬部外品製剤を含む）	-	
1752	91		石けん・合成洗剤（賃加工）	-			除虫菊乳剤（家庭用）、診断用試薬等		
1753			界面活性剤（石けん、合成洗剤を除く）				〔注：オブラートは099939に分類される。〕		
1753	11		陰イオン界面活性剤	t	1762	91		医薬品製剤（医薬部外品製剤を含む）（賃加工）	-
			ロート油、乳化油、そ毛油、繊維油剤等		1763		生物学的製剤		
1753	12		陽イオン界面活性剤	t	1763	11	ワクチン、血清、保存血液	-	
1753	13		非イオン界面活性剤	t	1764		生薬・漢方製剤		
1753	19		その他の界面活性剤	-	1764	11	生薬・漢方	-	
			両性イオン界面活性剤、切削剤等		1764	91	生薬・漢方（賃加工）	-	
1753	91		界面活性剤（賃加工）	-	1765		動物用医薬品		
1754			塗料		1765	11	動物用医薬品	-	
			〔注：油絵具、水彩絵具は3244に分類される。〕		1765	91	動物用医薬品（賃加工）	-	
1754	11		油性塗料	t	1771		仕上用・皮膚用化粧品（香水、オーデオロンを含む）		
			ボイル油、油ペイント、油性ワニス、油性		1771	11	香水、オーデオロン	-	
			エナメル等		1771	12	ファンデーション	-	
1754	12		ラッカー	t	1771	13	おしろい	-	
			クリヤラッカー、ラッカーエナメル等		1771	14	口紅、ほお紅、アイシャドー	-	
1754	13		電気絶縁塗料	t	1771	15	クリーム	-	
1754	14		溶剤系合成樹脂塗料	t	1771	16	化粧水	-	
1754	15		水系合成樹脂塗料	t					
1754	16		無溶剤系合成樹脂塗料	t					
1754	17		シンナー	t					
1754	19		その他の塗料、同関連製品	-					
			酒精塗料、漆、パテ、リムーバ、ドライヤ						
			等						
1754	91		塗料（賃加工）	-					

中分類 17 - 化学工業製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			数量単位名
1771 17	乳液	-		1794	ゼラチン・接着剤		
1771 19	その他の仕上用・皮膚用化粧品	-			注：ゴム系接着剤は203329、医療用接着剤は313411に分類される。		
1771 91	仕上用・皮膚用化粧品（香水、オーデオロンを含む）（賃加工）	-		1794 11		ゼラチン、にかわ ミルクカゼイングルー	k g
1772	頭髮用化粧品			1794 12	セルロース系接着剤、プラスチック系接着剤	k g	
1772 11	シャンプー、ヘアリンス	-		1794 19	その他の接着剤 たん白系接着剤、でんぷん系接着剤、大豆グルー等	-	
1772 12	養毛料	-			注：小麦粉からののりは324913に分類される。		
1772 13	整髪料	-		1794 91		ゼラチン・接着剤（賃加工）	-
1772 19	その他の頭髮用化粧品	-					
1772 91	頭髮用化粧品（賃加工）	-		1795	写真感光材料		
1779	その他の化粧品・歯磨・化粧品調整品			1795 11	写真フィルム（乾板を含む）	千㎡	
1779 19	その他の化粧品・調整品	-		1795 12	レンズ付写真フィルム	千個	
1779 21	歯磨	-		1795 13	写真用印画紙	千㎡	
1779 91	その他の化粧品・歯磨・化粧品調整品（賃加工）	-		1795 14	感光紙（青写真感光紙、複写感光紙）	千㎡	
1791	火薬類			1795 15	製版用感光材料	-	
1791 11	産業用火薬・爆薬 ダイナマイト、硝安爆薬、硝安油剤爆薬、 黒色火薬、産業用無煙火薬、カーリット、 産業用TNT等	-		1795 16	写真用化学薬品（調整、包装されたもの） 感光剤、現像剤、定着剤、感光紙用化学薬品、 写真用化学薬品等	-	
1791 19	その他の火工品 電気雷管、導火線、導爆線、工業雷管、信号雷管、銃用雷管等 注：武器用の信管、火管、電管は3281に分類される。	-		1795 91	写真感光材料（賃加工）	-	
1791 21	武器用火薬類 武器用TNT、武器用爆薬、武器用無煙火薬等	-		1796	天然樹脂製品・木材化学製品		
1792	農薬			1796 11	天然樹脂製品（天然染料を含む） ロジン、サイズ剤、あい、あかね、紫根、 柿渋、ダンマルガム、コーパルガム、セラック等	-	
1792 11	殺虫剤 ヒ酸塩製剤、有機りん製剤、クロロピクリン、 臭化メチル製剤、くん蒸剤、除虫菊乳剤（農業用）、 BHC製剤、DDT、ヒ酸カルシウム、ピレトリン製剤、 ロテノン製剤、ニコチン製剤等	-		1796 12	木材化学製品 しょう脳、しょう脳油、テレピン油、 パイン油、松根油、木タール、木酢酸等	-	
1792 21	殺菌剤 水銀化合物製剤、銅化合物製剤、硫黄化合物製剤、 硫酸銅製剤、銅製剤等	-		1796 91	天然樹脂製品・木材化学製品（賃加工）	-	
1792 29	その他の農薬 除草剤、植物成長調整剤、混合農薬、展着剤等	-		1797	試薬		
1792 91	農薬（賃加工）	-		1797 11	試薬（診断用試薬を除く） 注：診断用試薬は176211に分類される。	-	
1793	香料			1797 91	試薬（診断用試薬を除く）（賃加工）	-	
1793 11	天然香料 はっか脳、はっか油、苦へん桃油等	k g		1799	他に分類されない化学工業製品		
1793 12	合成香料	k g		1799 11	デキストリン（可溶性でんぷんを含む）	t	
1793 13	調合香料	k g		1799 12	漂白剤	t	
1793 91	香料（賃加工）	-		1799 19	その他の化学工業製品 筆記用インキ、スタンプ用インキ、浄水剤、 イオン交換樹脂、防臭剤、悪疫防除剤、浮遊選鉱剤、 鋳物用薬品、軟水化剤、防水剤、充てん剤、 骨炭、副産塩、脱硫剤、潤滑油添加剤、 エアゾール製品（購入した製品のエアゾール化）等	-	
				1799 91	他に分類されない化学工業製品（賃加工）	-	
				6764 00	販売電力	千kWh	
				6766 00	製造工程からでたくず・廃物	-	

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

## 中分類 18 - 石油製品・石炭製品

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
1811	石油精製品		1831	コークス	
1811 11	ガソリン	k l	1831 11	コークス	t
1811 12	ナフサ	k l	1831 12	燃料ガス(高炉ガス、コークス炉ガスを含む)	千m <sup>3</sup>
1811 13	ジェット燃料油	k l	1831 13	粗製コールタール	t
1811 14	灯油	k l	1831 14	ピッチコークス	t
1811 15	軽油	k l	1831 91	コークス(賃加工)	-
1811 16	A重油	k l			
1811 17	B重油	k l	1841	舗装材料	
1811 18	C重油	k l	1841 11	アスファルト舗装混合材、タール舗装混合材 (アスファルトブロック、タールブロックを 含む)	-
1811 21	潤滑油(グリースを含む) 切削油(石油精製によるもの)、工作油剤 (石油精製によるもの)等 〔注:購入した鉱・動・植物油による潤滑油は 182111に分類される。〕	k l		れき青乳剤、舗装用ブロック(アスファル ト製)等	
1811 22	パラフィン パラフィンワックス、パラフィンオイル、 セレシンワックス等	t	1841 91	舗装材料(賃加工)	-
1811 23	アスファルト	t	1891	練炭・豆炭 〔注:懐炉灰、たどんは329919に分類される。〕	
1811 24	液化石油ガス	t	1891 11	練炭、豆炭 ピッチ練炭、成型炭(豆炭)	-
1811 25	精製・混合用原料油	k l	1891 91	練炭・豆炭(賃加工)	-
1811 26	石油ガス	千m <sup>3</sup>			
1811 91	石油精製(賃加工)	-	1899	他に分類されない石油製品・石炭製品	
1821	潤滑油(石油精製によらないもの)		1899 11	回収いおう	t
1821 11	潤滑油(購入した鉱・動・植物油によるもの) 切削油(購入油からのもの)、工作油剤(購 入油からのもの)等	k l	1899 19	その他の石油製品・石炭製品 石油コークス、カルサインコークス、廃油 再生品(潤滑油、グリースを除く)、微粉 炭(工業原料用を含む)等	-
1821 91	潤滑油(賃加工)	-	1899 91	他に分類されない石油製品・石炭製品(賃加 工)	-
1822	グリース(石油精製によらないもの)		6864 00	販売電力	千KWh
1822 11	グリース(購入した鉱・動・植物油によるも の)	t	6866 00	製造工程からでたくず・廃物	-
1822 91	グリース(賃加工)	-			

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

## 中分類 19 - プラスチック製品

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
注：プラスチック製で次の製造品は用途によってそれぞれに分類される。  家具・装備品：14 プラスチック製版：1621 写真フィルム（乾板を含む）：1795 手袋：2151 耐火物：225 と石：2279 模造真珠：2293 目盛りのついた三角定規：3111 注射筒：3131 義歯：3135 眼鏡：3161 時計側：3172 楽器：322 レコード：3296 がん具・運動用具：323 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品：324 装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）：325 かつら：3255 漆器：3261 畳：3272 うちわ・扇子・ちょうちん：3273 ほうき・ブラシ：3274 洋傘・和傘・同部分品：3275 喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）：3277 魔法瓶：3278 看板・標識機：3292 パレット：3293 モデル・模型：3294 工業用模型：3295			1911 プラスチック板・棒 [注：発泡・強化プラスチック製板・棒は194に分類される。] 1911 11 プラスチック平板（厚さ0.5mm以上で硬質のもの） t 1911 12 プラスチック波板（厚さ0.5mm以上で硬質のもの） t 1911 13 プラスチック積層品 t 1911 14 プラスチック化粧板 t 1911 15 プラスチック棒 t 1911 91 プラスチック板・棒（賃加工） -  1912 プラスチック管 [注：発泡・強化プラスチック製管は194に分類される。] 1912 11 プラスチック硬質管 t 1912 12 プラスチックホース t 1912 91 プラスチック管（賃加工） -  1913 プラスチック継手 1913 11 プラスチック継手（バルブ、コックを含む） t [注：強化プラスチック製継手は194に分類される。] 1913 91 プラスチック継手（賃加工） -  1914 プラスチック異形押出製品 [注：発泡・強化プラスチック製異形押出製品は194に分類される。] 1914 11 プラスチック雨どい、同附属品 t 1914 19 その他のプラスチック異形押出製品 - 1914 91 プラスチック異形押出製品（賃加工） -		

注：プラスチック製品については、同一製造品でも設備、製造工程によって分類番号が異なる場合がありますので注意してください。

プラスチック製品 設備・工程	板・棒・管・ 継手・異形 押出製品	フィルム・ シート・床 材・合成革 靴製品	工業用プラ スチック製 品	発泡・強化 プラスチ ック製 品	その他の プラスチ ック製 品	日用雑 貨・食 卓用品	容 器	その他
プラスチック樹脂を原料として、各種の成形機によって成形された製品及び、加工品を一貫して製造する場合	1911 ~ 1914	1921 ~ 1924	1931	1941 ~ 1944		1991	1992	1997
成形機をもたないで、成形品を受入て加工品を製造する場合	1915	1925	1932	1945		1998		

中分類19 - プラスチック製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品番号		
製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
1915	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工品 〔注：成形品を受入て、さらに加工した二次製品が分類される。〕	-	1931	工業用プラスチック製品（加工品を除く） 〔注：プラスチック製で次の製造品は用途によってそれぞれ分類される。歯車は267512(ただし、時計用は317121、がん具用は323131)、軸受は2694の各々、抵抗器は271319又は291411、配線器具は2714の各々、コンデンサ(電力用)は271911、同(通信用)は291412又は291413、配線済みプリント配線板は291811又は291819に分類される。〕	-
1915 11	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品の加工品(切断、接合、塗装、蒸着めっき、パフ加工等)	-	1931 11	自動車用プラスチック製品	-
1915 91	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品の加工品(賃加工)	-	1931 12	輸送機械用プラスチック製品(自動車用を除く)	-
1921	プラスチックフィルム 〔注：フィルムから一貫して製造する袋を含む。〕		1931 13	電気機械器具用プラスチック製品 電話機きょう(筐)体、テレビ・ラジオ用キャビネット、冷蔵庫内装用品、扇風機羽根、掃除機ボディ、プラスチック製光ファイバ(素線)等	-
1921 11	包装用軟質プラスチックフィルム(厚さ0.2mm未満で軟質のもの)	t	1931 19	その他の工業用プラスチック製品 カメラボディ、パッキング(成形したもの)等	-
1921 12	その他の軟質プラスチックフィルム(厚さ0.2mm未満で軟質のもの)	t	1931 91	工業用プラスチック製品(賃加工)	-
1921 13	硬質プラスチックフィルム(厚さ0.5mm未満で硬質のもの)	t	1932	工業用プラスチック製品の加工品 〔注：成形品を受入て、さらに加工した二次製品が分類される。〕	
1921 91	プラスチックフィルム(賃加工)	-	1932 11	工業用プラスチック製品の加工品(切断、接合、塗装、蒸着めっき、パフ加工等)	-
1922	プラスチックシート		1932 91	工業用プラスチック製品の加工品(賃加工)	-
1922 11	プラスチックシート(厚さ0.2mm以上で軟質のもの)	t	1941	軟質プラスチック発泡製品(半硬質性を含む)	
1922 91	プラスチックシート(賃加工)	-	1941 11	軟質プラスチック発泡製品(半硬質性を含む) 軟質ポリウレタンフォーム、軟質ポリエチレンフォーム、軟質塩化ビニルフォーム、軟質発泡ポリエチレン等	t
1923	プラスチック床材		1941 91	軟質プラスチック発泡製品(半硬質性を含む)(賃加工)	-
1923 11	プラスチックタイル 塩化ビニルタイル等	km <sup>2</sup>	1942	硬質プラスチック発泡製品	
1923 19	その他のプラスチック床材	-	1942 11	硬質プラスチック発泡製品(厚板)(厚さ3mm以上)	-
1923 91	プラスチック床材(賃加工)	-	1942 12	硬質プラスチック発泡製品(薄板)(厚さ3mm未満のもの)	-
1924	合成皮革 〔注：合成皮革製衣服は1259、プラスチック製履物・同附属品は2022に、プラスチック製かばん、袋物、ハンドバックは、それぞれ2161、2171、2172に分類される。〕		1942 19	その他の硬質プラスチック発泡製品 棒状・管状発泡製品、人工雪(粒)等	-
1924 11	合成皮革 ナイロン系、ポリアミド系、ウレタン系、塩化ビニル系等	t	1942 91	硬質プラスチック発泡製品(賃加工)	-
1924 91	合成皮革(賃加工)	-	1943	強化プラスチック製板・棒・管・継手 〔注：波板を含む。〕	
1925	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製品の加工品 〔注：成形品を受入て、さらに加工した二次製品が分類される。〕		1943 11	強化プラスチック製板・棒・管・継手	t
1925 11	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工品(切断、接合、塗装、蒸着めっき、パフ加工等)	-	1943 91	強化プラスチック製板・棒・管・継手(賃加工)	-
1925 91	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工品(賃加工)	-			

中分類 19 - プラスチック製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
1944	強化プラスチック製容器・浴槽等 〔注：強化プラスチック製舟艇は3033に、強化プラスチック製自動車車体は3012に分類される。〕		1992	プラスチック製容器	
1944 11	強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽	t	1992 11	プラスチック製中空成形容器 洗剤・シャンプー容器、水筒、灯油缶、工業薬品缶等	-
1944 12	工業用強化プラスチック製品	t	1992 12	飲料用プラスチックボトル	-
1944 19	その他の強化プラスチック製品 保安帽（帽体）、がい子、橋脚等	-	1992 19	その他のプラスチック製容器 コンテナ、魚箱、ビール箱、アイスボックス、調味料容器等	-
1944 91	強化プラスチック製容器・浴槽等（賃加工）	-	1992 91	プラスチック製容器（賃加工）	-
1945	発泡・強化プラスチック製品の加工品 〔注：成形品を受入て、さらに加工した二次製品が分類される。〕		1997	他に分類されないプラスチック製品	
1945 11	発泡・強化プラスチック製品の加工品（切断、接合、塗装、蒸着めっき、パフ加工等）	-	1997 11	医療・衛生用プラスチック製品 注射筒（目盛りなし）等	-
1945 91	発泡・強化プラスチック製品の加工品（賃加工）	-	1997 19	他に分類されないプラスチック製品 絶縁テープ、時計ガラス（プラスチック製）、塩化ビニル止水板、ビニル製外衣（高周波ミシンによるもの）、人工芝、フラットヤーン（延伸テープ）等	-
1951	プラスチック成形材料		1997 91	他に分類されないプラスチック製品（賃加工）	-
1951 11	プラスチック成形材料	-	1998	他に分類されないプラスチック製品の加工品 〔注：成形品を受入て、さらに加工した二次製品が分類される。〕	
1951 12	再生プラスチック成形材料	t	1998 19	他に分類されないプラスチック製品の加工品（切断、接合、塗装、蒸着めっき、パフ加工等）	-
1951 91	プラスチック成形材料（賃加工）	-	1998 91	他に分類されないプラスチック製品の加工品（賃加工）	-
1952	廃プラスチック製品		6964 00	販売電力	千kWh
1952 11	廃プラスチック製品	t	6966 00	製造工程からでたくず・廃物	-
1952 91	廃プラスチック製品（賃加工）	-			
1991	プラスチック製日用雑貨・食卓用品 〔注：容器は1992に分類される。〕				
1991 11	日用雑貨・台所用品・食卓用品・浴室用品 まな板、ボール、食器、盆、漆器素地、洗面器、腰掛け、水筒等	-			
1991 91	日用雑貨・食卓用品等（賃加工）	-			

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

## 中分類 20 - ゴム製品

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
2011	自動車タイヤ・チューブ（航空機用を含む） 〔注：チューブレスのタイヤは、それぞれのタイ ヤに分類される。〕		2031	ゴムベルト 〔注：ゴムベルト（シート状のもの）を購入し、 裁断接続（接続のみを含む）したベルトは 203329に分類される。裁断のみは209919に 分類される。〕	
2011 11	トラック・バス用タイヤ	千本	2031 11	コンベヤゴムベルト	千cm <sup>2</sup> ライ
2011 12	小型トラック用タイヤ	千本	2031 12	平ゴムベルト	千cm <sup>2</sup> ライ
2011 13	乗用車用タイヤ	千本	2031 13	Vベルト（ファンベルトを含む）	k m
2011 14	二輪自動車用タイヤ	千本	2031 19	その他のゴムベルト	-
2011 15	特殊車両用・航空機用タイヤ 航空機用タイヤ、産業用特殊車両タイヤ、 建設用特殊車両タイヤ、農耕用特殊車両タ イヤ等	-	2031 91	ゴムベルト（賃加工）	-
2011 16	自動車用・特殊車両用・航空機用チューブ トラック・バス用チューブ、小型トラック 用チューブ、乗用車用チューブ、二輪自動 車用チューブ、航空機用チューブ、産業用 特殊車両チューブ、建設用特殊車両チュー ブ、農耕用特殊車両チューブ等	-	2032	ゴムホース 〔注：補強加工を施していないゴム管は203314に 分類される。〕	
2011 91	自動車用タイヤ・チューブ（賃加工）	-	2032 11	ゴムホース	k m
2012	自転車タイヤ・チューブ		2032 91	ゴムホース（賃加工）	-
2012 11	自転車用タイヤ・チューブ	-	2033	工業用ゴム製品 〔注：ゴム補強剤を用いて射出、押し出し等により 成形したゴムホースは203211に分類され る。〕	
2012 19	その他のタイヤ・チューブ リヤカー用タイヤ・チューブ、手押運搬車 用タイヤ・チューブ、荷車用タイヤ・チュ ーブ、人力車用タイヤ・チューブ、ソリッ ドタイヤ、一輪車タイヤ等	-	2033 11	防振ゴム	-
2012 91	自転車用タイヤ・チューブ（賃加工）	-	2033 12	ゴムロール	-
2021	ゴム製履物・同附属品		2033 13	ゴム製パッキン類	-
2021 11	地下足袋	千足	2033 14	ゴム管	m
2021 12	ゴム底布靴	千足	2033 15	ゴムライニング	-
2021 13	総ゴム靴	千足	2033 16	工業用ゴム板	k g
2021 14	ゴム草履・スリッパ（スポンジ製のものを 含む）	千足	2033 17	防げん材	-
2021 15	ゴム製履物用品 ゴム底、ゴムかかと、草履底、こう（甲） 等 〔注：くずゴム製は209919に分類される。〕	-	2033 18	工業用スポンジ製品	-
2021 91	ゴム製履物・同附属品（賃加工）	-	2033 29	その他の工業用ゴム製品 工業用エポナイト製品、フラップ・リムバ ンド、ゴムテープ、ゴム製シール類、ゴム 系接着剤等	-
2022	プラスチック製履物・同附属品 〔注：合成皮革製を含む。〕		2033 91	工業用ゴム製品（賃加工）	-
2022 11	プラスチック製靴 合成皮革靴、プラスチック成形靴等	千足	2091	ゴム引布・同製品 〔注：レインコート、合羽は121116、121214、 121311に分類される。救命用ゴムボートは 329913に分類される。〕	
2022 12	プラスチック製サンダル ハッピーサンダル、バックレスサンダル、プ ラスチック製射出成形サンダル等	千足	2091 11	衣料用・雑貨用ゴム引布	m <sup>2</sup>
2022 13	プラスチック製スリッパ	千足	2091 19	その他のゴム引布	-
2022 19	その他のプラスチック製履物、同附属品 プラスチック製草履等	-	2091 21	ゴム引布製品 エアーマットレス等	-
2022 91	プラスチック製履物・同附属品（賃加工）	-	2091 91	ゴム引布・同製品（賃加工）	-
			2092	医療・衛生用ゴム製品	
			2092 11	医療・衛生用ゴム製品 乳首、水まくら、氷のう、避妊用具、スポ イト類、指サック（医療用）、手術用手袋、 円座、自着帯、カテーテル、聴診器ゴム管、 ゴム手袋（医療用・衛生用）等	-
			2092 91	医療・衛生用ゴム製品（賃加工）	-



中分類 20 - ゴム製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			製造品及び賃加工品名	数量単位名
2093			ゴム練生地		2099 19		その他のゴム製品	-	
2093	11		更生タイヤ用練生地	t			フォームラバー、糸ゴム、ゴムバンド、ゴムタイル、ゴムマッティング、消しゴム、		
2093	19		その他の練生地	-			ゴム製気球、くずゴム製品、ゴムせん、ゴムふた、		
2093	91		ゴム練生地（賃加工）	-			印材用ゴム、スポンジ製品、補強		
2094			更生タイヤ				ゴム管、ゴム製漁業用浮子、ゴム製マット類、		
2094	11		更生タイヤ	本			ゴム板（工業用のものを除く）、		
2094	91		更生タイヤ（賃加工）	-			ゴム製吸着板、指サック（事務用）等		
2095			再生ゴム				注1：医療・衛生用ゴム製品は209211に分類される。 注2：ポリウレタンフォームは194111に分類される。		
2095	11		再生ゴム	t					
2095	91		再生ゴム（賃加工）	-	2099 91			他に分類されないゴム製品（賃加工）	-
2099			他に分類されないゴム製品		7064 00		販売電力	千kWh	
2099	11		ゴム手袋	千双	7066 00		製造工程からでたくず・廃物	-	

センチメートルプライ（cm プライ）:

コンベアベルト、平ゴムベルトに用いる単位でゴム部が幅 1cm×長さ 1m×厚み 1.6mm を 1cm プライ、  
布部については厚みに関係なく幅 1cm×長さ 1m が 1cm プライです。

双：1対になっている手袋を数える単位です。なお、靴下、足袋などは足といえます。

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

## 中分類 21 - なめし革・同製品・毛皮

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
2111	なめし革		2151 91	革製手袋（賃加工）	-
2111 11	成牛甲革	枚	2161	かばん（材料のいかんを問わない）	
2111 12	中小牛甲革	枚	2161 11	なめし革製旅行かばん	個
2111 13	牛底革（クローム底革を含む）	枚	2161 12	なめし革製書類入かばん・学生かばん・ランドセル	個
2111 14	牛ぬめ革（茶利革を含む）	枚	2161 13	革製ケース 写真機ケース、双眼鏡ケース、携帯用ラジ オケース等	-
2111 19	その他の牛革 牛多脂革、牛白なめし革、牛生革等	-	2161 19	その他のなめし革製かばん類	-
2111 21	馬革	枚	2161 21	プラスチック製かばん	-
2111 22	豚革	枚	2161 22	合成皮革製ケース 写真機ケース、双眼鏡ケース、携帯用ラジ オケース等	-
2111 23	山羊・めん羊革	枚	2161 29	その他のかばん類 金属製かばん類、布製かばん類等	-
2111 29	その他のなめし革 水牛革、わに革、とかげ革、へび革、カン ガルー革、鹿革、鯨皮革、水産皮革等	-	2161 91	かばん（賃加工）	-
2111 91	なめし革（賃加工）	-	2171	袋物（材料のいかんを問わない）	
2111 92	なめし革塗装・装飾（賃加工） 皮さらし、染革等	-	2171 11	袋物 札入れ、財布、ショッピングバッグ、名刺 入れ、定期券入れ、眼鏡ケース、がまぐち、 小物入れ、くし入れ等	-
2121	工業用革製品（手袋を除く）				
2121 11	工業用革製品 工業用革ベルト、革製パッキン、ガスケット、 紡績機用、印刷機用、自動車用、紡績 用エプロンバンド、自転車用サドル革、オ イルシール、工業用ピッカー等	-			
2121 91	工業用革製品（賃加工）	-			
2131	革製履物用材料・同附属品		2171 91	袋物（賃加工）	-
2131 11	革製履物用材料、同附属品 甲、靴底、かかと等	-	2172	ハンドバッグ（材料のいかんを問わない）	
2131 91	革製履物用材料・同附属品（賃加工）	-	2172 11	なめし革製ハンドバッグ	個
2141	革製履物		2172 12	プラスチック製ハンドバッグ	個
2141 11	紳士用革靴（23cm以上）	足	2172 19	その他のハンドバッグ 繊維製、ビーズ製等	-
2141 12	婦人用・子供用革靴	足	2172 91	ハンドバッグ（賃加工）	-
2141 13	運動用革靴 登山靴、スキー靴、スケート靴、スパイク 靴、ゴルフ靴、バレエ靴等	足	2181	毛皮	
2141 14	作業用革靴 保安靴、耐電靴、耐酸靴等	足			
2141 19	その他の革製靴 一部革製の靴等	-			
2141 29	その他の革製履物 革製草履、革製スリッパ、革製サンダル等	-			
2141 91	革製履物（賃加工）	-	2181 11	毛皮（調整済で完成品ではないもの）	-
2151	革製手袋（合成皮革製を含む）		2181 91	毛皮（賃加工）	-
			2199	その他のなめし革製品	
			2199 11	服装用革ベルト	-
			2199 19	その他のなめし革製品 馬具、むち、腕時計用革バンド、つり革、 タブレットキャリアカバー、首輪、革砥、 肩帯、革ひも、帽子つば革、カットガット 等	-
2151 11	衣服用革手袋（合成皮革製を含む）	千双			
2151 12	作業用革手袋（合成皮革製を含む）	千双			
2151 13	スポーツ用革手袋（合成皮革製を含む）	-			

中分類 2 1 - なめし革・同製品・毛皮

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
2199 91	他に分類されないなめし革製品（賃加工）	-			
7164 00	販売電力	千kWh			
7166 00	製造工程からでたくず・廃物	-			

双：1対になっている手袋を数える単位です。なお、靴下、足袋などは足とします。  
 枚：丸革（1体分）をもって1枚です。半裁物については、2枚をもって丸革1枚とします。  
 なお、牛底革、牛ぬめ革については部分別に1枚当り革重量換算枚数によります。

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

## 中分類 22 - 窯業・土石製品

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
2211	板ガラス（原料から一貫製造した板ガラス）		2215	理化学用・医療用ガラス器具	
2211 11	普通板ガラス	2mm 換算箱	2215 11	理化学用・医療用ガラス器具 注：理化学用・医療用ガラス器具で目盛りつきのものは中分類31に分類される。	-
2211 12	変り板ガラス	2mm 換算箱			-
2211 13	磨き板ガラス	2mm 換算箱		ガラス器具 フラスコ、ピーカー、試験管、注射筒（目盛りなし）、シリンダ、標本瓶、培養皿、乳鉢、すい飲み、耐熱ガラス製理化学用製品、耐酸瓶、医療用アルコール瓶等	-
2211 19	その他の板ガラス（一貫製造によるもの） 合わせガラス、強化ガラス、複層ガラス等	-	2215 12	アンプル	-
2212	板ガラス加工品（購入した板ガラスによるもの）		2215 13	薬瓶	-
2212 11	合わせガラス	m <sup>2</sup>		一般薬瓶、投薬瓶等	-
2212 12	強化ガラス	m <sup>2</sup>	2215 91	理化学用・医療用ガラス器具（賃加工）	-
2212 19	その他の板ガラス 自動車用ガラス等	-	2216	卓上用・ちゅう房用ガラス器具	
2212 21	鏡	-	2216 11	卓上用ガラス器具	-
2212 91	板ガラス加工（賃加工）	-		花瓶、灰皿、金魚鉢、インキスタンド、文鎮、ペン皿等	-
				2216 12	ガラス製台所用品・食卓用品
2213	ガラス製加工素材			コップ、皿、ボール、鉢、しょう油差し、バター入れ、コーヒー沸かし、調味料入れ、耐熱ガラス製ちゅう房用器具等	-
2213 11	光学ガラス素地（眼鏡用を含む） フリントガラス、レンズ素地等	k g	2216 91	卓上用・ちゅう房用ガラス器具（賃加工）	-
2213 12	電球類用ガラスバルブ（管、棒を含む） 蛍光灯用ガラス管等	t	2217	ガラス繊維・同製品	
2213 13	電子管用ガラスバルブ（管、棒を含む） ブラウン管用ガラス管等	t	2217 11	ガラス短繊維、同製品	k g
2213 14	ガラス管・棒・球（電気用を除く） アンプル用ガラス管等	t		テープ、マット、ボード、フィルタ等	
2213 19	その他のガラス製加工素材 魔法瓶用ガラス素地、ガラス粉・粒・塊、ガラス繊維原料用ガラス等	-	2217 12	ガラス長繊維、同製品	k g
2213 91	ガラス製加工素材（賃加工）	-		ガラス繊維織物、ガラスヤーン等	
2214	ガラス容器		2217 13	光ファイバ（素線）	-
2214 11	ガラス製飲料用容器 注：輸送用、分配用に限る。台所用、食卓用は221612に分類される。	-		注：プラスチック製光ファイバ（素線）は193113に分類される。光ファイバコード及び心線は244211に分類される。	
				2217 91	ガラス繊維・同製品（賃加工）
2214 12	ガラス製食料用・調味料用容器 食料油瓶、ジャム瓶、塩から瓶、蜂蜜瓶、しょう油瓶、こしょう瓶、ソース瓶、食塩瓶、のり瓶等	-	2219	その他のガラス・同製品	
2214 19	その他のガラス製容器 化粧品瓶、インキ瓶、靴ずみ瓶等	-	2219 11	魔法瓶用ガラス製中瓶	-
2214 91	ガラス製容器（賃加工）	-	2219 12	照明用・信号用ガラス製品 レンズ、グローブ、シェード等	-
			2219 19	その他のガラス、同製品 ガラスブロック、ガラスブリック、ガラスタイル、ガラス浮玉、眼鏡用・時計用ガラス、ガラス絶縁物、ガラス製装飾品、石英ガラス製品、多泡ガラス等	-
				注：光学用・眼鏡用レンズは中分類31に分類される。	
			2219 91	その他のガラス、同製品（賃加工）	-
			2219 92	ガラス研磨（賃加工）	-
			2221	セメント	
			2221 11	ポルトランドセメント	t
			2221 12	セメントクリンカ	-

中分類 2 2 - 窯業・土石製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			製造品及び賃加工品名	数量単位名
2221	19	その他の水硬性セメント 高炉セメント、フライアッシュセメント、シリ カセメント、アルミナセメント、左官用セメン ト、雑用セメント、石灰スラグセメント等	-		2232	91	普通れんが（賃加工）	-	
2222	生	生コンクリート			2233	陶	管		
2222	11	生コンクリート	m <sup>3</sup>		2233	11	陶管（土管を含む）	千個	
2222	91	生コンクリート（賃加工）	-		2233	91	陶管（賃加工）	-	
2223	生	生コンクリート製品			2239	生	その他の建設用粘土製品		
2223	11	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）	t		2239	19	その他の建設用粘土製品 テラコッタ、ストーブライニング用製品、 煙突、砂せきれんが、粘土かわら白生地等	-	
2223	12	遠心力鉄筋コンクリート柱（ポール）	t		2239	91	その他の建設用粘土製品（賃加工）	-	
2223	13	遠心力鉄筋コンクリートくい（パイル）	t		2241	生	衛生陶器		
2223	14	普通コンクリート管	t		2241	11	衛生陶器（附属品を含む） 浴槽、洗面手洗器、便器、水槽等	-	
2223	15	空洞コンクリートブロック	千個		2241	91	衛生陶器（賃加工）	-	
2223	16	土木用コンクリートブロック 積ブロック、間知ブロック、張ブロック、 連結ブロック、法枠ブロック、護岸用ブロ ック等	t		2242	食卓用・ちゅう房用	陶磁器		
2223	17	道路用コンクリート製品 L字溝、U字溝等	t		2242	11	陶磁器製和飲食器 茶わん、どんぶり、皿、鉢、酒器、土瓶、 湯のみ、急す等	-	
2223	18	プレストレストコンクリート製品 枕木、はり、けた等	t		2242	12	陶磁器製洋飲食器 洋わん、皿、洋どんぶり、洋鉢、ディナー ウェア（組物、ばら物）、中華料理飲食器 等	-	
2223	19	その他のコンクリート製品 マグセメント板、テトラポッド、コンクリ ートパネル等	-		2242	13	陶磁器製台所・調理用品 なべ、かま、すり鉢、おろし器、つぼ、か め等	-	
2223	21	テラゾー製品	m <sup>2</sup>		2242	91	食卓用・ちゅう房用陶磁器（賃加工）	-	
2223	22	コンクリート系プレハブ住宅	-		2243	陶磁器製	置物		
2223	91	コンクリート製品（賃加工）	-		2243	11	陶磁器製置物 花瓶、ランプ台、灰皿、装飾品等 〔注：がん具は323129に分類される。〕	-	
2229	生	その他のセメント製品			2243	91	陶磁器製置物（賃加工）	-	
2229	21	厚形スレート	m <sup>2</sup>		2244	電	気用陶磁器		
2229	22	木材セメント製品（パルプセメント板、木片 セメント板を含む）	枚		2244	11	がい子、がい管	-	
2229	23	気泡コンクリート製品 気泡パネル、気泡ブロック等 〔注：気泡コンクリート板と鉄骨フレーム併用のプ レハブ住宅は254226に分類される。〕	-		2244	12	電気用特殊陶磁器	-	
2229	29	その他のセメント製品 セメントモルタル製板、ブロック等	-		2244	13	ファインセラミック製IC基板、ファインセ ラミック製ICパッケージ（焼結し放しのも の）	-	
2229	91	その他のセメント製品（賃加工）	-		2244	19	その他の電気用陶磁器 電気絶縁用陶磁器、陶磁器製絶縁材料等 〔注：組立加工したものの又は、配線したものと及び金 属部分が組み込まれた部分品、取付具、附属 品は、各々の完成品の部分品に分類される。〕	-	
2231	生	粘土かわら			2244	91	電気用陶磁器（賃加工）	-	
		〔注：焼成されていない白生地は223919に分類 される。〕							
2231	11	いびしかわら	千個						
2231	12	うわ薬かわら、塩焼かわら	千個						
2231	91	粘土かわら（賃加工）	-						
2232	生	普通れんが							
2232	11	普通れんが 建築用れんが、築炉外張りれんが、舗装用 れんが等	千個						

中分類 2 2 - 窯業・土石製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品番号		
製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
2245	理化学用・工業用陶磁器	-	2251 91	耐火れんが(賃加工)	-
2245 11	理化学用・工業用陶磁器 化学分析用陶磁器(蒸発皿、ピーカー、 カッセル等)、化学工業用耐酸陶磁 器、耐酸陶瓶、熱電対保護管、温度計用 陶磁器等	-	2252	不定形耐火物	-
2245 12	理化学用・工業用ファインセラミックス(焼 結し放しのもの)	-	2252 11	耐火モルタル	t
	注:組立加工したものの又は、配線したものと及び金 属部分が組み込まれた部品、取付具、附属品 は、各々の完成品の部分品に分類される。		2252 12	キャストブル耐火物	t
2245 91		理化学用・工業用陶磁器(賃加工)	-	2252 19	その他の不定形耐火物 プラスチック耐火物等
2246	陶磁器製タイル	-	2252 91	不定形耐火物(賃加工)	-
	注:ガラスタイルは221919に、セメントタイル は222929に、石タイルは228311に分類され る。		2259	その他の耐火物	-
2246 11		モザイクタイル うわ葉タイル(モザイク用)等	-	2259 11	人造耐火材 マグネシアクリンカ、合成ムライト、炭化 けい素耐火材等
2246 12	内装タイル うわ葉タイル(内装用)等	-	2259 19	その他の耐火物(粘土質るつぽを含む) 高炉用ブロック等	-
2246 19	その他のタイル 外装タイル、床タイル、うわ葉タイル(モ ザイク用、内装用を除く。)等	-	2259 91	その他の耐火物(賃加工)	-
2246 91	陶磁器製タイル(賃加工)	-	2261	炭素質電極	-
2247	陶磁器絵付	-	2261 11	人造黒鉛電極	t
	注:成形又は絵付後本焼きを行ったものは、各々 陶磁器製品に分類される。但し、がん具は 323129に分類される。		2261 19	その他の炭素質電極 炭素質電極、天然黒鉛電極、電解板・棒、連 続自焼式電極ペースト等	-
2247 11		陶磁器絵付品 和洋飲食器、がん具絵付品等	-	2261 91	炭素質電極(賃加工)
2247 91	陶磁器絵付(賃加工)	-	2262	炭素繊維	-
2248	陶磁器用はい(坏)土	-	2262 11	炭素繊維	t
2248 11	陶磁器用はい(坏)土	-	2262 91	炭素繊維(賃加工)	-
2248 91	陶磁器用はい(坏)土(賃加工)	-	2269	その他の炭素・黒鉛製品	-
2249	その他の陶磁器・同関連製品	-	2269 11	炭素棒	t
	注:陶磁器製家具は149919に、同がん具は 323129に分類される。		2269 12	炭素・黒鉛質ブラシ	t
2249 19		その他の陶磁器 火鉢、あんか、湯たんぽ、陶磁器製こんろ、 植木鉢(素焼きを含む)、神仏具(ろうそ く立、神酒入れ等)、陶瓶、セラミックブ ロック、表札類、陶磁器素(生)地、ファ インセラミックス製ナイフ・はさみ等	-	2269 13	特殊炭素製品 カーボンスライダ、カーボンパイル、放電 管用黒鉛陽極、炭素抵抗体、通信機用炭素 製品、プレーキシュー用炭素製品、解こう 材等
2249 91	その他の陶磁器・同関連製品(賃加工)	-	2269 19	その他の炭素・黒鉛製品 不浸透炭素製品、黒鉛るつぽ、精製天然黒 鉛、にかわ質黒鉛等	-
2251	耐火れんが	-	2269 91	その他の炭素・黒鉛製品(賃加工)	-
2251 11	粘土質耐火れんが	t	2271	研 磨 材	-
2251 19	その他の耐火れんが 耐火断熱れんが等	-	2271 11	天然研磨材、人造研削材 けい砂(研磨・研削用)、研削用ガーネッ ト、研削用けい砂フリント、溶融アルミナ 研削材、炭化けい素研削材、シリコンカー バイド等	-
			2271 91	研磨材(賃加工)	-
			2272	研 削 と 石	-
			2272 11	ビトリファイド研削と石(シリケート研削と 石を含む)	t
			2272 12	レジノイド研削と石	t

中分類 2 2 - 窯業・土石製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			製造品及び賃加工品名	数量単位名
2272 19	その他の研削と石	-	ゴム研削と石、石材研削と石、マグネシア法と石、ダイヤモンドと石等		2291 12	ほうろう製衛生用品	浴槽、洗面器、手洗器等	-	
2272 91	研削と石（賃加工）	-			2291 19	その他のほうろう鉄器	建築用ほうろう製品、電灯笠、ほうろう製看板・標識、ほうろう製流し台・調理台等	-	
2273 研 磨 布 紙					2291 91	ほうろう鉄器（賃加工）		-	
2273 11	研磨布紙	連	耐水研磨紙、サンドペーパー、研磨布ロール、研磨ファイバー等		2292 七 宝 製 品			-	
2273 91	研磨布紙（賃加工）	-			2292 11	七宝製品		-	
2279 研 磨 材 ・ 同 製 品					2292 91	七宝製品（賃加工）		-	
2279 19	その他の研磨材、同製品	-	パフ研磨材、工業用研磨材、再生研磨材、天然と石、油脂性研磨材、樹脂研磨と石、石材研磨と石等		2293 人 造 宝 石			-	
2279 91	その他の研磨材・同製品（賃加工）	-			2293 11	人造宝石（合成宝石、模造宝石、人造真珠、人造水晶を含む）		-	
2281 砕 石					2293 91	人造宝石（賃加工）		-	
2281 11	砕石	-	土木建築用砕石、玉石砕石、岩石砕石等		2294 ロックウール・同製品			-	
2281 91	砕石（賃加工）	-			2294 11	ロックウール、同製品	岩綿布、岩綿テープ、岩綿スリーブ、耐火岩綿製品、岩綿保温・断熱・吸音製品、鉋さい綿等	t	
2282 人 工 骨 材					2294 91	ロックウール・同製品（賃加工）		-	
2282 11	人工骨材	-	焼成真珠岩、焼成けつ岩、焼成ひる石等		2295 石 綿 製 品			-	
2282 91	人工骨材（賃加工）	-			2295 19	その他の石綿製品	シーラ材、ジョイントシート、耐熱・電気絶縁板、石綿布・石綿糸等	-	
2283 石 工 品									
2283 11	石工品	-	碑石、墓石、建築用角石、石盤、石材彫刻品、石うす、石とうろう、すずり、敷石、石タイル等						
2283 91	石工品（賃加工）	-							
2284 けいそう土・同製品									
2284 11	けいそう土、同製品	-	土れんが、土こんろ等						
2284 91	けいそう土・同製品（賃加工）	-							
2285 鉍物・土石粉碎等処理品									
2285 11	鉍物・土石粉碎、その他の処理品	-	石粉、クレー、化学用粘土、シャモット、ベントナイト、ヘルストン、タルクセメント着色剤、活性・酸性白土、重質炭酸カルシウム等						
2285 91	鉍物・土石粉碎・その他の処理品（賃加工）	-							
2291 ほうろう鉄器									
2291 11	台所・食卓用ほうろう鉄器	-	ほうろう引き食器、ほうろうなべ等						

中分類 2 2 - 窯業・土石製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			数量単位名
2297	91	石灰(賃加工)	-	2299	12	雲母板	-
2298	鑄型(中子を含む)	注:金型は269611~269619に、木型は329511に分類される。	-	2299	19	その他の窯業・土石製品 白墨、石筆、気硬性セメント、人造石(樹脂を結合材とするもの)、荒壁用粘土、鑄物用けい砂、かわら用粘土等	-
2298	11			鑄型(中子を含む)	-	2299	91
2298	91	鑄型(中子を含む)(賃加工)	-	7264	00	販売電力	千kWh
2299	他に分類されない窯業・土石製品		-	7266	00	製造工程からでたくず・廃物	-
2299	11	うわ薬	-				

換算箱：厚み 2mm × 面積 9.29 m<sup>2</sup> (100 平方フィート) です。

枚：木材セメント製品は、以下の換算基準によります。

	厚み	幅	長さ
木材セメント板 (木片セメント板を含む)	15mm	91cm	182cm
パルプセメント板	63mm	91cm	182cm

連：幅 23cm × 長さ 28cm の大きさ 500 枚が一連です。



数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

## 中分類 23 - 鉄鋼

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
2300	銑鉄・原鉄・ベースメタル		2311 36	普通鋼冷けん鋼管(再生引抜鋼管を含む)	t
2311 11	高炉銑(製鋼用銑)	t	2311 37	普通鋼めっき鋼管	t
2311 12	高炉銑(鋳物用銑)	t			
2312 11	電気炉銑、小形高炉銑、再生炉銑(原鉄、純鉄、ベースメタルを含む)	-	2300	特殊鋼熱間圧延鋼材	
2312 91	電気炉銑(賃加工)	-	2311 42	工具鋼 炭素工具鋼、合金工具鋼、高速度鋼、中空鋼、打刃物地鉄等	t
2300	粗鋼・鋼半製品		2311 43	構造用鋼 機械構造用炭素鋼、構造用合金鋼、はた焼鋼、強じん鋼等	t
2311 13	普通鋼粗鋼	t	2311 44	特殊用途鋼 ばね鋼、軸受鋼、ステンレス鋼(熱間のものに限る)、耐熱鋼、高マンガン鋼、快削鋼、磁石鋼、ピアノ線材、高抗張力鋼等	t
2311 14	普通鋼半製品	t			
2311 38	特殊鋼粗鋼	t			
2311 41	特殊鋼半製品	t			
2300	普通鋼熱間圧延鋼材		2300	特殊鋼冷間仕上鋼材	
2311 15	外輪・軌条、同附属品 圧延輪心、圧延車輪、フィッシュプレート、タイプレート等	t	2311 45	特殊鋼磨棒鋼(ドリルロッドを含む)	t
2311 16	形鋼(鋼矢板、リム・リングバー、サッシバーを含む)	t	2311 46	特殊鋼冷延鋼板	t
2311 17	管材	t	2311 47	特殊鋼冷延広幅帯鋼(幅600mm以上でコイル状のもの)	t
2311 18	小形棒鋼 小形鉄筋用丸棒、小形鉄筋用異形棒等	t	2311 48	特殊鋼磨帯鋼(幅600mm未満でコイル状のもの)	t
2311 21	大形・中形棒鋼	t	2311 51	特殊鋼鋼線 PC鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線等	t
2311 22	線材、バーインコイル	t			
2311 23	厚中板(厚さ3mm以上)	t	2300	特殊鋼鋼管	
2311 24	薄板(厚さ3mm未満でローモ板、電気鋼板を含む)	t	2311 52	特殊鋼熱間鋼管(ベンディングロール成型によるものを除く)	t
2311 25	鋼帯 広幅帯鋼、帯鋼等	t			
2300	普通鋼冷間仕上鋼材				
2311 26	普通鋼磨棒鋼	t			
2311 27	普通鋼冷延鋼板(冷延ローモ板、再生仕上鋼板を含む)	t	2311 53	特殊鋼冷けん鋼管	t
2311 28	普通鋼冷延電気鋼帯	t			
2311 31	普通鋼冷延広幅帯鋼(幅600mm以上でコイル状のもの)	t	2300	ミスロール	
2311 32	普通鋼磨帯鋼(幅600mm未満でコイル状のもの)	t	2311 54	ミスロール(普通鋼、特殊鋼)	t
2311 33	冷間ロール成型形鋼 簡易鋼矢板、軽量形鋼等	t	2300	その他の鋼材	
2311 34	普通鋼鋼線 鉄線、硬鋼線、溶接棒心線等	t	2311 59	その他の鋼材 溶接形鋼等	-
2300	普通鋼鋼管		2300	製鋼・圧延	
2311 35	普通鋼熱間鋼管(ベンディングロール成型によるものを除く)	t	2321 91	粗鋼・鋼半製品(賃加工)	-
	注:ベンディングロール成型による鋼管は254119に分類される。		2331 91	熱間圧延鋼材(賃加工)	-
			2332 91	冷間圧延鋼材(賃加工)	-
			2333 91	冷間ロール成型形鋼(賃加工)	-
			2334 91	鋼管(賃加工)	-
			2335 91	伸鉄(賃加工)	-
			2336 91	磨棒鋼(賃加工)	-
			2337 91	引抜鋼管(賃加工)	-



数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

## 中分類 24 - 非鉄金属

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品番号		
製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
2411	銅第1次製錬・精製品		2429 19	その他の非鉄金属再生地金、同合金	-
2411 11	粗銅	t		すず再生地金、すず合金、ニッケル再生地	
2411 12	電気銅、さお銅（ビレット、ケーキを含む）	t		金、ニッケル合金、チタン合金等	
2411 91	銅第1次製錬・精製（賃加工）	-	2429 91	その他の非鉄金属第2次製錬・精製（賃加工）	-
2412	亜鉛第1次製錬・精製品		2431	伸銅品	
2412 11	亜鉛地金	t	2431 11	銅伸銅品	t
2412 91	亜鉛第1次製錬・精製（賃加工）	-	2431 12	黄銅伸銅品	t
2413	アルミニウム第1次製錬・精製品		2431 13	青銅伸銅品	t
2413 11	アルミナ（酸化アルミニウム）	t	2431 19	その他の伸銅品（洋白伸銅品を含む）	-
2413 12	水酸化アルミニウム	t	2431 91	伸銅品（賃加工）	-
2413 13	アルミニウム地金	t	2432	アルミニウム・同合金圧延品（抽伸、押出し品を	
2413 91	アルミニウム第1次製錬・精製（賃加工）	-		含む）	
2419	その他の非鉄金属第1次製錬・精製品		2432 11	アルミニウム圧延製品	t
2419 11	鉛地金	t		板、円板、条等	
2419 12	金地金	g	2432 12	アルミニウム押出し品（抽伸品を含む）	t
2419 13	銀地金	k g		管、棒、形材、線等	
2419 14	タングステン	t	2432 13	アルミニウムはく	t
2419 29	その他の非鉄金属（第1次製錬・精製によるもの）	-		〔注：打はくは259915に分類される。〕	
	チタン地金、すず地金、アンチモン（粗・酸化・硫化アンチモンを含む）、カドミウム、モリブデン、白金地金、イリジウム、オスmium、パラジウム、ニッケル地金、ウラン、トリウム、マンガン、クロム、ゲルマニウム、セレン、シリコン、水銀、マグネシウム、タンタル等		2432 91	アルミニウム・同合金圧延（賃加工）	-
2419 91	その他の非鉄金属第1次製錬・精製（賃加工）	-	2439	その他の非鉄金属・同合金圧延品（抽伸、押出し品を含む）	
2421	鉛第2次製錬・精製品（鉛合金を含む）		2439 11	鉛管、板	t
2421 11	鉛再生地金（活字合金を含む）	t	2439 12	亜鉛・同合金展伸材（亜鉛板、亜鉛合金板を含む）	t
2421 12	はんだ、減摩合金	-	2439 13	金・同合金展伸材	g
2421 91	鉛第2次製錬・精製（賃加工）	-	2439 14	銀・同合金展伸材	k g
2422	亜鉛第2次製錬・精製品（亜鉛合金を含む）		2439 15	白金・同合金展伸材	g
2422 11	亜鉛再生地金、亜鉛合金	t	2439 16	ニッケル・同合金展伸材	t
2422 91	亜鉛第2次製錬・精製（賃加工）	-	2439 19	その他の非鉄金属・同合金展伸材	-
2423	アルミニウム第2次製錬・精製品（アルミニウム合金を含む）			マグネシウム展伸材、チタン展伸材、タングステン展伸材、すず展伸材、モリブデン展伸材等	
2423 11	アルミニウム再生地金、アルミニウム合金	t	2439 91	その他の非鉄金属・同合金圧延（賃加工）	-
2423 91	アルミニウム第2次製錬・精製（賃加工）	-	2441	電線・ケーブル（光ファイバケーブルを除く）	
2429	その他の非鉄金属第2次製錬・精製品（非鉄金属合金を含む）		2441 11	銅荒引線	t
2429 11	金再生地金、金合金	g	2441 12	銅裸線	t
2429 12	銀再生地金、銀合金	k g		丸線、トリリ線、平角線、より線、銅編組線、銅合金線、銅覆鋼線等	
2429 13	銅再生地金、銅合金	t	2441 13	銅被覆線	導体 t
				コード、船用線、キャブタイヤ、機ひも、カンブリック線、屋外ビニル線、屋内ビニル線、ビニルコード、制御用ビニル線、通信用ビニル線、制御用ポリエチレン線、クロロブレン配電線、クロロブレン口出線、クロロブレンキャブタイヤ、ブチルゴム線等	

中分類 2 4 - 非鉄金属

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			数量単位名
2441 14	巻線	綿・絹巻線、ガラス巻線、紙巻線、エナメル線、ホルマール線、ポリエステル線、合成エナメル線等	導体 t	2453 91	アルミニウム・同合金ダイカスト (賃加工)	-	
2441 15	電力ケーブル	ベルト形紙ケーブル、SL形紙ケーブル、ガス圧ケーブル、OFケーブル、パイプ形ケーブル、ポリエチレン電力ケーブル、ブチルゴム電力ケーブル等	導体 t	2454	非鉄金属ダイカスト (アルミニウム・同合金ダイカストを除く)	-	
2441 16	通信ケーブル	市内ケーブル、市外ケーブル、搬送ケーブル、プラスチック市内ケーブル、プラスチック市外ケーブル、プラスチック高周波同軸ケーブル、プラスチック局内ケーブル、幹線用同軸ケーブル等	導体 t	2454 11	亜鉛ダイカスト	t	
2441 17	アルミニウム荒引線		t	2454 19	その他の非鉄金属ダイカスト 銅ダイカスト、マグネシウムダイカスト等	-	
2441 18	アルミニウム線 (アルミニウム荒引線を除く)		t	2454 91	非鉄金属ダイカスト (賃加工)	-	
2441 91	電線・ケーブル (賃加工)		-	2455	非鉄金属鍛造品	-	
2442	光ファイバケーブル (通信複合ケーブルを含む)		-	2455 11	非鉄金属鍛造品	-	
2442 11	光ファイバコード (心線を含む)		-	2455 91	非鉄金属鍛造品 (賃加工)	-	
2442 12	光ファイバケーブル (複合ケーブルを含む)		-	2491	核燃料	-	
		光架空地線、通信複合ケーブル		2491 11	核燃料	-	
		注: 石英系光ファイバ素線は221713、プラスチック系光ファイバ素線は193113に分類される。電力ケーブルと複合した光複合ケーブルは244212に分類される。			核燃料成形加工 (濃縮、再処理を含む)	-	
2442 91	光ファイバケーブル (賃加工)		-	2491 91	核燃料 (賃加工)	-	
2451	銅・同合金鋳物 (ダイカストを除く)		-	2499	他に分類されない非鉄金属	-	
2451 11	銅・同合金鋳物		t	2499 11	銅・同合金粉	-	
2451 91	銅・同合金鋳物 (賃加工)		-	2499 12	アルミニウム・同合金粉	-	
2452	非鉄金属鋳物 (銅・同合金鋳物及びダイカストを除く)		-	2499 19	その他の非鉄金属・同合金粉 金・銀・同合金粉等	-	
2452 11	アルミニウム・同合金鋳物		t	2499 21	銅、鉛、亜鉛、ニッケル、すず等粗製品 マット、焼鉱、煙灰、銅さい、鉛さい、亜鉛さい、ニッケルさい、貴金属粗製品、チタン粗製品等	-	
2452 19	その他の非鉄金属鋳物 亜鉛鋳物、マグネシウム鋳物等		-		注: 粗銅は241111に分類される。		
2452 91	非鉄金属鋳物 (賃加工)		-	2499 29	その他の非鉄金属製品 シリコンウエハ (表面研磨を行う前のスライスをしただけのもの) 等	-	
2453	アルミニウム・同合金ダイカスト		-		注: シリコンウエハ (表面研磨をしたもの) は279912に分類される。		
2453 11	アルミニウム・同合金ダイカスト		t	2499 91	その他の非鉄金属 (賃加工)	-	
					非鉄金属くず		
				2499 31	非鉄金属くず	-	
				7464 00	販売電力	千kWh	
				7466 00	製造工程からでたくず・廃物	-	

導体トン (導体 t): 電線、電話線、電力ケーブルなどの被覆部分を除いた重量です。

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

## 中分類 25 - 金属製品

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品番号		
製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
2511	ブリキ・その他のめっき板等製品		2523 16	つるはし、ハンマ、ショベル、スコップ、バール(園芸用を含む)	-
2511 11	18リットル缶	t	2523 19	その他の利器工器具、手道具	-
2511 12	食缶(缶詰用缶)	t		缶切、かつお節削り器、つめ切、石工用手道具、こて、とび口、宝石加工手道具等	-
2511 19	その他のめっき板製容器 アイスクリーム缶、取杓、巻杓、牛乳輸送用容器、ケーシング、パッケージ、化粧用容器、エアゾール缶等	-	2523 91	利器工器具・手道具(賃加工)	-
	〔注1:打抜プレス加工製品は255111~255219に分類される。 注2:アルミニウム製飲料用缶の製造は255113に分類される。〕		2524	作業工具(やすりを除く)	
2511 29	その他のめっき板製品 バケツ等	-	2524 11	作業工具 レンチ、ペンチ、ドライバ、ヤットコ、万力(バイス)、スパナ、プライヤ、金床、パイプねじ切器、手動研磨機、トーチランプ、携帯電気ドリル用チャック等	-
2511 91	ブリキ缶・その他のめっき板等製品(賃加工)	-		〔注1:刃物、工器具、手道具は252311~252319、やすりは252511、農業用器具は252711、のこぎりは252611に分類される。 注2:ジャッキ(自動車用)は268912に分類される。〕	
2521	洋食器		2524 91	作業工具(賃加工)	-
2521 11	食卓用ナイフ・フォーク・スプーン(めっき製を含む)	-	2525	やすり	
	〔注:貴金属製又は貴金属めっきのナイフ・フォーク・スプーンは321911に分類される。〕			〔注:研磨布紙は227311に分類される。〕	
2521 19	その他の洋食器 盆、食器等	-	2525 11	やすり	-
2521 91	洋食器(賃加工)	-		〔注:ライター用やすりは259919に分類される。〕	
2522	機械刃物		2525 91	やすり(賃加工) 目立、目付等	-
	〔注:機械工具は2644に分類される。〕		2526	手引のこぎり・のこ刃	
2522 11	鋼板せん断用刃物(シャープレード)	-	2526 11	手引のこぎり	-
2522 12	合板・木材加工機械用刃物	-	2526 12	金切のこ刃	-
2522 19	その他の機械刃物 たばこ用刃物、製紙・繊維工業用刃物、製本用刃物、セルロイド用刃物、抜型等	-	2526 19	その他ののこ刃 製材用のこ刃、糸のこ刃等	-
2522 91	機械刃物(賃加工)	-		〔注:金切のこ盤ののこ刃は264311、製材機械、木材加工機械ののこ刃は266214に分類される。〕	
2523	利器工器具・手道具(やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く)		2526 91	手引のこぎり・のこ刃(賃加工)	-
	〔注1:やすりは252511、のこぎりは252611、のこ刃は252612、252619、食卓用ナイフは252111に分類される。 注2:理髪用はさみは252311に、医療用はさみは313111に分類される。〕		2527	農業用器具(農業用機械を除く)	
2523 11	理髪用刃物 バリカン、日本カミソリ、西洋カミソリ、安全カミソリ、理髪用はさみ等	-	2527 11	農業用器具 くわ、すき、かま、マニアホーク、移植こて、まぐわ、ホー、大がま、耕作用具、養蚕用機器・養きん用機器・養蜂機器(金属製)等	-
2523 12	ほう丁	-		〔注:土木工用器具、園芸用器具は252316に分類される。〕	
2523 13	ナイフ類 ポケットナイフ、狩猟用ナイフ、果物ナイフ等	-	2527 12	農業用器具部分品	-
2523 14	はさみ	-	2527 91	農業用器具・同部分品(賃加工)	-
2523 15	工器具 のみ、かんな、きり、金づち、まさかり、おの、ギムネ、彫刻刃等	-	2529	その他の金物類	
			2529 11	錠、かぎ 組かぎ、南京錠、手錠、電子ロック、合鍵、クレセント等	-

中分類 2 5 - 金属製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			製造品及び賃加工品名	数量単位名
2529 12	建築用金物	-	ドアチェック、ブラケット、丁番、ハンドル、戸車等		2539	その他の暖房・調理装置（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）			
2529 13	架線金物	-	送変電用、配電用等		2539 11	暖房用・調理用器具	-		
2529 19	その他の金物類	-	家具用金具、馬具用金具、トランク用金具、小箱用金具、車両用金具、袋物用金具、キャスター等		2539 12	太陽熱利用機器	-		
			〔注1：くぎ、靴くぎは2571に分類される。〕 〔注2：カーテンレールは149211に分類される。〕		2539 19	太陽熱温水器、太陽熱集熱器等	-		
2529 91	その他の金物類（賃加工）	-			2539 91	その他の暖房・調理装置部分品	-		
2531 配管工事用附属品（バルブ、コックを除く）						〔注：電気機械器具は2721、2729、ガス機器、石油機器は2532に分類される。〕			
2531 11	金属製管継手	-	エルボー、チー、ソケット、ニップル、フランジ等		2539 91	その他の暖房・調理装置・同部分品（賃加工）	-		
			〔注1：可鍛鉄製鉄管継手は235212に分類される。〕 〔注2：蛇口は全て269213に分類される。〕		2541	建設用金属製品			
2531 12	金属製衛生器具	-	シャワー、手洗用給水器、ロータンク、家庭用浄水器（金属製）等		2541 11	鉄骨	t		
2531 13	配管工事用附属品	-	ノズル、噴水口、排水管、止め栓等		2541 12	軽量鉄骨	t		
2531 91	配管工事用附属品（賃加工）	-			2541 13	橋りょう	t		
2532	ガス機器・石油機器				2541 14	鉄塔	t		
	〔注：家庭用、営業用を含む。〕				2541 15	水門	t		
2532 11	ガスこんろ	台			2541 19	その他の建設用金属製品	-		
2532 12	ガス風呂釜（パーナ付の一体のものを含む）	-				メタルフォーム、はしご（可鍛式のものを除く）、水圧鉄管、浮ドック、浮さん橋、ガードレール、鋼管（ベンディングロール成型によるもの）、階段、鋼板煙突、金属格子等			
2532 13	ガス湯沸器	台				〔注：板金製タンクは254311に、板金製煙突は254319に分類される。〕			
2532 14	ガス炊飯器	台			2541 91	建設用金属製品（賃加工）	-		
2532 19	その他のガス機器（温風暖房機を除く）	-	ガスレンジ、ガスストーブ、ガス風呂用パーナ、ガス冷蔵庫、ガスグリル等		2542	建築用金属製品（建築用金物を除く）			
2532 21	石油ストーブ	-				〔注：建築用金物は252912に分類される。〕			
2532 29	その他の石油機器（温風暖房機を除く）	-	石油こんろ、石油風呂釜、石油風呂用パーナ、石油給湯器等		2542 11	住宅用アルミニウム製サッシ	-		
2532 31	ガス機器・石油機器の部分品・附属品	-			2542 12	ビル用アルミニウム製サッシ	-		
2532 91	ガス機器・石油機器・同部分品・附属品（賃加工）	-			2542 19	その他のアルミニウム製サッシ	-		
2533	温風・温水暖房装置				2542 21	アルミニウム製ドア	-		
					2542 22	金属製サッシ・ドア	-		
2533 11	温風暖房機（熱交換式のもの）	台			2542 23	シャッター	-		
2533 12	温水ボイラ	台			2542 24	メタルラス	-		
	〔注：工業用ボイラは2611に分類される。〕				2542 25	建築用板金製品	-		
2533 13	放熱器、ユニットヒータ	-				ベンチレータ、天窓、雨戸、とい、雪止等			
	〔注：自動車用ラジエータは301314に分類される。〕				2542 26	鉄骨系プレハブ住宅	-		
2533 91	温風・温水暖房装置（賃加工）	-				〔注1：気泡コンクリート板と鉄骨フレーム併用のプレハブ住宅を含む。〕 〔注2：ユニット住宅は329914に分類される。〕			
					2542 27	ユニットハウス	-		
						金属製組立家屋（プレハブ住宅を除く）、組立家屋材料（金属製）（プレハブ住宅を除く）			
					2542 29	その他の建築用金属製品	-		
						装飾用金属製品、化粧棚、カーテンウォール、金属製物置、金属製日よけ等			
					2542 91	建築用金属製品（賃加工）	-		

中分類 2 5 - 金属製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
2543	製缶板金		2552 12	王冠	-
	注1：プリキ製品は251111～251129に分類される。 注2：容量400リットル未満はドラム缶に分類し、400リットル以上はタンクに分類される。		2552 19	その他の打抜・プレス金属製品 ほうろう素地、湯たんぽ、懐炉、便器、台所用品、食卓用品等	-
2543 11		板金製タンク	t	2552 91	打抜・プレス加工金属製品（賃加工）
2543 12	高压容器（ボンベ）	t	2553	粉末や金製品	
2543 13	ドラム缶	t	2553 11	粉末や金製品 超硬チップ、機械部分品（粉末や金によるもの）等	-
	注：ドラム缶の更生品は259919に分類される。		2553 91	粉末や金製品（賃加工）	-
2543 14		コンテナ			
2543 19	その他の製缶板金製品 板金製容器、板金パイプ、重ね板、板金製煙突、ダクト、浴槽、流し台上部、まき・コークス・石炭用風呂釜等	-		注1：焼結の行為が必要。 注2：磁性材部品は291911に、粉末や金以外の超硬工具は264412に分類される。	
2543 91	製缶板金製品（賃加工）	-	2561	金属製品塗装	
2543 92	金属板加工（賃加工） 溶断、折り曲げ、ろう付き、溶接等 注：製造加工の一工程として他事業所の溶接のみを行う事業所は、当該製品の賃加工に分類されるが、各種の溶接を行うため主な製品の判定ができない事業所は、一括して254392に分類される。なお、修理のために行う溶接は非製造業（修理業）となる。	-	2561 91	金属製品塗装、エナメル塗装、ラッカー塗装（賃加工）	-
			2562	溶融めっき（表面処理鋼材めっきを除く）	
			2562 91	溶融めっき（賃加工） 亜鉛・すずめっき（成形品に行うもの）	-
				注：鋼材めっきは2341、2342、2349に分類される。	
2551	アルミニウム・同合金プレス製品		2563		金属彫刻
	注：プレスした機械部分品のうち、プレスし放し のものは255111に、プレス後、切削、穴明、 研磨等の機械加工を行ったものは、各々の部 品・取付具・附属品に分類される。ただし、 255112～255119については、プレス後の機 械加工の有無を問わない。		2563 11	金属彫刻品 なつ染ロール彫刻、印刷ロール彫刻等	-
2551 11		アルミニウム製機械部分品（機械仕上げをしないもの） 自動車車体部品、医療機械部品、電気機械部品、一般機械部品等	-	2563 91	金属彫刻（賃加工）
2551 12	アルミニウム製台所・食卓用品	-		注：鋼材めっきは2341、2342、2349に分類される。	
	注：アルミホイル（圧延しているもの）は243213 アルミニウムはくに分類される。		2564		電気めっき（表面処理鋼材めっきを除く）
2551 13		アルミニウム製飲料用缶	-	2564 91	電気めっき（賃加工）
2551 19	その他の打抜・プレス加工アルミニウム、同合金製品 アルミ王冠等	-			
2551 91	打抜・プレス加工アルミニウム・同合金製品（賃加工）	-	2565	金属熱処理	
			2565 11	金属熱処理品 機械部品・鋼材・非鉄金属熱処理品等	-
			2565 91	金属熱処理（賃加工）	-
			2569	その他の金属表面処理	
			2569 19	その他の金属表面処理 金属腐食加工品、金属張加工品、アルマイ ト加工品等	-
2552	金属プレス製品（アルミニウム・同合金を除く）		2569 91	陽極酸化処理業（賃加工）	-
	注：プレスした機械部分品のうち、プレスし放し のものは255211に、プレス後、切削、穴明、 研磨等の機械加工を行ったものは、各々の部 品・取付具・附属品に分類される。ただし、 255212～255219については、プレス後の機 械加工の有無を問わない。		2569 92	金属張り（賃加工）	-
				2569 93	金属研磨、電解研磨、シリコン研磨（賃加工）
			2569 94	その他の金属表面処理（賃加工） パーカーライジング、防錆処理加工等	-
2552 11	打抜・プレス機械部分品（機械仕上げをしないもの） 自動車車体部品、医療機械部品、電気機械部品、一般機械部品等	-	2571 <	ぎ	
			2571 11	鉄丸くぎ 建築用、荷造り用等	t





数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

## 中分類 26 - 一般機械器具

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品番号		
製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
2611	ボ イ ラ 〔注：温水ボイラは253312に分類される。〕		2621 22	田植機	台
2611 11	煙管ボイラ	台	2621 29	その他の栽培用・管理用機器 施肥機、は種機、除草機、カルチベータ、 ブロワースプレーヤ、芝刈機、散水機、簡 易揚水機（ポンプを除く）、肥料散布機、 土入機等	-
2611 12	水管ボイラ	台	2621 31	農業用乾燥機	台
2611 19	その他のボイラ（温水ボイラを除く） 丸ボイラ、鋳鉄製ボイラ等	-	2621 32	コンバイン	台
2611 21	ボイラの部分品・取付具・附属品	-	2621 39	その他の収穫調整用機器 脱穀機、籾すり機、稲麦刈取機、牧草用機 械、とうみ、万石、米選機、選果機等	-
2611 91	ボイラ・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	2621 41	飼料機器 飼料裁断機、飼料粉碎器、飼料配合機等	-
2612	蒸気機関・タービン・水力タービン（船用を除く）		2621 49	その他の農業用機械 株切機、溝しゅん機、わら加工用機械、農 業用自動爆音機、育す装置、ふ卵装置等	-
2612 11	蒸気タービン 〔注：船用蒸気タービンは303419に分類される。〕	台	2621 51	農業用機械の部分品・取付具・附属品	-
2612 19	その他のタービン 水力タービン、ガスタービン、フランシス タービン、プロペラタービン、ペルトンタ ービン、斜流タービン等	-	2621 52	農業用トラクタの部分品・取付具・附属品	-
2612 21	蒸気機関・タービン・水力タービンの部分 品・取付具・附属品	-	2621 91	農業用機械・農業用トラクタ・同部分品・取 付具・附属品（賃加工）	-
2612 91	蒸気機関・タービン・水力タービン・同部分 品・取付具・附属品（賃加工）	-	2631	建設機械・鉱山機械	
2613	はん用内燃機関 〔注1：船用は303411～303419、航空機用は 304211、自動車用、二輪自動車用は301311 ～301314に分類される。 注2：内燃機関電装品は2716の各々に分類され る。〕		2631 11	ショベル系掘さく機 パワーショベル、ドラッグショベル、パケッ トホイール等	台
2613 11	はん用ガソリン・石油機関（はん用ガス機関 を含む）	台	2631 12	掘さく機（ショベル系を除く） ドラグライン、クラムシェル、トンネル掘 進機等	台
2613 12	はん用ディーゼル機関	台	2631 13	建設用クレーン クローラクレーン、トラッククレーン、ホ イールクレーン等 〔注：トラッククレーンのクレーン部分のみは 267419に分類される。〕	-
2613 13	はん用内燃機関の部分品・取付具・附属品	-	2631 14	整地機械 スクレーパ、グレーダ、ローラ、ランマ、 タンバ、スタビライザ等	台
2613 91	はん用内燃機関・同部分品・取付具・附属品 （賃加工）	-	2631 15	アスファルト舗装機械 アスファルトプラント、アスファルトミキ サ、アスファルトフィニッシャ、アスファ ルト散布機等	台
2619	その他の原動機		2631 16	コンクリート機械 バッチャープラント、コンクリートミキ サ、コンクリートポンプ、コンクリートブ レーサ、セメントガン、コンクリート舗装 機械、コンクリートカッタ等	台
2619 11	原子動力炉、同部分品・取付具・附属品	-	2631 17	基礎工事用機械 くい打機、くい抜機、グラウトポンプ、ア ースオーガ等	台
2619 19	その他の原動機 風力機関、圧縮空気機関、水車（水力ター ビンを除く）、特殊車両エンジン等	-	2631 18	せん孔機 ワゴンドリル、ドリルジャンボ、ボーリン グマシン、さく井機、チャンドリル等	台
2619 91	その他の原動機（賃加工）	-			
2621	農業用機械（農業用器具を除く） 〔注1：建設用トラクタは263121に分類される。 注2：農業用器具は2527に分類される。〕				
2621 11	動力耕うん機、歩行用トラクタ（エンジンな しのもの及びガーデントラクタを含む）	台			
2621 12	農業用トラクタ	台			
2621 19	その他の整地用機器 すき、プラウ、碎土機、ハロー、リンジャ ー、鎮圧機等	-			
2621 21	噴霧機、散粉機	-			

中分類 2 6 - 一般機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			製造品及び賃加工品名	数量単位名
2631 21	建設用トラクタ	台			2642	金属加工機械（金属工作機械を除く）			
2631 22	建設用ショベルトラック	台				注：金属加工機械の部分品・取付具・附属品は264313に、金属圧延用ロールは264312に分類される。			
2631 31	さく岩機	台							
	ハンドハンマ、ドリフタ、ストーパ、コールピック、ジャックハンマ、オーガコールカッタ、油圧ブレーカ、コンクリート解体機等				2642 11	圧延機械、同附属装置	-		
						分塊圧延機、条鋼圧延機、線材圧延機、帯鋼圧延機、厚板圧延機、薄板圧延機等			
2631 32	破碎機	-			2642 12	精整仕上装置	-		
	ジョークラッシャ、ジャイレトリクラッシャ、コーンクラッシャ、ロールクラッシャ、インパクトクラッシャ、ハンマークラッシャ等					酸洗い装置、洗浄装置、すず引装置、亜鉛引装置、電気めっき装置等			
2631 33	摩砕機、選別機	-			2642 13	ベンディングマシン	台		
	ローラミル、スタンプミル、タンブリングミル、インパクトミル、エアームル、タワーミル、ロッドミル、ボールミル、エロフォーミル、ロックシルミル、パイブレーティングミル、とうた盤、とうた機、浮遊選別機、磁気選別機、ジグ、重液選別機等					ベンディングロール、ロールレベラ、成形ロール、パイプフランジングロール、パイプエキスパンディングロール、丸棒・角棒きょう正機等			
2631 34	破碎機・摩砕機・選別機の補助機	-			2642 14	液圧プレス	台		
	ふるい分機、分級機、フィーダ、ウォッシャ、カローコン、シクナ、ウェットサイクロン等					コールドホッピングプレス、ダイスポッティングプレス、メタルパウダープレス等			
2631 39	その他の建設機械・鉱山機械	-			2642 15	機械プレス	台		
	ホーベル、シャープナ、トラックミル、ポータブルクラッシングプラント、破断機、タンバーク、鉄柱（非鉄金属製を含む）、カッパ等					タレットパンチプレス、スクリュープレス、クランクレスプレス、ナックルジョイントプレス等			
2631 41	建設機械・鉱山機械の部分品・取付具・附属品	-			2642 16	せん断機（シャーリングマシン）	台		
2631 42	建設用トラクタの部分品・取付具・附属品	-			2642 17	鍛造機械	台		
2631 91	建設機械・鉱山機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-				ハンマ、ヘッダ、アプセッタ、リベッタ、製釘機、フォーミングロール、製鋸機等			
2641	金属工作機械				2642 18	ワイヤフォーミングマシン	台		
	注：金属工作機械の部分品・取付具・附属品は264311に分類される。					ストランディング、ツイスティング、コイルワインディング、スプリングワインディングマシン、電線製造機械、伸線機等			
2641 11	数値制御旋盤	台			2642 21	ガス溶接・溶断機	-		
2641 19	その他の旋盤	-				テルミット溶接機等			
2641 21	ボール盤	台				注1：アーク溶接機、抵抗溶接機は271511、271512に分類される。 注2：超音波応用溶接機は274911に分類される。			
2641 22	中ぐり盤	台			2642 29	その他の金属加工機械	-		
2641 23	フライス盤	台				せん孔・プレス搾孔式・押出式・ガス溶接式・鍛接式製管機械、同装置、引抜製管機、人力プレス、気圧プレス、スレッドローリングマシン、パイプロッド引抜機、シュリンキングマシン、コルゲーティングマシン、マーキングマシン、スエージャ、バードロイングマシン、金おさ機械、線引機等			
2641 24	研削盤	台			2642 91	金属加工機械（賃加工）	-		
2641 25	歯切り盤、歯車仕上機械	台							
2641 26	専用機	台			2643	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品（機械工具、金型を除く）			
2641 27	マシニングセンタ	台				注：金属工作機械は2641に、金属加工機械は2642に分類される。機械工具は2644に、機械用金型は2696に分類される。			
2641 29	その他の金属工作機械	-			2643 11	金属工作機械の部分品・取付具・附属品	-		
	平削盤、形削盤、たて削盤、ブローチ盤、キーみぞ盤、ホーニング盤、ラップ盤、パフ盤、ポリッシング盤、金切のこ盤、と石切断機、ねじ切盤、ねじ立盤、放電加工機、研磨機等				2643 12	金属圧延用ロール	-		
2641 91	金属工作機械（賃加工）	-			2643 13	金属加工機械の部分品・取付具・附属品	-		

中分類 2 6 - 一般機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			製造品及び賃加工品名	数量単位名
2643 91	金属工作機械・金属加工機械の部分品・取付具・附属品（賃加工）	-			2652 19	その他の織機	毛織機、麻織機、タオル織機、帆布織機、重布織機、二重ピロード織機、テープ・リボン織機等	-	
2644	機械工具（粉末や金製を除く）				2652 21	ニット機械	よこ編機、丸編機、靴下編機、たて編機等	-	
2644 11	特殊鋼切削工具 ドリル、リーマ、ミーリングカッタ、ギヤカッタ、ブローチ、タップ、ダイス、チェザ、ねじフライス、バイト、ソケット、エンドミル等	-			2652 29	その他の編組機械	漁網機、レース機、編ひも機、製網機、刺しゅう機械等	-	
2644 12	超硬工具（粉末や金製を除く） バイト、ダイス、カッタ、鉋山用ビット、フライス、ドリル、リーマ、タップ、チェザ、ブローチ等	-			2652 31	織物用準備機	整経機、のり付き機等	-	
2644 13	ダイヤモンド工具 ドレスサ、バイト、ダイス、ガラス切ビット、かたさ試験機用圧子、グライディングホイール、カッティングソー、セグメント工具等	-	注：粉末や金製超硬チップは255311に分類される。		2652 91	製織機械・編組機械（賃加工）		-	
2644 14	空気動工具 ハンマ、ドリル、グライнда、レンチ、ドライバ、タツパ、エアサンダ、サーキュラソー等	-			2653	染色整理仕上機械	注：染色整理仕上機械の部分品・取付具・附属品は265413に分類される。		
2644 15	電動工具 電気かんな、電気のごぎり、電気ドリル、電気グライнда、ハンドシャー等	-			2653 11	染色機、なっ染機	ジッガー機、枠染め機、糸染め機等	-	
2644 16	治具、金属加工用附属品 定盤、Vブロック、工作用直定規等	-			2653 12	仕上機械	幅出機、幅出乾燥機、起毛機、せん毛機、樹脂加工機、カレンダ、防收缩加工機、コーティング機、ラミネーティング機、ディッピング機等	-	
2644 19	その他の機械工具 キャリパー、ドリルチャック、ドリルソケット等	-			2653 19	その他の染色整理仕上機械	整反機、霧吹き機、煮絨機、縮絨機、洗絨機、ロータリープレス、精錬漂白機等	-	
2644 91	機械工具（賃加工）	-			2653 91	染色・整理仕上機械（賃加工）		-	
2651	化学繊維機械・紡績機械		注：化学繊維機械・紡績機械の部分品・取付具・附属品は265411へ分類される。		2654	繊維機械部分品・取付具・附属品	注：縫製機械の部分品・取付具・附属品は265521に分類される。		
2651 11	化学繊維機械 紡糸機、後処理機械、延伸ねん糸機等	-			2654 11	化学繊維機械・紡績機械の部分品・取付具・附属品	フルテッドローラ、リング、スピンドル、針布、木管（紡績機械用）等	-	
2651 12	精紡機	台			2654 12	製織機械・編組機械の部分品・取付具・附属品	ワイヤーヘルド、ドロツパ、チンローラ、シャットル、ジャカード、おさ、ドビー、メリヤス針等	-	
2651 19	その他の紡績関連機械 カード、蚕糸機械、製綿機械、精織機械、混打綿機械、洗毛機械、化炭機械、反毛機械、前紡機械、粗紡機械、合ねん糸機、準備機、仮より機等	-			2654 13	染色整理仕上機械の部分品・取付具・附属品		-	
2651 91	化学繊維機械・紡績機械（賃加工）	-			2654 91	繊維機械の部分品・取付具・附属品（賃加工）		-	
2652	製織機械・編組機械		注：製織機械・編組機械の部分品・取付具・附属品は265412に分類される。		2655	縫製機械	注1：高周波ミシンは274912に分類される。 注2：ミシンテーブルは141119に分類される。		
2652 11	エアジェットルーム織機、ウォータージェットルーム織機	-			2655 11	家庭用ミシン		台	
					2655 12	工業用ミシン		台	
					2655 19	その他の縫製機械	縫製準備工程機械、延反機、解反機、柄合機、縫製用裁断機、目打機等	-	
					2655 21	縫製機械の部分品・取付具・附属品		-	

中分類 2 6 - 一般機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			製造品及び賃加工品名	数量単位名
2655 22	2655 91	2661	毛糸手編機械、同部分品・取付具・附属品	-	2663 12	2663 19	抄紙機 長網式・丸網式・短網式・コンビネーション式抄紙機等	台	
		2661	縫製機械・毛糸手編機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-			その他の製紙機械 断裁機、巻取機、コーティングマシン、スーパーカレンダー等	-	
2661	2661 11	2661 12	食品機械・同装置 穀物処理機械、同装置 精米麦機、押麦機、製粉機械、製めん機、精穀機等	-	2663 21	2663 91	パルプ・製紙機械の部分品・取付具・附属品 パルプ・製紙機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	
2661	2661 13	2661 14	製パン・製菓機械、同装置 はじきとうもろこし製造機械、チョコレート製造機械等	-	2664	2664 11	印刷・製本・紙工機械 〔注：事務用機械器具は2681に分類される。〕 印刷機械	-	
2661	2661 15	2661 19	醸造用機械 酒造用機械、しょう油醸造用機械、味噌醸造用機械等	-	2664 12	2664 13	製本機械 断裁機、紙締機、折畳機、表紙くるみ機、つづり機、紙折機等	-	
2661	2661 21	2661 91	牛乳加工・乳製品製造機械、同装置 ミルク凝結機、蒸留機、クリームセパレータ、バタープリンタ、チーズハット、アイスクリーム製造機等	-	2664 14	2664 15	紙工機械 製箱機械、段ボール製造機械、袋・封筒製造機械、荷札製造機、紙コップ製造機等	-	
2661	2661 91	2662	肉製品・水産製品製造機械 練製品製造機、肉ひき機、肉切機、ハム・ソーセージ製造機、こんぶ加工機械、するめ加工機、魚肉採取機、削節機、魚介類加工機械、のり乾燥機等	-	2665	2665 11	製版機械（活字鑄造機を含む） 活字鑄造機、写真植字機、植版機、ホエラ、ネガ乾燥機、腐食機、電子色分解装置（カラスキャナ）等	-	
2661	2661 91	2662 11	その他の食料品加工機械 製茶機械、油糧機械、ポテト皮はぎ機、合成調理機、製糖機械、果実加工機械、コーヒー機械、搾油機械、豆腐製造機械、野菜加工機械、豆いり機、餅つき機（民生用は272119に分類される。）等	-	2665 19	2665 21	印刷・製本・紙工機械の部分品・取付具・附属品 印刷・製本・紙工機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	
2661	2661 91	2662 12	食料品加工機械の部分品・取付具・附属品 食料品加工機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	2665 22	2665 91	印刷・製本・紙工機械の部分品・取付具・附属品 印刷・製本・紙工機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	
2662	2662 11	2662 13	木材加工機械 〔注：電動工具（手持ち式）は264415に分類される。〕 製材機械 帯のご盤、丸のご盤等	台	2666	2666 11	鑄造装置 ダイカストマシン その他の鑄造装置 造型機、型込機、中子整形機、特殊造型機、砂処理機械、製品処理機械等	台	
2662	2662 12	2662 14	木材加工機械 かんな盤、のご盤、ほぞ取盤、くぎ打機械、面取盤、木工旋盤、木工フライス盤、組子取機械等	台	2666 12	2666 19	鑄型、鑄型定盤（製鉄、製鋼用に限る） 鑄造装置の部分品・取付具・附属品 鑄造装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	
2662	2662 13	2662 14	合板機械（繊維板機械を含む） ベニヤレース、プレス、サンダ・ドライヤ、グルースプレッタ、クリッパ、スライサ等	台	2666 11	2666 12	プラスチック加工機械・同附属装置 〔注：高周波ウェルダは274912に分類される。〕 射出成形機	台	
2662	2662 14	2662 91	製材・木材加工・合板機械の部分品・取付具・附属品 製材・木材加工・合板機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	2666 12	2666 19	押出成形機 その他のプラスチック加工機械、同附属装置（手動式を含む） 圧縮成形機、中空成形機、真空成形機、カレンダー、サーモフォーミング機、発泡成形機、合成樹脂用溶接機及び応用装置（高周波ウェルダを除く）、タブレットマシン、ペレット装置、グラニューレータ、コーティング機、プラスチック蒸着めっき装置等	台	
2663	2663 11	2663	パルプ装置・製紙機械 パルプ製造機械、同装置 割木機、碎木機、チップ、ピータ、パーカ、リファイナー等	-	2666 19	2666	その他のプラスチック加工機械、同附属装置（手動式を含む） 圧縮成形機、中空成形機、真空成形機、カレンダー、サーモフォーミング機、発泡成形機、合成樹脂用溶接機及び応用装置（高周波ウェルダを除く）、タブレットマシン、ペレット装置、グラニューレータ、コーティング機、プラスチック蒸着めっき装置等	-	

中分類 2 6 - 一般機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			製造品及び賃加工品名	数量単位名
2666 21			プラスチック加工機械、同附属装置の部分品・取付具・附属品	-			機械、窯業用特殊機械、チェーンソー、産業用銃、集材機械、いか釣り機械、オッターボード、植毛機、真珠穿孔機、宝石研磨機、白熱電球製造装置、マッチ製造機、のり刈取機、目立機械等		
2666 91			プラスチック加工機械・同附属装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-					
2667			半導体製造装置		2669 29		その他の特殊産業用機械器具の部分品・取付具・附属品	-	
			〔注：純水製造装置は2678、設計用装置は2829、検査用装置（電気計測器）は2751に分類される。〕		2669 91		その他の特殊産業用機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	
2667 11			ウェーハプロセス（電子回路形成）用処理装置	-	2671		ポンプ・同装置（消防用ポンプ、船用ポンプを含む）		
			アニール装置、ウェットエッチング装置、電子ビーム露光装置、ウェーハ熱処理装置等				〔注1：自動車用燃料ポンプは301314、航空機の原動機用ポンプは304213に分類される。〕		
2667 12			組立用装置	-			〔注2：計量ポンプは311211に分類される。〕		
			ダイシング装置、マウンティング装置、モールド装置、ワイヤボンディング装置等		2671 11		単段式うず巻ポンプ（タービン形を含む）	台	
2667 19			その他の半導体製造装置	-	2671 12		多段式うず巻ポンプ（タービン形を含む）	台	
			ベーキング装置、マスク・レチクル製造用装置、レジスト処理装置等		2671 13		耐しよく性ポンプ（化学工業用特殊ポンプ）	台	
2667 21			フラットパネル・ディスプレイ製造装置	-	2671 14		家庭用電気ポンプ	台	
			イオン注入装置、カラーフィルタ製造装置、薄膜製造装置、レジスト処理装置等		2671 19		その他のポンプ	-	
2667 22			半導体製造装置（フラットパネル・ディスプレイ製造装置を含む）の部分品・取付具・附属品	-			斜流ポンプ、軸流ポンプ、回転ポンプ、往復ポンプ、深井戸ポンプ、水中ポンプ、手動ポンプ等		
2667 91			半導体製造装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	2671 21		ポンプ、同装置の部分品・取付具・附属品	-	
					2671 91		ポンプ・同装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	
2668			真空装置・真空機器		2672		空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機		
2668 11			真空ポンプ	台	2672 11		往復圧縮機	台	
2668 19			真空装置・真空機器	台	2672 12		回転圧縮機	台	
			真空冶金装置、真空化学装置、真空蒸着装置、真空成膜装置、スパッタリング装置、ドライエッチング装置、CVD装置、イオン注入装置等		2672 13		遠心圧縮機、軸流圧縮機	台	
2668 21			真空装置・真空機器の部分品・取付具・附属品	-	2672 14		遠心送風機	台	
2668 91			真空装置・真空機器・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	2672 15		軸流送風機	台	
					2672 19		その他の送風機	-	
2669			その他の特殊産業用機械				回転送風機、ふいご、排風機等		
			〔注：包装機械は2697に分類される。〕		2672 22		空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機の部分品・取付具・附属品	-	
2669 11			ゴム工業用機械器具	-	2672 91		空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	
2669 12			ガラス工業用特殊機械	-	2673		エレベータ・エスカレータ		
			製瓶機械、レンズ研磨機等		2673 11		エレベータ	-	
2669 19			その他の特殊産業用機械器具	-			電動エレベータ、油圧エレベータ、手動エレベータ等		
			〔注：半導体製造装置は2667に分類される。〕				〔注：自動車用エレベータは267919に分類される。〕		
			たばこ製造機械、化学薬品・医薬品製造用特殊機械、帽子製造機械、皮革処理機械、製靴機械、石工機械、鉛筆製造機械、製革工業用特殊機械、ラインホーラ、ネットホーラ、漁具用浮標、火薬充てん機械、製缶		2673 12		エスカレータ	-	
							〔注：動く歩道を含む。〕		
					2673 13		エレベータ・エスカレータの部分品・取付具・附属品	-	
					2673 91		エレベータ・エスカレータ・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	
					2674		荷役運搬設備		
					2674 11		天井走行クレーン	台	

中分類 2 6 - 一般機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品番号		
製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
2674 19	その他のクレーン ジブクレーン、橋形クレーン、円形クレーン、ケーブルクレーン、デリック、ロコモチブクレーン、槌形クレーン、フローチングクレーン、ローダ、アンローダ等	-	2677	油圧・空圧機器	
2674 21	巻上機 船用ウィンチ、ホイスト、チェーンブロック、ウィンドラス、キャップスタン等	-	2677 11	油圧ポンプ	台
2674 22	コンベヤ チェーンコンベヤ、ベルトコンベヤ、ローラコンベヤ、バケットエレベータ、パンコンベヤ、ニューマチックコンベヤ、スクリューコンベヤ、空気コンベヤ等	-	2677 12	油圧モータ	台
2674 29	その他の荷役運搬設備 索道、ロープウェイ、カーダンパ、ターンテーブル、動力ジャッキ、トラバサ、ダムウェーダ、カーブッシャー、カーブラー、リフト等	-	2677 13	油圧シリンダ	台
	〔注：自動立体倉庫装置で、各品目に分割できないユニット製品は、ここに分類される。〕		2677 14	油圧バルブ	-
2674 31		荷役運搬設備の部分品・取付具・附属品	2677 19	その他の油圧機器 蓄圧機、増圧機、油圧アキュムレータ、油圧フィルタ等	-
2674 91	荷役運搬設備・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-	2677 21	油圧機器の部分品・取付具・附属品	-
2675	動力伝導装置(玉軸受、ころ軸受を除く)		2677 22	空気圧機器(空気圧ユニット機器を含む) 空気圧フィルタ、空気圧シリンダ、空気圧ルブリケータ等	-
	〔注：玉軸受は269411又は269412に、ころ軸受は269413に分類される。〕		2677 23	空気圧機器の部分品・取付具・附属品	-
2675 11		変速機 ギヤードモータ、チェーンモータ、歯車減速機、チェーン減速機、流体トルクコンバータ、増速機、モータプーリ等	-	2677 91	油圧・空気圧機器・同部分品・取付具・附属品(賃加工)
2675 12	歯車(プラスチック製を含む) 円筒歯車、かさ歯車、ウォームギヤ、ラック、内歯車、スプロケット等	-	2678	化学機械・同装置	
2675 13	ローラチェーン 動力伝導用鎖(機械用、自動車用、オートバイ用、自転車用)	-	2678 11	ろ過機器	-
2675 19	その他の動力伝導装置 平軸受、逆転機、クラッチ、カップリング、滑車、軸けい類、操舵機、ベルト調車等	-	2678 12	分離機器	-
2675 21	動力伝導装置の部分品・取付具・附属品	-	2678 13	熱交換器(分縮機、熱換器を含む)	-
2675 91	動力伝導装置・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-	2678 14	混合機、かくはん機、ねつ和機、溶解機、造粒機、乳化機、粉碎機	-
2676	工業窯炉		2678 15	反応機、発生炉、乾留炉、電解槽 硝化機、発酵機、分解機、飽和機、転化機、重合機、オートクレーブ、凝固機、解びよう機等	-
	〔注：電気炉は271912に分類される。〕		2678 16	蒸発機器、蒸留機器、蒸煮機器、晶出機器	-
2676 11		工業窯炉 溶解炉、混銑炉、均熱炉、加熱炉、陶磁器・土器・ほうろう焼成窯、キューボラ等	-	2678 17	乾燥機器
2676 12	工業窯炉の部分品・取付具・附属品	-		〔注：赤外線乾燥装置、誘導加熱装置は271913に分類される。〕	
2676 91	工業窯炉・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-	2678 18		集じん機器
			2678 21	化学装置用タンク 浮屋根式タンク、固定式タンク、球形タンク等	-
			2678 22	環境装置(化学的処理を行うもの) 重油脱硫装置、水質汚染防止機器、廃ガス処理装置等	-
			2678 29	その他の化学機械、同装置 圧搾機器、焙焼機、焼結機、焼成機器、吸引器、洗浄機、抽出機等	-
			2678 31	化学機械、同装置の部分品・取付具・附属品	-
			2678 91	化学機械・同装置・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-
			2679	その他の一般産業用機械・装置	
			2679 11	重油・ガス燃焼装置(軽油を含む)	-
				〔注：ボイラ用、工業用炉用に限る。〕	
			2679 19		その他の一般産業用機械、同装置 自動給炭装置、潤滑装置、上水道処理装置、潜水装置、駐車装置、自動車用加熱装置、電線巻取機、旋回窓、自動車用エレベータ、産業用焼却炉等

中分類 2 6 - 一般機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			製造品及び賃加工品名	数量単位名
2679 29	29	その他の一般産業用機械、同装置の部分品・取付具・附属品		-	2683	29	娯楽機械		
2679 91	91	その他の一般産業用機械・同装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		-	2683 11	11	パチンコ、スロットマシン		-
2681		事務用機械器具（電子式を含む）			2683 12	12	ゲームセンター用娯楽機器		-
		注1：事務用品は3241～3249の各々に分類される。 注2：プログラム言語を使用する電子計算機は2821に分類される。					アーケードゲーム機、クレーンゲーム機、業務用テレビゲーム機等		
2681 11	11	計算機械		-	2683 13	13	遊園地用娯楽機器		-
		加算機、計算機、電子式卓上計算機等					ジェットコースター、メリーゴーランド、コーヒーカップ等		
2681 12	12	静電間接式複写機	台		2683 19	19	その他の娯楽機器		-
2681 13	13	デジタル式複写機	台				自動麻雀卓、パッチングマシン、ボウリング装置等		
2681 14	14	フルカラー複写機	台		2683 29	29	娯楽機器の部分品・取付具・附属品		-
2681 15	15	金銭登録機（レジスタ）	-		2683 91	91	娯楽機器・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		-
2681 16	16	ワードプロセッサ	-		2684		自動販売機		
2681 19	19	その他の事務用機械器具	-		2684 11	11	自動販売機	台	
		タイプライタ、タイムレコーダ、タイムスタンプ、謄写機、あて名印刷機、マイクロ写真機、チェックライタ、作業記録機、穿孔機、小包区分機、分類機、郵便集配機、青写真機械、印押機、オフセット印刷機（B3判未満）、硬貨計算機、小切手記入機、抹消機、シュレッダ、電動ホッチキス、製図機械、電動穴あけ機、会計機械、ハンディコピー機、事務機械用プリンタ等					飲料・食品自動販売機、たばこ自動販売機、きっぷ自動販売機、日用品自動販売機等		
2681 21	21	事務用機械器具の部分品・取付具・附属品	-		2684 19	19	自動販売機の部分品・取付具・附属品	-	
2681 91	91	事務用機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-		2684 91	91	自動販売機・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	
2682		冷凍機・温湿調整装置			2689		その他の事務用・サービス用・民生用機械器具		
		注：民生用電気冷蔵庫は272113、ウインド形・セパレート形エアコンディショナは272213に、カークーラ、カーエアコンは301318に、除湿機（民生用）は272219に分類される。			2689 11	11	業務用洗濯装置		-
2682 11	11	冷凍機	台				ランドリーユニット、ドライクリーニングユニット、洗濯機械装置、洗浄機械装置、脱水機械、脱液機械装置、乾燥機械、脱臭機械等		
		往復動式冷凍機、回転式冷凍機、遠心式冷凍機、吸収式冷凍機、コンデンシングユニット等			2689 12	12	自動車整備・サービス機器		-
2682 12	12	冷凍・冷蔵用ショーケース（冷凍陳列棚を含む）	台				自動車電装品試験機器、自動車整備リフト、自動車洗浄機、自動車ジャッキ、自動車検査機器、自動車給油機器等		
2682 13	13	エアコンディショナ（ウインド形、セパレート形を除く）	台		2689 13	13	家庭用エレベータ	台	
		パッケージタイプエアコンディショナ等			2689 19	19	その他のサービス用・民生用機械器具		-
2682 19	19	その他の冷凍機応用製品	-				両替機、自動改札機、自動入場機、コインロッカー、自動ドア、出前運搬機、食器洗浄機、自動給茶機等		
		冷水機、除湿器（民生用を除く）等			2689 29	29	その他のサービス用・民生用機械器具の部分品・取付具・附属品		-
2682 21	21	冷却塔	-		2689 91	91	その他のサービス用・民生用機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		-
2682 22	22	冷凍装置	-		2691		消火器具・消火装置		
		冷蔵装置、凍結装置、製氷装置等					注：消防用ポンプは267111～267119に分類される。		
2682 23	23	冷凍機・温湿調整装置の部分品・取付具・附属品	-		2691 11	11	消火器具、消火装置（消防自動車のぎ装品を含む）		-
2682 91	91	冷凍機・温湿調整装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-		2691 12	12	消火器具・消火装置の部分品・取付具・附属品		-

中分類 2 6 - 一般機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			数量単位名
2691 91	消火器具・消火装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-		2696 11	プレス用金型	-	
2692 弁・同附属品				2696 12	鍛造用金型	-	
	注：油圧バルブは267714に、自動車用バルブは301329に、自転車用バルブは309116に、航空機用バルブは304919に分類される。			2696 13	鋳造用金型（ダイカスト用を含む）	-	
2692 11		高温・高圧バルブ	t	2696 14	プラスチック用金型	-	
2692 12		自動調整バルブ	t	2696 15	ゴム・ガラス用金型	-	
2692 13		給排水用バルブ・コック 給水せん、止水せん、分水せん、排水トラップ、蛇口等	t	2696 19	その他の金型、同部分品・附属品 粉末や金用金型、窯業用金型等	-	
2692 14	一般用バルブ・コック ステンレス鋼製バルブ、鋳鋼製バルブ、鍛鋼製バルブ、鋳鉄製バルブ、青銅製バルブ等	-	2696 91	金型・同部分品・附属品（賃加工）	-		
2692 15	バルブ・コック附属品	-	2697	包装・荷造機械			
2692 91	弁・同附属品（賃加工）	-	2697 11	個装・内装機械 充てん機、缶詰・瓶詰機、シール機、ラベル貼り機、小箱詰機、上包機、ガス封入包装機、収縮包装機、洗瓶機、殺菌機、打せん機等	-		
2693	パイプ加工・パイプ附属品		2697 12	外装・荷造機械 ケース詰機、ケースのり付機、テープ貼り機、アンケーサ、バンド掛け機、ひも掛け機、ボクサー、釘打機等	-		
	注1：機械用金属製パイプ加工品に限る。 注2：金属製家具のパイプ加工品のうち板金パイプは254319に、板金以外のパイプは259919に分類される。		2697 13	包装・荷造機械の部分品・取付具・附属品	-		
2693 11		切断、屈曲、ねじ切等パイプ加工品（機械用金属製パイプ加工品）	-	2697 91	包装・荷造機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	
2693 91	切断、屈曲、ねじ切等パイプ加工（賃加工）	-	2698	産業用ロボット			
2694	玉軸受・ころ軸受（プラスチック製を含む）		2698 11	数値制御ロボット	-		
	注：平軸受は267519に分類される。		2698 19	その他の産業用ロボット マニュアル・マンピュレータ、固定シーケンスロボット、可変シーケンスロボット、プレイバックロボット等	-		
2694 11		ラジアル玉軸受（軸受ユニット用を除く）	-	2698 21	産業用ロボット、同装置の部分品・取付具・附属品	-	
2694 12	その他の玉軸受（軸受ユニット用を除く）	-	2698 91	産業用ロボット・同装置の部分品・取付具・附属品（賃加工）	-		
2694 13	ころ軸受（軸受ユニット用を除く）	-	2699	各種機械・同部分品製造修理（注文製造・修理）			
2694 14	軸受ユニット	-	2699 19	他に分類されない各種機械部分品	-		
2694 15	玉軸受・ころ軸受の部分品 軸受用玉、軸受用保持器、軸受用ころ等	-	2699 91	他に分類されない各種機械部分品（賃加工）	-		
2694 91	玉軸受・ころ軸受・同部分品（賃加工）	-					
2695	ピストンリング		金属くず				
2695 11	ピストンリング	-	2311 68	鉄くず	t		
2695 91	ピストンリング（賃加工）	-	2499 31	非鉄金属くず	-		
2696	金型・同部分品・附属品		7664 00	販売電力	千KWh		
	注：木型は329511に分類される。		7666 00	製造工程からでたくず・廃物	-		



数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

## 中分類 27 - 電気機械器具

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品番号		
製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
2711	発電機・電動機・その他の回転電気機械 注1：交・直両用は交流を含む。 注2：自動車、航空機などの内燃機関用発電機、 電動機は2716に分類される。		2712 15	リアクトル、誘導電圧調整器	-
2711 11	タービン発電機（交流）	台	2712 16	変圧器類の部分品・取付具・附属品	-
2711 12	エンジン発電機（交流）	台	2712 91	変圧器類・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
2711 13	直流電動機（70W以上）	台	2713	開閉装置・配電盤・電力制御装置	
2711 14	単相誘導電動機（70W以上）	台	2713 11	配電盤 閉鎖型配電装置、高圧配電盤、低圧配電盤等	-
2711 15	三相誘導電動機（70W以上）	台	2713 12	監視制御装置 監視制御装置（上下水道用、道路用、産業用、車両用、船用等）、補助リレー盤、中央制御盤等	-
2711 19	その他の交流電動機（70W以上） 同期電動機、整流子電動機、家庭ミシン用電動機、変速電動機、クラッチ電動機等	-	2713 13	分電盤 住宅用分電盤、産業用分電盤等	-
2711 21	直流・交流小形電動機（3W以上70W未満） 直流・交流小形モータ、サーボモータ等 注：小形電動機（3W未満）は291513に分類される。	-	2713 14	継電器 保護継電器、制御継電器、電磁リレー等	-
2711 29	その他の小形電動機（3W以上70W未満） シンクロ電動機（セルシンモータ）、ステップモータ（パルスモータ）等	-	2713 15	遮断器 配線用遮断器、漏電遮断器、油遮断器、磁気遮断器、気中遮断器、空気遮断器、真空遮断器、ガス遮断器、安全ブレーカ等	-
2711 39	その他の発電機 直流発電機、水車発電機（交流）、電動発電機等	-	2713 16	開閉器 電力開閉器、電磁開閉器、電磁接触器、断路器、柱上開閉器、制御器、始動器、マイクロスイッチ、操作・検出スイッチ等 注：電子機器用スイッチは291613に分類される。	-
2711 49	その他の回転電気機械 原動機付発電機セット、高周波発電機、調相機、周波数変換機（水銀整流器は271919に分類される。）、信号発電機、風力発電機、回転変換装置等	-	2713 17	プログラマブルコントローラ	-
2711 51	発電機・電動機・その他の回転電気機械の部分品・取付具・附属品	-	2713 19	その他の配電制御装置 避雷装置、抵抗器、密閉形ガス絶縁装置、電磁クラッチ等	-
2711 91	発電機・電動機・その他の回転電気機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	2713 21	開閉装置・配電盤・電力制御装置の部分品・取付具・附属品 注：電子機器用抵抗器は291411に分類される。	-
2712	変圧器類（電子機器用を除く） 注1：標準・非標準変圧器は送配電用の変圧器で容量500KVAまでのものが271211、容量500KVAを超えるものが271212に分類される。 注2：電子機器用は291414に分類される。		2713 91	開閉装置・配電盤・電力制御装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
2712 11	標準変圧器 送配電用変圧器、柱上変圧器等	台	2714	配線器具・配線附属品 注：配線器具用プラスチック製品は193113、配線器具用陶磁器は224419に分類される。	
2712 12	非標準変圧器 油入り変圧器、乾式変圧器、ガス絶縁変圧器等	台	2714 11	小形開閉器 カットアウトスイッチ、解放ナイフスイッチ、カバー付きナイフスイッチ、箱開閉器等	千個
2712 13	特殊用途変圧器 ネオン変圧器、水銀ランプ用変圧器、試験用変圧器、コットレル用変圧器、スライダック及び定電流変圧器、信号用変圧器（ベル用は271419に分類される。）、昇圧器、電気炉用変圧器等	台	2714 12	点滅器 ロータリースイッチ、タンブラースイッチ、押ボタンスイッチ等	千個
2712 14	計器用変成器 計器用変圧器及び変流器、変圧変流器、直流変圧器等	台	2714 13	接続器 屋内用ソケット、コンセント、プラグ、コードコネクタ、タップ、レセプタクル、アダプタ、ローゼット、クラスタ等	千個

中分類 2 7 - 電気機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			数量単位名
2714 19	その他の配線器具・配線附属品 電球保持器、ヒューズ、パネルボード、ベル用変圧器、端子、小形配線箱等	-			系統用電力変換装置、高周波電源装置、無停電電源装置、電動機駆動用変換装置(インバータ等)等		
2714 91	配線器具・配線附属品(賃加工)	-		2719 15	シリコン・セレン整流器	-	
2715	電気溶接機			2719 19	その他の整流器 水銀整流器、ゲルマニウム整流器、接触整流器、管形整流器等	-	
注1:超音波応用溶接機は274911に、高周波ウェルダは274912に、電子ビーム応用溶接機は274919に分類される。				2719 29	その他の産業用電気機械器具の部分品・取付具・附属品	-	
注2:溶接棒は257915に分類される。				2719 91	はんだこて、電磁石、電磁チャック(保持器)、集電装置(パンタグラフ)等	-	
2715 11	アーク溶接機 交・直流アーク溶接機、回転式アーク溶接機、自動アーク溶接機、アルゴンアーク溶接機、スタッド溶接機、高周波アーク溶接機等	台		2719 91	その他の産業用電気機械器具・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-	
2715 12	抵抗溶接機 スポット溶接機、シーム溶接機、バット溶接機、高周波抵抗・誘導溶接機等	台		2721	ちゅう房機器		
2715 13	電気溶接機の部分品・取付具・附属品	-		2721 11	電気がま 電子炊飯ジャー、ジャー炊飯器	-	
2715 91	電気溶接機・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-		注:保温だけを目的とする電子ジャーは272119に分類される。			
2716	内燃機関電装品(ワイヤーハーネスを含む)			2721 12	電子レンジ オープンレンジ	-	
注1:自動車、航空機などの内燃機関電装品もここに分類される。				2721 13	電気冷蔵庫 電気冷凍冷蔵庫	台	
注2:内燃機関用ワイヤーハーネスは271621に分類される。				2721 19	その他のちゅう房機器 電気こんろ、電気なべ、電気ポット、電磁調理器、ホットプレート、電気オープン、ジューサ(ミキサを含む)、トースタ、コーヒーマーカー、クッカー、食器洗い機、食器乾燥機、餅つき機、ディスプレイ等	-	
2716 11	充電発電機	台		2721 29	ちゅう房機器の部分品・取付具・附属品	-	
2716 12	始動電動機	台		2721 91	ちゅう房機器・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-	
2716 13	磁石発電機	台		2722	空調・住宅関連機器		
2716 19	その他の内燃機関電装品 点火用コイル、ディストリビュータ、点火せん(スパークプラグ)、点火せん用結線装置等	-		2722 11	扇風機 卓上扇風機、天井扇風機等	台	
2716 21	内燃機関電装品の部分品・取付具・附属品	-		2722 12	換気扇 ウィンドファン、空調換気扇、レンジフード換気扇等	台	
2716 91	内燃機関電装品・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-		2722 13	エアコンディショナ ウィンド形、セパレート形等	台	
2719	その他の産業用電気機械器具(車両用、船舶用を含む)			注:パッケージ型エアコンディショナは268213に分類される。			
2719 11	コンデンサ(蓄電器) 電力用コンデンサ、産業機器用コンデンサ等	-		2722 19	その他の空調・住宅関連機器 電気温水器、加湿器、除湿器、冷風扇、空気洗浄機、家庭用タイムスイッチ等	-	
注:電子機器用コンデンサは291412に分類される。				2722 29	空調・住宅関連機器の部分品・取付具・附属品	-	
2719 12	電気炉 アーク炉、誘導炉、乾燥炉、抵抗炉等	台		2722 91	空調・住宅関連機器・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-	
2719 13	産業用電熱装置 電熱乾燥装置、赤外線乾燥装置、誘導加熱装置、抵抗加熱装置等	-					
2719 14	電力変換装置	-					

中分類 2 7 - 電気機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			製造品及び賃加工品名	数量単位名
2723			衣料衛生関連機器		2732		電気照明器具		
2723	11		電気アイロン	-	2732	11	白熱電灯器具	-	
2723	12		電気洗濯機	台	2732	12	直管蛍光灯器具	-	
2723	13		電気掃除機	台	2732	13	環形管蛍光灯器具	-	
2723	14		電気温水洗浄便座（暖房便座を含む）	台	2732	14	蛍光灯器具（直管、環形管を除く）	-	
2723	19		その他の衣料衛生関連機器 ハンドクリーナ、床みがき機、洗濯物乾燥機、ふとん乾燥機、ズボンプレス等	-	2732	15	水銀灯器具	-	
			〔注：家庭用電気ポンプは267114に分類される。〕		2732	19	その他の電気照明器具 発電ランプ、携帯電灯、懐中電灯、点検灯、殺菌灯器具、ナトリウム灯器具等	-	
2723	29		衣料衛生関連機器の部分品・取付具・附属品	-	2732	21	電気照明器具の部分品・取付具・附属品	-	
2723	91		衣料衛生関連機器・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-			照明器具用安定器（スリムライン）、調光器等		
2729			その他の民生用電気機械器具		2732	91	電気照明器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	
2729	11		電気こたつ やぐらこたつ、家具調こたつ、あんか等	-	2741	X	線装置		
2729	12		理容用電気器具 〔注：業務用を含む。〕	-			〔注：電子部品は291の各々に分類される。〕		
			電気かみそり、電気ばりかん、ヘアードライヤ、パーマメントウェーブ装置等		2741	11	医療用X線装置 診断用X線装置、歯科用X線装置、医療用X線CT装置等	-	
2729	19		その他の民生用電気機械器具 電気ストーブ、電気カーペット、電気温風暖房機、電気火ばち、電気足温機、電気毛布、家庭用高周波等治療器、電動鉛筆削器等	-	2741	12	産業用X線装置 照射装置、計測装置、非破壊検査装置、異物検査装置、分析装置、透過写真撮影装置、産業用X線CT装置等	-	
			〔注1：温風暖房機は253311、石油ファンヒータは253221に分類される。〕		2741	13	X線装置の部分品・取付具・附属品	-	
			〔注2：電子体温計は311921に分類される。〕		2741	91	X線装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	
2729	29		その他の民生用電気機械器具の部分品・取付具・附属品	-	2742		ビデオ機器		
2729	91		その他の民生用電気機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-			〔注1：業務用も含む。〕		
							〔注2：電子部品は291の各々に分類される。〕		
2731			電球		2742	11	磁気録画・再生装置（VTR、EVR） ビデオテープレコーダ、ビデオディスクプレーヤ、レーザーディスクカラオケ、DVDプレーヤ、DVDレコーダ等	台	
			〔注：部品は2799の各々に分類される。〕		2742	12	ビデオカメラ（放送用を除く）（VTR、EVR一体のものを含む） 防犯カメラ、防犯用VTR装置、産業用VTR装置等	台	
2731	11		一般照明用電球	千個			〔注：放送用ビデオカメラは281211に分類される。〕		
2731	12		豆電球、クリスマスツリー用電球	千個	2742	13	デジタルカメラ 電子スチルカメラ等	台	
2731	13		自動車用電球	-	2742	14	ビデオ機器の部分品・取付具・附属品	-	
			〔注：自動車用ハロゲン電球は273119に分類される。〕				〔注1：録音ずみテープ・ディスクは3296の各々に分類される。〕		
2731	19		その他の電球 赤外線電球、写真用せん光電球、パイロットランプ、反射形電球、ハロゲン電球等	-			〔注2：磁気テープ・ディスク（生のもの）は2793の各々に分類される。〕		
2731	21		蛍光灯 直管形、環形、電球形等	千個			〔注3：磁気ヘッドは291512に分類される。〕		
2731	29		その他の放電ランプ 水銀灯、紫外線灯、殺菌灯、ネオン灯、アーク灯、ナトリウムランプ、キセノンランプ、点灯管等	-	2742	91	ビデオ機器・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	
2731	91		電球（賃加工）	-					

中分類 2 7 - 電気機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
2743	医療用電子応用装置 〔注：電子部品は291の各々に分類される。〕	-	2751 19	その他の電気計測器 物理量測定器、化学分析機器、地質探査装置、測定用補助機器等	-
2743 11	医療用電子応用装置 医療用粒子加速装置、医療用放射線物質応用装置、超音波画像診断装置（循環器用、腹部用を含む）、超音波ドプラ診断装置、磁気共震画像診断装置（MRI）、高周波及び低周波治療器（家庭用を除く）、CTスキャン（X線装置を除く）等	-	2751 21	電気計測器の部分品・取付具・附属品	-
2743 21	医療用電子応用装置の部分品・取付具・附属品	-	2751 91	電気計測器・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
2743 91	医療用電子応用装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	2752 工業計器 〔注：電子部品は291の各々に分類される。〕		
2749	その他の電子応用装置 〔注1：高周波アーク・抵抗溶接機は2715の各々に分類される。〕 〔注2：電子部品は291の各々に分類される。〕	-	2752 11	工業計器 温度・熱量自動調節装置、圧力・真空自動調節装置、流体自動調節装置、液面自動調節装置、流体組成自動調節装置、自動燃焼制御装置、計測制御装置等	-
2749 11	超音波応用装置 測深機、魚群探知機、探知機、探傷機、超音波加工機械、超音波応用溶接機、超音波洗浄装置等	-	2752 12	工業計器の部分品・取付具・附属品	-
2749 12	高周波電力応用装置 高周波誘電加熱装置、高周波誘導加熱装置、高周波ウェルダ、高周波マシン等	-	2752 91	工業計器・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
2749 13	電子顕微鏡	-	2753 医療用計測器 〔注：電子部品は291の各々に分類される。〕		
2749 14	数値制御装置	-	2753 11	医療用計測器 生体物理現象検査用機器、生体電気現象検査用機器、生体現象監視用機器、生体検査用機器、医療用検体検査機器等	-
2749 19	他に分類されない電子応用装置 ガイガー計数器、粒子加速機、レーザ装置、放電加工装置、赤外線応用装置、磁気応用探知装置、電子ビーム応用溶接機、低周波電力応用装置等	-	2753 21	医療用計測器の部分品・取付具・附属品	-
2749 21	その他の電子応用装置の部分品・取付具・附属品	-	2753 91	医療用計測器・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
2749 91	その他の電子応用装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	2791 蓄電池		
2751 電気計測器（別掲を除く） 〔注1：電気・電子式以外の周波数計は311919に分類される。〕 〔注2：電子部品は291の各々に分類される。〕			2791 11	鉛蓄電池 車両用バッテリー、自動車用蓄電池等	千個
2751 11	電気計器 積算電力計、電流計、電圧計、電力計、力率計、周波数計、電力需給計器等	-	2791 12	アルカリ蓄電池 アルカリ電池、ニッカド電池等	千個
2751 12	電気測定器 電圧標準計、電流標準計、回路計、周波数測定器、電波及び空中線測定器、伝送量測定器、真空管特性測定器、位相測定器、波形分析器、試験装置等	-	2791 13	リチウムイオン電池	千個
2751 13	半導体・IC測定器 ICテスター、半導体特性測定器、集積回路測定器等	-	2791 14	蓄電池の部分品・取付具・附属品 隔離盤、極板等	-
			2791 91	蓄電池・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
			2792 一次電池（乾電池、湿電池）		
			2792 11	筒形マンガン乾電池	千個
			2792 19	その他の一次電池 積層マンガン乾電池、アルカリ乾電池、アルカリボタン電池、水銀乾電池、コイン形リチウム電池、湿電池等	-
			2792 21	一次電池の部分品・取付具・附属品	-
			2792 91	一次電池・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
			2793 磁気テープ・磁気ディスク 〔注：録音・録画・情報記録済みの磁気テープ・ディスクは3296の各々に分類される。〕		

中分類 2 7 - 電気機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
2793 11	磁気テープ(生のもの) 録音用テープ(カセット形、カートリッジ 形、オープンリール形)、録画用テープ (同)、電子計算機用テープ(同)等	-	2799 19	他に分類されない電気機械器具 電球口金、電球・電子用タングステン、モ リブデン製品、永久磁石、電気接点、太陽 電池、リードフレーム等	-
2793 12	磁気ディスク(生のもの) フレキシブルディスク(フロッピーディス ク)、リジットディスク、光磁気ディスク、 CD-R/RW、DVD-R/RW等	-	2799 91	他に分類されない電気機械器具(賃加工)	-
2793 91	磁気テープ・磁気ディスク(生のもの)(賃 加工)	-	金 属 く ず		
2799	他に分類されない電気機械器具		2311 68	鉄くず	t
2799 11	導入線	-	2499 31	非鉄金属くず	-
2799 12	シリコンウエハ(表面研磨したもの)	-	7764 00	販売電力	千kWh
	〔注：シリコン多結晶、シリコン単結晶は241929 に分類される。また、研磨前のシリコンウエ ハは249929に分類される。〕		7766 00	製造工程からでたくず・廃物	-

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

## 中分類 28 - 情報通信機械器具

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
2811	有線通信機械器具		2813	ラジオ受信機・テレビジョン受信機	
	〔注：電子部品は291の各々に分類される。〕			〔注1：VTR一体型テレビを含む。〕	
2811 11	電話機	台		〔注2：電子部品は291の各々に分類される。〕	
	標準電話機、多機能付電話機、コードレスホン、公衆電話機、ISDN用電話機等		2813 11	ラジオ受信機	台
2811 12	電話自動交換装置	-	2813 12	テレビジョン受信機（液晶式を除く）	台
	電子交換機等		2813 13	液晶テレビジョン受信機	台
2811 13	電話交換装置の附属装置	-	2813 91	ラジオ受信機・テレビジョン受信機（賃加工）	-
2811 19	その他の電話（有線）装置	-	2814	電気音響機械器具	
	手動交換装置、有線放送装置、簡易交換電話装置、列車内電話装置、船舶内電話装置、ボタン電話装置、留守番電話装置、インターホン等			〔注1：録音ずみテープ・ディスクは3296の各々に分類される。シンセサイザーは322921に分類される。〕	
2811 21	高速（超高速を含む）ファクシミリ	-		〔注2：スピーカ（単体のもの）、マイクロホンなどの音響部品は291511に分類される。〕	
2811 22	ファクシミリ（高速を除く）	-		〔注3：電子部品は291の各々に分類される。〕	
2811 29	その他の電信・画像（有線）装置	-	2814 11	ステレオセット	台
	光通信装置、印刷電信装置、テレビ電話装置、テレビ会議電話装置、ビデオテックス装置、テレックス等			DAT・DAD付ステレオセット等	
2811 31	デジタル伝送装置	-	2814 12	カーステレオ	台
	高周波伝送装置、符号伝送装置、変復調装置等		2814 13	テープレコーダ	台
2811 32	搬送装置（デジタル伝送装置を除く）	-		デジタルオーディオテープレコーダ（DAT）ラジカセ（DATプレーヤ付を含む）ヘッドホンステレオ（DADプレーヤ付を含む）、テープデッキ等	
2811 91	有線通信機械器具（賃加工）	-	2814 14	デジタルオーディオディスクプレーヤ	-
2812	無線通信機械器具			DADプレーヤ、CDプレーヤ（自動車用を含む）、MDプレーヤ等	
	〔注：電子部品は291の各々に分類される。〕		2814 15	ハイファイ用アンプ	台
2812 11	ラジオ放送装置、テレビジョン放送装置	-		プリアンプ、メインアンプ、ステレオアンプ・レシーバ等	
2812 12	固定局通信装置	-	2814 16	ハイファイ用・自動車用スピーカシステム	-
	単一通信装置、多重通信装置等		2814 17	補聴器	-
2812 13	携帯電話機、PHS電話機	-	2814 19	その他の電気音響機械器具	-
	簡易型携帯電話機（PHS）、自動車電話等			拡声装置、ジュークボックス、レコードプレーヤ、カラオケ（CD又はミュージックテープ用）、ICレコーダ等	
2812 14	その他の移動局通信装置	-	2814 21	スピーカシステム、マイクロホン、イヤホン、音響用ピックアップ類等（完成品）	-
	衛星搭載用通信装置、航空用通信装置、車両用通信装置、船舶用通信装置、タクシー無線機器装置等		2814 22	電気音響機械器具の部分品・取付具・附属品	-
2812 15	携帯用通信装置（可搬用を含む）	-		〔注：磁気ヘッドは291512に分類される。〕	
	トランシーバ、ポケットベル等		2814 91	電気音響機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
2812 16	無線応用装置	-	2815	交通信号保安装置	
	航法装置（ロラン装置等）、方向探知器、ビーコン装置、レーダ装置、着陸誘導装置、距離方位測定装置、無線位置測定装置、テレメータ・テレコントロール、GPS装置等			〔注：電子部品は291の各々に分類される。〕	
2812 19	その他の無線通信装置	-	2815 11	交通信号保安装置	-
	パーソナル無線装置、アマチュア用通信装置等			電気信号機、機械信号機、電気転てつ器、機械転てつ器、電気連動器、分岐器、踏切しゃ断機、自動列車停止・制御装置等	
2812 91	無線通信機械器具（賃加工）	-	2815 12	交通信号保安装置の部分品・取付具・附属品	-
			2815 91	交通信号保安装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-

中分類 2 8 - 情報通信機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
2819	その他の通信機械器具・同関連機械器具 〔注1：ハンドサイレンは269112に分類される。 注2：電子部品は291の各々に分類される。〕	-	2823 21	記憶装置の部分品・取付具・附属品	-
2819 11	火災報知設備 火災警報装置	-	2823 91	記憶装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
2819 19	その他の通信関連機械器具 防犯警報装置、発光信号装置、通報信号装置、モータサイレン、ガス警報機等	-	2824	印刷装置 〔注：電子部品は291の各々に分類される。〕	-
2819 91	その他の通信機械器具・同関連機械器具（賃加工）	-	2824 11	印刷装置 シリアルプリンタ、ラインプリンタ、作図装置（プロッター）等	-
2821	電子計算機（パーソナルコンピュータを除く） 〔注：電子部品は291の各々に分類される。〕	-	2824 12	印刷装置の部分品・取付具・附属品	-
2821 11	はん用コンピュータ	-	2824 91	印刷装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
2821 12	オフィスコンピュータ	-	2829	その他の附属装置 〔注：電子部品は291の各々に分類される。〕	-
2821 13	ワークステーション	-	2829 11	表示装置 ディスプレイ（電子計算機用）等	-
2821 14	電子計算機の部分品・取付具・附属品	-	2829 19	その他の入出力装置 光学文字読取装置（OCR）、光学マーク読取装置（OMR）等	-
2821 91	電子計算機・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	2829 21	金融用端末装置 現金自動預け払い機（ATM）、キャッシュディスプレイ（CD）等	-
2822	パーソナルコンピュータ 〔注：電子部品は291の各々に分類される。〕	-	2829 29	その他の端末装置 POS端末装置、予約装置等	-
2822 11	パーソナルコンピュータ	-	2829 39	その他の附属装置 データ作成装置、データ変換装置等	-
2822 12	パーソナルコンピュータの部分品・取付具・附属品	-	2829 41	その他の附属装置の部分品・取付具・附属品	-
2822 91	パーソナルコンピュータ・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	2829 91	その他の附属装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
2823	記憶装置 〔注：電子部品は291の各々に分類される。〕	-	金属くず		
2823 11	磁気ディスク装置	-	2311 68	鉄くず	t
2823 12	光ディスク装置	-	2499 31	非鉄金属くず	-
2823 13	フレキシブルディスク装置	-	7864 00	販売電力	千kWh
2823 19	その他の外部記憶装置 磁気テープ装置、磁気ドラム装置等	-	7866 00	製造工程からでたくず・廃物	-

## 中分類 29 - 電子部品・電子デバイス

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	
2911	電子管		2913 13	線形回路	-	
	〔注：完成品に限る。部品は2919の各々に分類される。〕			アナログ型半導体集積回路等		
2911 11		マイクロ波管	個	2913 19	その他の半導体集積回路	-
	クライストロン、マグネトロン、切換放電管、板極管等		2913 21	厚膜集積回路	-	
2911 12	ブラウン管	個		厚膜ハイブリッドIC等		
	テレビ用・電子計算機関連用・放送局用・ディスプレイモニター用等ブラウン管、陰極線管、記録管等		2913 29	その他の混成集積回路	-	
2911 19	その他の電子管	-		薄膜ハイブリッドIC等		
	受信管、送信管、表示管、放電管、撮像管、光電管、X線管、整流管、自然冷却管、強制冷却管、電子銃、プラズマディスプレイ素子等		2913 39	その他の集積回路	-	
2911 91	電子管（賃加工）	-		電荷転送デバイス、電荷結合デバイス（CCD）等		
			2913 91	集積回路（賃加工）	-	
2912	半導体素子		2914	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品		
	〔注：完成品に限る。部品は2919の各々に分類される。〕			〔注1：完成品に限る。部品は2919の各々に分類される。〕 〔注2：複合部品には抵抗器、コンデンサ、変成器を組み合わせたものが分類される。〕		
2912 11		ダイオード	-		2914 11	抵抗器
	小信号用ダイオード、スイッチングダイオード、定電圧ダイオード、マイクロ波ダイオード、整流素子（100ミリアンペア未満のもの）等			固定抵抗器、可変抵抗器、半固定抵抗器、抵抗減衰器等		
2912 12	整流素子（100ミリアンペア以上）	-	2914 12	固定コンデンサ	-	
	ゲルマニウム整流素子、シリコン整流素子、セレン整流素子等			固定蓄電器、アルミ電解蓄電器、セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、タンタルコンデンサ等		
2912 13	シリコントランジスタ	-	2914 13	コンデンサ（固定コンデンサを除く）	-	
2912 14	トランジスタ（シリコントランジスタを除く）	-		可変コンデンサ、バリャブルコンデンサ等		
	ゲルマニウムトランジスタ、電界効果形トランジスタ等		2914 14	変成器	-	
2912 15	光電変換素子	-		固定トランス（低周波、高周波トランス、スイッチング電源用トランス等）、可変トランス（フィルムトランス等）、コイル（インダクタ）、偏向ヨーク等		
	カプラ・インタラプタ、フォトトランジスタ、レーザーダイオード等		2914 15	複合部品	-	
2912 16	発光ダイオード	-	2914 91	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品（賃加工）	-	
2912 19	その他の半導体素子	-				
	サーミスタ、バリスタ、サイリスタ、受光素子等		2915	音響部品・磁気ヘッド・小型モータ		
2912 91	半導体素子（賃加工）	-		〔注1：完成品に限る。部品は2799の各々に分類される。〕 〔注2：音響機械及び附属品（完成品）は2814に分類される。〕 〔注3：モータ（3W以上のもの）は2711の各々に分類される。〕		
			2915 11		音響部品	-
					スピーカ（コーン形、ホーン形、圧電形等）、イヤホンカートリッジ、マイクロホンカートリッジ、サウンダー、ブザー等	
2913	集積回路		2915 12	磁気ヘッド	-	
	〔注：完成品に限る。部品は2919の各々に分類される。〕			オーディオ用・ビデオ用・フロッピーディスク用・ハードディスク用磁気ヘッド等		
2913 11		バイポーラ型IC	-	2915 13	小形モータ（3W未満のもの）	-
		バイポーラ型計数回路、マイクロコンピュータ、マイクロプロセッサ等			マイクロモータ、サーボモータ、ステップモータ、超音波モータ等	
2913 12	モス型IC	-	2915 91	音響部品・磁気ヘッド・小形モータ（賃加工）	-	
	モス型計数回路（MOSデジタルIC、MOSメモリIC）等					



中分類 2 9 - 電子部品・電子デバイス

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品番号		
製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
2916	コネクタ・スイッチ・リレー		2918 11	リジット配線板	-
	注1：完成品に限る。部品は2919の各々に分類される。 注2：配線器具及び電力用を除く。			多層プリント配線板、電子プリント板、両面プリント配線板、セラミックプリント配線板等	
2916 11	プリント配線板用コネクタ	-	2918 19	その他のプリント配線板	-
2916 12	コネクタ（プリント配線板用コネクタを除く） 丸形コネクタ、角形コネクタ、高周波同軸用コネクタ、光コネクタ等	-		フレキシブルプリント配線板、金属コアプリント配線板等	
2916 13	スイッチ 信号切替用スイッチ、AC電源用スイッチ、検出用スイッチ、複合式スイッチ等	-	2918 21	プリント回路板	-
2916 14	リレー 信号用リレー、制御用リレー、高周波用リレー、特殊用リレー等	-		プリント回路板（片面、両面、多層）、フレキシブルプリント回路板、セラミック形プリント回路板等	
2916 91	コネクタ・スイッチ・リレー（賃加工）	-	2918 91	プリント回路（賃加工）	-
2917	スイッチング電源・高周波組立部品・コントロールユニット		2919	その他の電子部品	
	注：完成品に限る。部品は2919の各々に分類される。		2919 11	磁性材部品（粉末や金によるもの）	-
2917 11	スイッチング電源	-	2919 12	水晶振動子（時計用を除く） 振動子、共振子及び発振子、水晶フィルタ等	-
2917 12	テレビジョン用チューナ（ビデオ用を含む）	-	2919 13	液晶素子	-
2917 19	その他の高周波組立部品 アンテナ（TV用、FM用、衛星用、自動車用、携帯電話用等）、分配・分岐・混合・整合器、プースタユニット、ラジオ用チューナ等	-		液晶パネル、液晶モジュール（パネルの生産から一貫して行うもの）	
2917 21	コントロールユニット リモコンユニット、エアコンユニット、選局ユニット、タイマユニット等	-	2919 14	他に分類されない通信機械器具の部分品・付属品 テレビ画面安定器、ダイヤル、チャンネル、インターホン部品、通信用プラグ、受信機用部品等	-
	注：がん具用のリモコンユニットは323131に分類される。		2919 19	その他の電子部品 整流器（電動用を除く）、圧電フィルタ、分布定数回路、プラグ・ジャック（電力・配線用を除く）、ソケット（電球用を除く）、ヒューズ、端子板、光学ヘッド、プリンタ用ヘッド、センサ及びセンサユニット、レーザー素子等	-
2917 91	スイッチング電源・高周波組立部品・コントロールユニット（賃加工）	-	2919 91	その他の電子部品（賃加工）	-
2918	プリント回路		金属くず		
	注：基板のみは配線板に、基板に素子を実装したものは回路板に分類される。		2311 68	鉄くず	t
			2499 31	非鉄金属くず	-
			7964 00	販売電力	千kWh
			7966 00	製造工程からでたくず・廃物	-

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

## 中分類 30 - 輸送用機械器具

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
3011	自動車(二輪自動車を含む) 注: サンドバギー車、ポケットバイク、ゴーカートは323419に、ゴルフカート(ゴルフカーを含む)は309919に分類される。				
3011 11	軽・小型乗用車(気筒容量2000ml以下)(シャシーを含む)	台	3013 15	駆動・伝導・操縦装置部品 ディファレンシャルギヤ(自動車用)、トランスミッション、クラッチ装置、ステアリング装置、タイロッド、プロペラシャフト、ユニバーサルジョイント、車輪(ホイール)、ハンドル、自動変速装置等	-
3011 12	普通乗用車(気筒容量2000mlを超えるもの)(シャシーを含む)	台	3013 16	懸架・制動装置部品 ブレーキ、ショックアブソーバー、ブレーキ倍力装置、ブレーキシリンダ、ブレーキパイプ、ブレーキシュー等	-
3011 13	バス	台	3013 17	シャシー部品、車体部品 ドアヒンジ、ドアハンドル、ドアロック、燃料タンク、窓枠、窓ガラス開閉装置、排気管、消音器、ワイパー等	-
3011 14	トラック(けん引車を含む) ワゴン車、ライトバン、ジープ等	台	3013 18	カーエアコン	-
3011 15	特別用途車 救急車、パトロールカー、霊きゆう車、塵芥収集車、宣伝車、無線車、ガソリンタンク車、コンクリートミキサー車、散水車、給水車、消防車、工作車、ダンプカー、雪上車、クレーン付トラック等	台	3013 21	カーヒータ	-
3011 16	バス・トラックシャシー	台	3013 22	座席(完成品に限る)	-
3011 17	二輪自動車(原動機付自転車、モータスクータを含む)(125ml以下のもの)	台	3013 29	その他の自動車部品(二輪自動車部品を含む) バルブ(自動車用)、バックミラー、ライター(自動車用)等	-
3011 18	二輪自動車(側車付、モータスクータを含む)(125mlを超えるもの)	台	3013 31	KDセット(乗用車、バス、トラック)	-
3011 91	自動車(二輪自動車を含む)(賃加工)	-	3013 32	KDセット(二輪自動車)	-
3012	自動車車体・附随車		3013 91	自動車部分品・附属品(二輪自動車を含む)(賃加工)	-
3012 11	乗用車ボデー	-	3021	鉄道車両	
3012 12	バスボデー	-	3021 11	機関車 電気機関車、内燃機関車、蒸気機関車、蓄電池機関車等	台
3012 13	トラックボデー	-			
3012 14	特別用途車ボデー	-			
3012 15	トレーラ(トレーラシャシー、ボデーを含む)	-			
3012 91	自動車車体・附随車(賃加工)	-			
3013	自動車部分品・附属品 注1: ワイヤハーネスは271621に分類される。 注2: 自動車、航空機などの内燃機関電装品は、2716に分類される。 注3: ピストンリングは269511に分類される。 注4: プレスし放しの部品は255111、255211に分類される。 注5: 蓄電池(バッテリー)は279111に、ナビゲーションシステムは281216に分類される。 注6: 自動車用座席(シート)については、自動車用の座席としてすぐ取り付けられるものは301322、シートの縫製は、材質によって、合成皮革、ビニールレザーの場合は192511、布の場合は129919に分類される。				
3013 11	自動車用ガソリン機関	台	3021 12	鉄道用電車(動力付)	台
3013 12	自動車用ディーゼル機関	台	3021 13	内燃自動車 ガソリンカー、ディーゼルカー等	台
3013 13	二輪自動車・モータスクータ用内燃機関	台	3021 14	鉄道用被けん引客車、電車	台
3013 14	自動車用内燃機関の部分品・取付具・附属品 ラジエータ、オイルストレーナー(自動車用)、オイルフィルタ(自動車用)、ピス	-	3021 15	鉄道用貨車 有がい車、無がい車、炭水車、タンク車、ホッパー車等	台
			3021 19	その他の鉄道車両 排雪車、ケーブルカー、特殊車両、鉄道車両修理等	-
			3021 91	鉄道車両(賃加工)	-
			3022	鉄道車両用部分品	
			3022 11	機関車の部分品・取付具・附属品 台わく、弁装置、動力逆転ギヤ、動輪、ブレーキ装置、ジャンパ連結器、ドア等	-
			3022 12	電車・客貨車の部分品・取付具・附属品	-
			3022 91	鉄道車両用部分品(賃加工)	-

中分類 3 0 - 輸送用機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品番号		
製造品及び賃加工品名	数量単位名		製造品及び賃加工品名	数量単位名	
3031 船舶製造・修理			3034 91 船用機関・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-	
<p>〔注：改造修理を含む。数量単位名が隻/総tとなっているものは、隻、総tの両方を、隻、総tの順番で記入し、隻数は で囲んでください。なお、数量単位名が隻だけになっているものについては、隻数を で囲まないでください。〕</p>			3041 航空機		
3031 11 鋼製客船の新造(20総t以上の動力船)	隻/総t		〔注：航空機用原動機は304211に、ハングライダーは323419に分類される。〕		
3031 12 鋼製貨客船の新造(20総t以上の動力船)	隻/総t		3041 11 飛行機	台	
3031 13 鋼製貨物船の新造(20総t以上の動力船)	隻/総t		3041 12 ヘリコプター	台	
3031 14 鋼製油そう船の新造(20総t以上の動力船)	隻/総t		3041 19 その他の航空機	-	
3031 15 鋼製漁船の新造(20総t以上の動力船)	隻/総t		グライダー、飛行船、気球等		
3031 16 特殊用途鋼製船舶の新造(20総t以上の動力船)	隻/総t		3041 21 航空機の修理・オーバーホール	-	
気象観測船、練習船、鉄道連絡船、監視船、救難船、消防船、ケーブル船、給水船、工作船、測量船等			3041 91 航空機(賃加工)	-	
3031 17 軍艦の新造	隻		3042 航空機用原動機		
3031 18 鋼製無動力船の新造	隻		3042 11 航空機用エンジン	台	
3031 21 鋼製動力船の新造(20総t未満)	隻		3042 12 航空機用エンジンの修理・オーバーホール	-	
3031 22 鋼製船舶の船体	-		3042 13 航空機用エンジンの部分品・取付具・附属品	-	
3031 23 鋼製国内船舶の改造・修理	隻		3042 91 航空機用エンジン・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-	
3031 24 鋼製外国船舶の改造・修理	隻		3049 その他の航空機部分品・補助装置		
3031 25 軍艦の改造・修理	隻		3049 19 その他の航空機部分品・補助装置	-	
3031 26 木造船舶の新造・改造・修理(20総t以上)	-		プロペラ、回転翼、主翼、胴体、尾部、降着装置、パラシュート、操縦訓練用設備、バルブ等		
3031 91 船舶新造・改造・修理(賃加工)	-		3049 91 その他の航空機部分品・補助装置(賃加工)	-	
3032 船体ブロック			3051 フォークリフトトラック・同部分品・附属品		
3032 11 船体ブロック	-		3051 11 フォークリフトトラック	台	
3032 91 船体ブロック(賃加工)	-		3051 12 フォークリフトトラックの部分品・取付具・附属品	-	
3033 舟艇製造・修理(注：改造、修理を含む)			3051 91 フォークリフトトラック・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-	
3033 11 木製・金属製舟艇(鋼船を除く)の新造	隻		3059 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品		
3033 12 プラスチック製舟艇の新造	隻		3059 11 構内運搬車(けん引車を含む)	台	
3033 13 舟艇の改造・修理	隻		蓄電池運搬車、内燃機関運搬車、動力付運搬車等		
3033 91 舟艇の新造・改造・修理(賃加工)	-		3059 12 ショベルトラック(建設用を除く)	台	
3034 船用機関			3059 13 産業用トレーラ(農業用を含む)	台	
〔注1：船用機関修理業はサービス業に分類される。〕			3059 19 その他の産業用運搬車両	-	
〔注2：ヒーティングコイルは271913に分類される。〕			産業用機関車、産業用貨車、ストラドルキャリア、パレットトラック、道路用スイーパー、構内用スイーパー等		
3034 11 船用ディーゼル機関	台		3059 21 産業用運搬車両の部分品・取付具・附属品	-	
3034 19 その他の船用機関	-		3059 91 産業用運搬車両・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-	
船用焼玉機関、船用蒸気機関、船用電気点火機関、船用ガスタービン、船用蒸気タービン等			3091 自転車・同部分品		
3034 21 船用機関の部分品・取付具・附属品	-		3091 11 軽快車、ミニサイクル、マウンテンバイク	台	
			3091 12 子供車(車輪の径の呼び12~24インチのもの)	台	

総トン(総t): 船の容積の2.83 m³が1総トンです。

中分類30 - 輸送用機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品番号		
製造品及び賃加工品名	数量単位名		製造品及び賃加工品名	数量単位名	
3091 13 特殊車（スポーツ、実用車を含む） 一輪車、分解車、タンデム車、競技車、電動アシスト車等	台		3099 19 他に分類されない輸送用機械器具、同部分品・取付具・附属品 荷車、リヤカー、人力車、手押車、台車、ショッピングカー、荷牛馬車、そり、キャスター、ハンドパレットトラック、ゴルフカート、ゴルフカー、ハンドトラック、電動車いす等	-	
3091 14 車いす（手動式）	台		3099 91 他に分類されない輸送用機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	
3091 15 自転車用フレーム（完成品に限る）	台				
3091 16 自転車の部分品・取付具・附属品 リム、スポーク、ハンドル、ギヤ、クランク、フリーホイール、ハブ、ブレーキ、サドル、スタンド、ベル、荷台、どろよけ、ペダル、空気入れポンプ、バルブ等	-				
3091 91 自転車・同部分品（賃加工）	-		金属くず		
3099 他に分類されない輸送用機械器具			2311 68 鉄くず	t	
3099 11 飛しょう体、同部分品・附属品 ロケット、人工衛星、宇宙船、気象観測バルン等	-		2499 31 非鉄金属くず	-	
			8064 00 販売電力	千KWh	
			8066 00 製造工程からでたくず・廃物	-	

記入例

調査票甲、乙「製造品出荷額等」の船舶数量の記入について

13 製造品の出荷額、在庫額等																			
ア 品目別製造品出荷額（年間）（消費税等内国消費税額を含む。）																			
	番 号					製 造 品 名	数 量 単 位 名	数 量	金 額										
	兆	千億	百億	十億	億				千万	百万	十万	万円							
	3	0	3	1	1	6	特殊用鋼製船舶の新造	隻/総t	/	1600				1	0	8	9	5	5
	3	0	3	1	2	3	鋼製国内船舶の改造修理	隻		4						1	5	3	6

注1：船舶艀装品については、特に分類項目を設けず、個々の製品別に、以下に示す例のように記入してください。  
船舶艀装品と記入するのは誤りなので特に注意してください。

- |                            |                        |
|----------------------------|------------------------|
| (例) マスト（木製） - 139919       | デリック - 267419          |
| 家具 - 141119、141219         | 操舵機 - 267519           |
| 鎖（鍛造のもの） - 235411          | 消火器 - 269111           |
| いかり（鍛造のもの） - 235411        | 照明器具 - 273211、273221   |
| いかり（鋳造のもの） - 235311、235312 | 船舶用通信装置 - 281214       |
| 配管工事用品 - 253111～253113     | 無線距離方位測定装置 - 281216    |
| 暖房装置 - 253229              | 信号装置 - 281919          |
| 鋼索 - 257913                | ジャイロ計器、磁気コンパス - 312111 |
| ポンプ - 267111～267121        |                        |

注2：船舶、鉄道車両の改造・修理及び航空機又は航空機エンジンの修理・オーバーホールを行っている事業所は、それらの完成品の製造設備・能力がある場合は、各々の該当する製造品番号に分類してください。製造設備・能力がない場合は、修理料収入額に記入してください。

改 造 ・ 修 理 の 内 容			自己所有の原材料 による改造修理	他から原材料の支給 を受けて改造・修理
鉄道車両の改造・修理			302119	302191
船舶の改造・修理	鋼 船	鋼船国内船舶	303123	303191
		鋼船外国船舶	303124	
		軍 艦	303125	
	木造船舶	303126	303191	
	舟 艇	303313	303391	
航空機の修理・オーバーホール			304121	304191
航空機用エンジンの修理・オーバーホール			304212	304291

自家用の鉄道車両の改造・修理は製造業に分類されません。

総トン（総t）：船の容積の2.83 m<sup>3</sup>が1総トンです。

## 中分類 31 - 精密機械器具

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
3111	一般長さ計	-		長さ測定器、角度測定器、ねじの測定器、 歯車の測定器、投影機、面の測定器、平面 度・直面度の測定器等	
3111 11	一般長さ計 直尺、曲り尺、巻尺、畳尺、れん尺、はさ み尺、物差し尺等	-	3115 13	精密測定器の部分品・取付具・附属品	-
	[ 注：工業用長さ計は311511に分類される。 ]		3115 91	精密測定器・同部分品・取付具・附属品(賃 加工)	-
3111 91	一般長さ計(賃加工)	-	3116	分析機器	
3112	体積計		3116 11	光分析装置	-
3112 11	積算体積計 オイルメータ、ガスメータ(プロパン用を 含む)、水量メータ、積算式ガソリン量器 等	-		吸収分光分析装置、発光分光分析装置、比 色計等	
3112 19	その他の体積計 ます、化学用体積計、計量米びつ、メスフ ラスコ、ピペット、血沈計等	-	3116 19	その他の分析装置	-
3112 21	体積計の部分品・取付具・附属品	-		電磁気分析装置、クロマト装置、蒸留・分 離装置、元素分析装置、熱分析装置、ガス 分析機器装置、電気化学分析装置等	
3112 91	体積計・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-	3116 21	分析機器の部分品・取付具・附属品	-
			3116 91	分析機器・同部分品・取付具・附属品(賃加 工)	-
3113	はかり		3117	試験機	
3113 11	はかり 天びん、棒はかり、懸垂はかり、皿はかり、 台はかり、ばね式はかり、指示はかり、自 動はかり、分銅、おもり、電子はかり等	-	3117 11	材料試験機	-
3113 12	はかりの部分品・取付具・附属品	-		金属材料試験機(硬度試験機、万能材料試 験機、疲労試験機等)、セメント・コンク リート試験機、繊維材料試験機、ゴム試験 機、プラスチック試験機、木材試験機、木 炭材料試験機等	
3113 91	はかり・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-	3117 19	その他の試験機	-
				動つり合試験機、動力試験機、構造物試験 機、振動加試験機、制動加試験機等	
3114	圧力計・流量計・液面計等		3117 21	試験機の部分品・取付具・附属品	-
	[ 注：工業計器は275211に分類される。 ]		3117 91	試験機・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-
3114 11	圧力計 指示圧力計、記録式圧力計、分銅式標準圧 力計、血圧計(電子血圧計を含む)、真空 計、握力計等	-	3119	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機	
3114 12	金属温度計 膨脹式温度計、バイメタル式温度計、熱電 温度計、抵抗温度計等	-		[ 注：電気式周波数計は275111に分類される。 ]	
3114 13	流量計 差圧流量計、面積式流量計、容積式流量計 等	-	3119 11	光度計、光束計、照度計、屈折度計	-
3114 14	液面計(レベル計)	-	3119 12	公害計測器	-
3114 15	圧力計、流量計、液面計等の部分品・取付具・ 附属品	-		大気汚染計測器、水質汚濁計測器、悪臭計 測器、騒音・振動計測器等	
3114 91	圧力計・流量計・液面計等・同部分品・取付 具・附属品(賃加工)	-	3119 19	その他の計量器・測定器	-
				密度計、濃度計、比重計、粘度計、熱量計、 騒音計、位置計、周波数計、回転計、速さ 計、加速度計、面積計、放射線測定器、地 震計、電子温度計等	
3115	精密測定器		3119 21	温度計(ガラス製に限る)	-
3115 11	工業用長さ計 のぎす、バイトゲージ、デブスゲージ、マ イクロメータ、ダイヤルゲージ、ブロック ゲージ、ねじゲージ、限界ゲージ等	-		体温計(電子体温計を含む)、普通水銀温 度計、温度計、ベックマン温度計、寒暖計 等	
3115 12	精密測定器	-	3119 31	他に分類にされない計量器・測定器の部分 品・取付具・附属品	-
			3119 91	他に分類にされない計量器・測定器・同部分 品・取付具・附属品(賃加工)	-

中分類 3 1 - 精密機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			数量単位名
3121	測量機械器具			3134	医療用品		
3121 11	ジャイロ計器、磁気コンパス	-		3134 11	医療用品	-	
3121 19	その他の測量機械器具 測角測量機、水準測量機、距離測量機、写真測量機等	-			縫合糸、副木、整形材料、義し(肢)、検眼用品、義眼、家庭用吸入器、人工血管、松葉づえ、医療用コルセット、ギプス、脱腸帯、健康帯、医療用接着剤、避妊用具等		
3121 21	測量機械器具の部分品・取付具・附属品	-			[注：補聴器は281417に分類される。]		
3121 91	測量機械器具・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-		3134 91	医療用品(賃加工)	-	
3131	医療用機械器具			3135	歯科材料		
	[注1：ガラス製注射筒(目盛りなし)は221511、プラスチック製注射筒(目盛りなし)は199711に分類される。 注2：X線装置は274111に分類される。 注3：歯科用は313211に分類される。 注4：医療用電子応用装置は274311に分類される。 注5：医療用計測器は275311に分類される。]			3135 11	歯科材料	-	
					歯科用金属、歯冠材料、義歯材料、歯科接着用充てん材料、歯科用印象材料、歯科用研削・研磨材料、歯科用ワックス等		
3131 11	医療用機械器具、同装置 医科用鋼製器具、診断用機械器具装置、手術用機械器具装置、処置用機械器具、麻酔器具、輸血装置、人工気胸器具、聴診器、注射器具、かん腸器、整形用機械器具、人工心肺装置、脱疫治療器、医療用針等	-		3135 91	歯科材料(賃加工)	-	
3131 12	病院用器具、同装置 手術台、診療台、消毒滅菌器、呼吸補助器、保育器、光線治療器(レーザ応用治療装置を除く)、機械台、保管設備、患者運搬車、指圧器、医科用ふ卵器等	-		3141	理化学機械器具		
3131 13	医療用機械器具の部分品・取付具・附属品	-		3141 11	理化学機械器具	-	
3131 91	医療用機械器具・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-			研究用機器(化学機器、物理学機器、気象観測機器等)、教育用機器(物理、化学博物実験機器、数学機器等)、天文機器(天体写真機、天頂儀、子午儀等)、地球物理学機器(重力計、磁力計等)等		
3132	歯科用機械器具			3141 12	理化学機械器具の部分品・取付具・附属品	-	
3132 11	歯科用機械器具、同装置 診察室用機械装置、鋼製器具、診療用機械器具、技工用機械器具、同装置、きょう正用機械器具、同装置、歯科用治療台、歯科用ユニット、歯科用エンジン、歯科用鋼製小物、歯科技工用器具、歯科用バー等	-		3141 91	理化学機械器具・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-	
	[注：X線装置は274111に分類される。]			3151	顕微鏡・望遠鏡等		
3132 12	歯科用機械器具の部分品・取付具・附属品	-		3151 11	望遠鏡	-	
3132 91	歯科用機械器具・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-		3151 12	双眼鏡 オペラグラス	-	
3133	動物用医療機械器具			3151 13	顕微鏡、拡大鏡	-	
3133 11	動物用医療機械器具、同部分品・取付具・附属品 診断用機械器具、手術用機械器具、診療用機械器具、標識用機械器具、人工受精用機械器具、保健衛生機械器具、動物専用保定器具等	-		3151 14	顕微鏡・望遠鏡等の部分品・取付具・附属品	-	
				3151 91	顕微鏡・望遠鏡等・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-	
3133 91	動物用医療機械器具・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-		3152	写真機・同附属品		
				3152 11	35ミリカメラ フォーカルプレーンシャッター式カメラ、レンズシャッター式カメラ、ハーフサイズカメラ等	台	
				3152 12	35ミリカメラ以外のカメラ 二眼レフカメラ、小形カメラ、業務用カメラ等	-	
					[注：がん具は3231に分類される。]		
				3152 13	写真装置、同関連器具 引伸機、現像・焼付・仕上用器具、写真乾燥機、リーダ、ビューア等	-	
				3152 14	カメラ・写真装置の部分品・取付具・附属品 フィルタ、フード、三脚、雲台、セルフタイマ、距離計、露出計、シャッタ、ボディ、じゃ腹、近接撮影・望遠撮影用アタッチメント、ストロボ、写真複写機、マガジン等	-	
				3152 91	写真機・同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-	

中分類 3 1 - 精密機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品番号		
製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
3153	映画用機械・同附属品（8mmを含む）	-	3171	時計・同部分品（時計側を除く）	-
3153 11	映画用機械器具 映画用撮影機、映写機、スライド映写機、 映画現像装置、映画焼付機、映画編集整理 装置、映画仕上装置、映画現像測定装置、 映画録音装置、ランプハウス、サウンドヘ ッド、映写スクリーン、幻灯機等	-	〔注：デジタル時計は317111～317119の各々に 分類される。〕		
3153 21	映画用機械の部分品・取付具・附属品	-	3171 11	ウォッチ（ムーブメントを含む） ぜんまい時計、電池時計等	個
3153 91	映画用機械・同部分品・取付具・附属品（賃 加工）	-	3171 12	クロック（ムーブメントを含む） 機械時計、置時計、目覚時計、掛時計、計 器盤時計（自動車、航空機用）、設備時計、 自動車用時計等	-
3154	光学機械用レンズ・プリズム	-	3171 19	その他の時計 ストップウォッチ、タイマー時計、メトロ ノーム等	-
3154 11	カメラ用レンズ	-	〔注：家庭用タイムスイッチは272219に分類され る。〕		
3154 12	カメラ用交換レンズ 標準レンズ、望遠レンズ、広角レンズ、ズ ームレンズ等	-	3171 21	時計の部分品 半組立品、文字盤、ぜんまい、針、ばね棒、 振り玉、歯車、ねじ等	-
3154 13	光学レンズ 望遠鏡レンズ、顕微鏡レンズ、映画用レン ズ、拡大鏡レンズ等 〔注：眼鏡用レンズは316113に分類される。〕	-	〔注：時計用ガラスは221919、プラスチック製は 199719に分類される。〕		
3154 14	プリズム	-	3171 91	時計・同部分品（賃加工）	-
3154 91	レンズ・プリズム研磨（賃加工）	-	3172	時計側（材料のいかんを問わない）	-
3161	眼鏡（枠を含む）	-	3172 11	携帯時計側	-
3161 11	眼鏡 サングラス、老眼鏡等	-	3172 19	その他の時計側	-
3161 12	眼鏡枠	-	3172 91	時計側（賃加工）	-
3161 13	眼鏡レンズ（コンタクトレンズを含む）	-	金 属 く ず		
3161 14	眼鏡の部分品 テンプル、ブリッジ、眼鏡枠の部品（プラ スチック）等	-	2311 68	鉄くず	t
3161 91	眼鏡（賃加工）	-	2499 31	非鉄金属くず	-
			8164 00	販売電力	千KWh
			8166 00	製造工程からでたくず・廃物	-

## 中分類 32 - その他の製品

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
3211	貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品 〔注1：完成品のみ。部品、附属品、中間製品は細分類3212の各製造品に分類される。 注2：すず・アンチモン製品は細分類3251の各製造品に分類される。 注3：貴金属製時計は細分類3172の各製造品に分類される。〕	-			
3211 11	貴金属製装身具（宝石、象牙、亀甲を含む） 首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、ロケット、カフスポタン、バックル等 〔注：貴金属めっき製品を含む。〕	-	3229 19	その他の洋楽器、和楽器 ハーモニカ、アコーディオン、管楽器、弦楽器、打楽器、三味線、琴、尺八、鼓、和太鼓、オルゴール、電気ピアノ、電気オルガン等	-
3211 12	天然・養殖真珠装身具（購入真珠によるもの） 首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、カフスポタン、タイピン等 〔注1：人造真珠は229311に分類される。 注2：人造真珠製の身辺細貨品は325111に分類される。〕	-	3229 21	楽器の部分品・取付具・附属品 木管リード、パイプ、ギターマイク、こま、弦、オルゴールのムーブメント、シンセサイザ等	-
3211 91	貴金属・宝石製装身具（賃加工）	-	3229 91	楽器・楽器部分品・同材料（賃加工）	-
3212	貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工	-	3231	娯楽用具・がん具（人形、児童乗物を除く） 〔注1：エンジン、モーター、ぜんまい等を内蔵したものは323114金属製がん具に分類される。人形は細分類3232の各々の製造品に、児童乗物は323311に分類される。 注2：ゲームセンター等で業務用に用いられるテレビゲーム機は268312に、パチンコ台等は268311に分類される。〕	-
3212 11	貴金属・宝石製装身具附属品、同材料加工品、同細工品 座金、針金、管、宝石の切断・研磨取付け、真珠連、真珠のせん孔品等	-	3231 11	かるた、すごろく、トランプ、花札、囲碁、将棋、チェス、麻雀ばい、ゲーム盤等	-
3212 91	貴金属・宝石製装身具附属品・同材料加工品・同細工品（賃加工）	-	3231 12	家庭用テレビゲーム テレビゲーム、ファミコン等	台
3219	その他の貴金属製品	-	3231 13	電子応用がん具 ゲームウォッチ、ゲーム電卓、ラジコンカー、電子楽器がん具等	-
3219 11	その他の貴金属・宝石製品（装身具を除く） たばこケース、コンパクト、メダル、ナイフ、フォーク、スプーン、化粧用品、宗教用品、賞杯、宝石箱、象眼品、インキスタンド、花瓶等	-	3231 14	金属製がん具 刀（がん具）、ミニチュアカー、メリーゴロンド、トランシーバ（がん具）等	-
3219 19	その他の貴金属・宝石製品（装身具を除く）の附属品、同材料加工品、同細工品	-	3231 15	プラスチックモデルキット	-
3219 91	その他の貴金属・宝石製品（装身具を除く）・同附属品・同材料加工品・同細工品（賃加工）	-	3231 16	空気入りビニルがん具	-
			3231 19	その他のプラスチック製がん具 プラスチック製積木、自動車・飛行機、ビニル製たこ等	-
3221	ピアノ	台	3231 29	その他の娯楽用具・がん具 縫いぐるみ動物、木製がん具（竹製がん具、羽子板を含む）、陶磁器製がん具、クリスマス用品、仮装用品、鯉のぼり、紙製がん具、紙たこ、風船、折紙、塗り絵、クラッカー等 〔注：クリスマス用等の飾り電球は273112に、花火は329111に分類される。〕	-
3221 11	ピアノ 〔注1：ミュージックワイヤの両端をフレームに、ピン及びチューニングピンでとめてあるものをいう。これ以外のものは、木製がん具に分類される。 注2：電気ピアノ、電気オルガンは322919に分類される。〕	台	3231 31	娯楽用具・がん具の部分品・附属品 テレビゲーム用コントローラ等 〔注：がん具用のばね・ぜんまいは259214に、TVゲーム用のカセットは329615に分類される。〕	-
3222	ギター	個	3231 91	娯楽用具・がん具（賃加工）	-
3222 11	ギター（電気ギターを含む）	個			
3229	その他の楽器・楽器部品・同材料	-			
3229 11	電子楽器	-			



中分類3 2 - その他の製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
3232 人 形			3234 21	運動用具の部分品・附属品	-
3232 11	日本人形、西洋人形、縫いぐるみ人形 京人形、博多人形、こけし人形等 〔注：縫いぐるみ動物は323129に分類される。〕	-	3234 91	運動用具（賃加工）	-
3232 12	節句人形、ひな人形	-	3241	万年筆・シャープペンシル・ペン先	
3232 19	その他の人形	-	3241 11	万年筆	千本
3232 21	人形の部分品・附属品 人形マスク、人形衣服、ひな壇、ひな道具 等 〔注：人形の髪は325511に分類される。〕	-	3241 12	シャープペンシル	千本
3232 91	人形（賃加工）	-	3241 13	万年筆・シャープペンシル部分品、ペン先、 ペン軸 万年筆用ペン先、スペアインキ（カートリ ッジ式、充てんずみのもの）、シャープペ ンシル軸、鉄筆、ガラスペン等	-
3233 児 童 乗 物			3241 91	万年筆・シャープペンシル・ペン先（賃加工）	-
3233 11	児童乗物（部分品、附属品を含む） 歩行補助機、乳母車、三輪車、自動車、ス クータ、自転車（車輪の径の呼び12インチ 未満のもの）等	-	3242	ボールペン・マーキングペン	
3233 91	児童乗物・同部分品・附属品（賃加工）	-	3242 11	ボールペン	-
3234 運 動 用 具			3242 12	マーキングペン 蛍光ペン、サインペン等	-
	〔注1：帽子、ユニホーム、靴、ベルト等は各々の 産業に分類される。 注2：ネット地は117911に分類される。 注3：ヘルメットは329913に分類される。〕		3242 13	ボールペン・マーキングペン部分品	-
3234 11	野球・ソフトボール用具 野球ボール、ソフトボール、グローブ、ミ ット、バット、ベース、防具類等	-	3242 91	ボールペン・マーキングペン・同部分品（賃 加工）	-
3234 12	バスケットボール・バレーボール・ラグビ ー・サッカー等用具 ボール、チューブ、防具類等	-	3243 鉛 筆		
3234 13	テニス・ピンポン・バドミントン用具 テニスボール、ラケット、ピンポン台、シ ャトルコック等	-	3243 11	鉛筆 黒芯鉛筆、色芯鉛筆等	グロス
3234 14	ゴルフ・ホッケー用具 ゴルフボール、クラブ、ティー、スティッ ク、防具類等	-	3243 12	鉛筆芯、鉛筆軸（シャープペンシルの芯を含 む）	-
3234 15	スキー・水上スキー・スケート用具 スキー、ストック、ローラースケート、ス ケートボード、締め具等	-	3243 91	鉛筆（賃加工）	-
3234 16	トラック・フィールド用具、体操用具 円盤、砲丸、やり、ハンマー、ポール、バ ー、ハードル、バトン、とび箱、踏切板、 平行棒、鉄棒、つり輪、あん馬等	-	3244	毛筆・絵画用品（鉛筆を除く）	
3234 17	釣道具、同附属品 釣ざお、釣糸、釣針、うき、びく、リール （電動リールを含む）等 〔注：漆塗りの釣りざおは326119に分類される。〕	-	3244 11	水彩絵具	-
3234 19	その他の運動用具 玉突台、ぶらんこ、すべり台、シーソー、 空気銃、猟銃、剣道用具、ボクシング用具、 フェンシング用具、ボーリング用具、ゴー カート、ハングライダー、サンドバギー車 等	-	3244 19	その他の絵画用品 クレヨン、パステル、毛筆、画筆、油絵具、 絵画用木炭、パレット、ナイフ、スケッチ、 ボックス、カンバス、画架、画板、画布、 美術用ワックス、ポスターカラー、絵絹、 定着液等	-
			3244 91	毛筆・絵画用品（賃加工）	-
			3249	他に分類されない事務用品	
			3249 11	印章、印肉、スタンプ、スタンプ台 焼印、ゴム印、ナンバリング等	-
			3249 12	図案・製図用具 定規、コンパス、製図板、T定規、三角定 規等 〔注：定規のうち、目盛りのあるものは中分類31 に分類される。〕	-
			3249 13	事務用のり、工業用のり 〔注：合成のりは179919に、ゴムのりは203329に 分類される。〕	-
			3249 19	その他の事務用品 計算尺、そろばん、謄写版、ステープラ（ホ ッチキス）、筆箱、すずり箱、印箱、プラ スチック製文房具、穴あけ器、鉛筆削器、 墨汁、千枚通し、黒板ふき等	-

中分類3 2 - その他の製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品番号		
製造品及び賃加工品名	数量単位名		製造品及び賃加工品名	数量単位名	
<p>注1：プラスチック製消しゴムは199719に、ゴム製は209919に分類される。 注2：そろばん玉は324921に分類される。 注3：電動鉛筆削器は272919に、電動穴あけ器は268119に分類される。 注4：ガムテープ、インクリボンはベースの材質により分類される。 注5：インク及び修正液は179919に分類される。 注6：クリップ、ステープラ（ホッチキス）の針は325419に分類される。</p>			<p>注1：工業用ファスナーの金属製のものは258119に、プラスチック製のものは193119に分類される。 注2：メリヤス針は265412に、医療用針は313111に分類される。 注3：つり針は323417に分類される。</p>		
3249 21	他に分類されない事務用品の部分品・附属品	-	3254 11	縫針、ミシン針	万本
3249 91	他に分類されない事務用品（賃加工）	-	3254 12	スライドファスナー	-
3251	装身具・装飾品（貴金属・宝石製を除く）	-	3254 13	スナップ、ホック	-
<p>注：貴金属・宝石製は細分類3211、3212、3219の各製造品に、陶磁器製は224311に、ガラス製は221919に、七宝製は229211に、人造宝石は229311に分類される。</p>			3254 19	その他の針、同関連品	-
3251 11	身辺細貨品（すず・アンチモン製品を含む） 人造真珠身辺細貨品、首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、ロケット、カフスボタン、コンパクト、バッジ、バックル、メダル、くし、時計バンド（なめし革製は219919に分類される）、手鏡（枠付きのもの）、化粧用品、たばこセット等	-	3254 91	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品（賃加工）	-
3251 12	装飾品、置物類（すず・アンチモン製品を含む） 食卓用品、賞杯、象眼品、インキスタンド、机上用品、宗教用品等	-	3255 か	つら	-
<p>注：陶磁器製置物は224311に分類される。</p>			3255 11	かつら、かもし（人形の髪を含む） かつら、かもし、ヘアピース等	-
3251 13	宝石箱、小物箱（すず・アンチモン製品を含む） 時計ケース等（内装又は外装を施してあるもの）	-	3255 91	かつら・かもし（賃加工）	-
3251 14	装身具・装飾品（貴金属・宝石製を除く）の部分品・附属品	-	3261 漆	器	-
3251 91	装身具・装飾品（賃加工）	-	<p>注：カシュー塗りを含む。地の材質を問わない。</p>		
3252	造花・装飾用羽毛	-	3261 11	漆器製家具	-
<p>注：材料のいかんを問わない。ドライフラワーは329919に分類される。</p>			3261 12	漆器製台所・食卓用品	-
3252 11	造花、装飾用羽毛 羽根、羽毛、羽毛製品等	-	3261 19	その他の漆器製品	-
3252 91	造花・装飾用羽毛（賃加工）	-	<p>小物箱、化粧箱、美術品、装飾品、仏具、金属漆器、漆工芸品、漆器製宗教用具等</p>		
3253	ボタン	-	3261 91	漆器（賃加工）	-
3253 11	プラスチック製ボタン	-	3271	麦わら・パナマ類帽子・わら工品	-
3253 19	その他のボタン（ボタン型を含む） 貝製ボタン、金属製ボタン等	-	3271 11	麦わら・パナマ類帽子、帽体（紙いと帽子、 経木帽子を含む）	-
3253 91	ボタン（賃加工）	-	<p>さなた帽子、麦わら帽子等</p>		
3254	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品	-	3271 19	その他のわら工品	-
			<p>わら縄、かます、俵、養蚕用品、わら細工品等</p>		
			3271 91	麦わら・パナマ類帽子・わら工品（賃加工）	-
			3272	畳	-
			3272 11	畳、畳床	畳
			<p>注：プラスチック製畳床は中分類1 9の製造品に分類される。</p>		
			3272 12	畳表	畳
			<p>い草畳表、合成繊維製畳表、プラスチック製畳表等</p>		
			3272 13	花むしろ、ござ	-
			3272 91	畳・むしろ類（賃加工）	-
			3273	うちわ・扇子・ちょうちん	-
			<p>注：材料のいかんを問わない。</p>		

中分類3 2 - その他の製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号			製造品及び賃加工品名	数量単位名
3273 11	うちわ、扇子(骨を含む)	-	羽根扇子、うちわ等	-	3281 11	銃砲、爆発物投射機	-		
3273 12	ちょうちん(骨を含む)	-		-		けん銃、小銃、機関銃、りゅう弾砲、キャノン砲、高射砲、無反動砲、迫撃砲、機関砲、ロケット弾発射機、爆弾投下機、魚雷発射管、魚雷投下機、爆雷投射機、爆雷投下機、対潜弾投射機等	-		
3273 91	うちわ・扇子・ちょうちん(賃加工)	-		-			-		
3274	ほうき・ブラシ	-		-	3281 12	銃砲弾、爆発物	-		
3274 11	歯ブラシ	-		-		ロケット弾、手りゅう弾、地雷、爆雷、機雷、爆弾、魚雷等	-		
3274 19	その他のブラシ	-	化粧用ブラシ、靴ブラシ、ワイヤーブラシ、たわし、はけ、ペンキ用ローラ等	-	3281 19	その他の武器	-		
3274 21	清掃用品	-	竹ぼうき、畳ぼうき、くまで、はたき、針金ぼうき、草ぼうき、ささら、モップ等	-	3281 21	武器の部分品・附属品	-		
3274 91	ブラシ・清掃用品(賃加工)	-	注：布製ぞうきん及びモップの布の部分は129919に分類される。紙製ぞうきんは159919に分類される。	-	3281 91	武器(賃加工)	-		
3275	傘・同部分品	-		-	3291 煙 火		-		
3275 11	男子用洋傘	本		-	3291 11	煙火(がん具を含む)	-		
3275 12	婦人用洋傘(パラソル、男女児兼用傘を含む)	本		-		信号用煙火、がん具用煙火、せん光弾、鉄道信号用煙火、観賞用煙火、爆竹等	-		
3275 19	その他の傘、傘部分品	-		-	3291 91	煙火(賃加工)	-		
3275 91	傘・同部分品(賃加工)	-	和傘、和傘部分品、洋傘骨、洋傘部分品等	-	3292	看板・標識機	-		
3276	マ ッ チ	-		-		注：ほうろう製看板・標識は229119に分類される。	-		
3276 11	マッチ(軸木、箱を含む)	-	注：材料のいかんを問わない。	-	3292 11	看板、標識、展示装置(電気的、機械的でないもの)	-		
3276 91	マッチ(賃加工)	-		-		道路標識、広告塔、アドバルーン等	-		
3277	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)	-		-	3292 12	看板、標識機、展示装置(電気的、機械的なもの)	-		
3277 11	喫煙用具	-	注：完成品のみ。ライター及び喫煙用具の部品は材質により分類される。	-	3292 91	看板・標識機・展示装置(賃加工)	-		
3277 91	喫煙用具(賃加工)	-	注1：自動車用ライターは301329に分類される。注2：灰皿は材質により各々の産業に分類される。フィルタープラグは329919に分類される。	-	3293	パレット	-		
3278	魔法瓶	-		-	3293 11	パレット	-		
3278 11	魔法瓶、魔法瓶ケース(ジャー、ジャーケースを含む)	-	注：ガラス製中瓶は221911に、電子ジャーは272111に分類される。	-		木製パレット、金属製パレット、プラスチック製パレット等	-		
3278 91	魔法瓶(賃加工)	-		-	3293 91	パレット(賃加工)	-		
3281	武器	-		-	3294	モデル・模型(紙製を除く)	-		
		-	注：レジャー用・スポーツ用鉄砲は323419に、産業用銃は266919に分類される。	-	3294 11	マネキン人形、人台	-		
		-		-	3294 19	その他のモデル、模型	-		
		-		-	3294 91	モデル・模型(賃加工)	-		
		-		-	3295	工業用模型	-		
		-		-	3295 11	工業用模型(木型を含む)	-		
		-		-	3295 91	工業用模型(木型を含む)(賃加工)	-		

中分類 3 2 - その他の製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品及び 賃加工品番号			製造品及び 賃加工品番号		
製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名	製造品及び 賃加工品番号	製造品及び賃加工品名	数量単位名
3296	情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）		3299 14	ユニット住宅	-
	〔注：録音・録画される前の生のテープは279311に、同ディスクは279312に分類される。〕			〔注1：プレハブ住宅は構造材の材質により分類される。 木質系 132413 鉄骨系 254226 コンクリート系 222322 注2：ツー・バイ・フォー住宅は132411に分類される。〕	
3296 11	オーディオディスクレコード	-	3299 15	ルームユニット	-
3296 12	オーディオテープレコード	-		バスユニット、トイレユニット、複合ユニット	
3296 13	ビデオディスクレコード	-		〔注：システムキッチン141112（木製）、141214（金属製）に分類される。〕	
3296 14	ビデオテープレコード	-	3299 19	他に分類されないその他の製品	-
3296 15	ゲーム用カセット	-		ランプかさ（ガラス製、金属製を除く）、葬儀用品、オガライト、フィルタープラグ、処理馬毛、処理豚毛、天然テグス、魚りんはく、パールエッセンス、くつ中敷（革製を除く）、つえ、たどん、懐炉灰、貝細工品、リノリウム、鳥獣魚類のはく製、押絵、幻灯スライド、懐炉、真珠核（貝殻製）、靴ふきマット、種子帯、教材用紙粘土・プラスチック粘土等	
3296 19	その他の情報記録物 プリペイドカード（テレホンカード等）、コンピュータソフトフロッピーディスク、辞書フロッピーディスク、電子手帳用情報カード等	-	3299 91	他に分類されないその他の製品（賃加工）	-
3296 91	情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）（賃加工）	-		金属くず	
3299	他に分類されないその他の製品		2311 68	鉄くず	t
3299 11	繊維壁材（化粧用吹付材を含む）	-	2499 31	非鉄金属くず	-
3299 12	線香類	k g			
	〔注：蚊とり線香は176211に分類される。〕		8264 00	販売電力	千kWh
3299 13	人体安全保護具、救命器具 呼吸保護具、顔面保護具、安全衣、安全ベルト、救命胴衣、救命浮環、救命いかた、救命用ゴムボート、救命索発射機、救命シュート、消防用救命器具、保安帽、ゴーグル等	-	8266 00	製造工程からでたくず・廃物	-
	〔注1：保安帽帽体の金属製は259919に、同プラスチック製は194419に分類される。 注2：ゴム製のウェットスーツは209919に分類される。〕				

